

「体験の風をおこそう」運動[®]

青少年教育関係施設基礎調査 報告書

令和6年度調査

令和8年3月

青少年教育関係施設基礎調査（令和6年度調査）

目次

第1章 調査の概要

1. 調査の目的	1
2. 調査対象	1
3. 調査方法	2
4. 調査内容	2
5. 回収率	2

第2章 本調査結果を捉える視点

1. 本調査結果を捉える視点	3
----------------	---

第3章 調査結果

集計表の見方	5
1. 基本情報	6
2. 職員	10
3. 指定管理者制度・PFI事業	12
4. 開館状況	18
5. 年間予算	19
6. 施設利用料金	27
7. 利用対象	28
8. 受入れ単位	29
9. 年間延べ利用者数	29
10. 利用者受入方針	37
11. 主催事業・イベント	37
12. 他施設・団体との連携	43
13. 施設の特徴化	46
14. 現代的課題への取組	51
15. 事施設でできる活動・費用徴収の有無	52
16. 主な活動	56
17. 施設の防災機能	58
18. 朝・夕のつどいの実施	58
19. ボランティアの活動状況	59
20. 指導系職員の研修	63

21. 利用者への指導・助言	64
22. ハラスメント	67
23. 国立青少年教育振興機構に関すること	68
24. 利用者及び青少年の参画	69
25. 施設の広報・宣伝方策	73

第4章 考察

青少年教育施設における設置者（所管）による組織体制	75
青少年教育施設における指定管理導入までの課題	79
青少年教育施設における指導者及び指導の実態と課題	84
施設の特徴化からみる青少年教育施設の地域教育の拠点としての可能性	91
青少年教育施設におけるボランティア活動の実態と課題	96

資料

資料1 自由記述一覧	101
資料2 調査票	111

第 1 章

調査の概要

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

全国の青少年教育施設の運営・分布状況等を把握し、現状や課題、新たな取組等を明らかにし、それらの情報を基礎データとして青少年教育関係機関・団体、教育委員会等に提供・共有することで、今後の施設運営や青少年教育の発展のための一助とする。

国公立青少年教育施設、民間青少年教育施設団体より収集した回答を対象に様々な分析を用いることによって、青少年教育をはじめ体験活動関係業界全体の特徴を明らかにし、各カテゴリーの運営に役立てるような資料を提供・共有することで、青少年教育の発展のための一助とする。

2. 調査対象

(1) 調査対象施設

平成30年度に文部科学省が実施した社会教育調査の対象となった897施設を対象とした。なお、社会教育調査において、青少年教育施設は、少年自然の家、青年の家（宿泊型）、青年の家（非宿泊型）、児童文化センター、野外教育施設、その他の青少年教育施設の以下の6種別に分類されている。本調査は、その6種別に自然体験活動の提供を中心とした事業を行うNPO法人自然体験活動推進協議会（CONE）に加盟している団体が所有する施設及びYMCAを「民間青少年教育施設団体」として定義し、7種別を調査対象とした。それぞれの定義は次のとおりである。

① 少年自然の家

少年を自然に親しませ、団体宿泊訓練を行い、野外活動、自然探求等を通じてその情緒や社会性を豊かにし、心身ともに健全な少年の育成を図るための施設をいう。（「少年自然の家」以外の名称を用いているものを含む。）

② 青年の家（宿泊型）

団体宿泊訓練を通じて、規律・協同・友愛・奉仕等の精神をかん養し、心身共に健全な青年の育成を図るための施設（宿泊型）をいう。（「青年の家」以外の名称を用いているものを含む。）

③ 青年の家（非宿泊型）

青年の日常生活に即した交友と研さんの場を提供し、青年の研修、団体活動の助長を図るための施設（非宿泊型）をいう。（「青年の家」以外の名称を用いているものを含む。）

④ 児童文化センター

少年に対し科学知識の普及、実験実習の場の提供、情操のかん養、生活指導等を行い、健全な自発的行動の促進を図るための施設をいう。

⑤ 野外教育施設

「少年自然の家」や「青年の家」に類似した目的や趣旨を有するが、宿泊のための建物を持たない野外体験活動のための施設・設備が中心となるような施設であって、「少年自然の家」「青年の家」「児童文化センター」に該当しないもの。

⑥ その他の青少年教育施設

「少年自然の家」や「青年の家」に類似した目的や趣旨を有し、施設の目的の一つとして、青少年の交流や学習の支援を実施するが、「少年自然の家」「青年の家」「野外教育施設」と異なり、青少年以外の研修やスポーツなど必ずしも青少年教育のみを行っているとは限らない施設。

⑦ 民間青少年教育施設団体

自然体験活動の提供を中心とした事業を行うNPO法人自然体験活動推進協議会（CONE）加盟団体が所有する施設及びYMCA

(2) 調査対象施設の設置主体

① 国立施設

独立行政法人国立青少年教育振興機構が有する28施設。

② 公立施設

都道府県、政令指定都市、市（区）、町及び村の各自治体が所管する施設。

3. 調査方法

調査対象施設には、調査票を送付し記入を依頼した。回答は、Web フォーム（Microsoft Forms）での入力、又は調査票に記入し郵便による返送のいずれかの方法を回答する形式とした。

調査票の発送日：令和7年2月17日(月)

調査票の提出期限日：令和7年3月28日(金)

4. 調査内容

施設規模、予算状況、運営体制、利用情報、事業内容、外部環境等を調査項目として設定した。

5. 回収率

		調査票配布施設数	回収施設数	回収率
内訳	国立施設	28	28	100.0%
	公立施設	863	405	46.9%
合計		891	433	48.6%
民間等		※	7	—

※民間等につきましては、所属しております団体様を通して、調査依頼をさせていただきました。

第2章

本調査結果を捉える視点

本調査結果を捉える視点

文教大学人間科学部 准教授 青山 鉄兵

国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター客員研究員

1. 本調査の位置付け

本調査は、国立青少年教育振興機構が平成 18（2006）年の設立以降、数年に 1 度のペースで実施してきた青少年教育施設に関する全国調査の流れの中に位置づくものである。

全国の青少年教育施設の概況については、文部科学省が概ね 3 年に 1 度実施している社会教育調査の中で、青少年教育施設に関する調査が行われている。社会教育調査は国で定められた基幹統計調査であり、全国の青少年教育施設を悉皆的に調査できる一方、調査内容が限定的で、施設の具体的な事業運営の実態については十分に把握ができるわけではない。また、調査の性格上、国公立の施設のみが対象となっている。

本調査は、国立青少年教育振興機構が青少年教育施設のナショナルセンターとして、全国の青少年教育施設の事業運営の実態を把握するための調査として実施されてきたものである。社会教育調査とは異なり悉皆的な調査ではないものの、より実践的な観点から施設運営に関わる具体的な事項に注目している。また、調査データの二次利用等、より学術的な観点からの分析が可能となっている点も特徴と言える。

2. 本調査での取り組み

今回の調査実施にあたり、これまでの懸案事項であった民間施設の実態の把握を新たに試みた。しかし、民間の青少年教育施設を調査対象としてリスト化することは容易ではなく、今回は十分なデータ数を収集することができなかった（参考値として集計結果には加えている）。かつての伝統的な青少年団体等の運営基盤が弱体化し、業界のネットワークのあり方自体が変容する中で、また、ユースセンター等の新たな青少年施設のあり方も模索される中で、官民の垣根を越えて多様な青少年教育施設の輪郭をどのように把握するか自体が、今後の調査研究上の課題であると言える。

また、本調査では、国立青少年教育振興機構職員有志による「調査データ集計ゼミ」を組織して分析を行い、職員自身の考察を報告書に掲載することとした。担当した職員は立場も経験もさまざまであるが、実際に施設運営に関わっている職員自身の手によって、従来の調査よりも実践的な関心から分析が行われたことは、理論と実践を往還しながら青少年教育施設に関する知見や専門性を蓄積していくプロセスとしても有意義なものであったと考えられる。

3. 本調査からみる青少年教育施設の動向

本調査結果の詳細はぜひ本文をご覧ください。令和 2（2020）年度に実施した前回調査（国立青少年教育振興機構「青少年教育関係施設基礎調査報告書（令和 2 年度調査）」2024）等の結果も踏まえつつ、この間の青少年教育施設の動向について、以下の各点を指摘することができる。

第 1 に、青少年教育施設の運営基盤の縮小傾向が続いており、特に市立・町村立でその傾向が

顕著であると考えられることである。公立施設における指定管理者制度の導入状況等には違いは見られないものの、常勤職員や指導系職員が不在の施設の割合は前回調査よりも高い水準となっている。特に、こうした状況の変化は市立・町村立で顕著であり、基礎自治体ではこうした施設に関わる人的・物的な環境を維持することが困難になっていると考えられる。

第2に、事業面では、特に宿泊事業を実施している施設の割合が減っていることが注目される。前回調査では、新型コロナウイルス感染拡大以前の令和元(2019)年度の状況を把握しているが、今回の調査結果に比べて、日帰り事業を実施している施設の割合に大きな変化は見られないが、宿泊事業を実施している施設の割合は顕著に低い水準となっている。こうした背景には、コロナ禍以降の社会の変化や、すでに見た施設の運営基盤の縮小など、複合的な要因があると考えられる一方、体験活動の推進という観点からは、宿泊プログラムの拡充は今後の青少年教育の重要な課題の1つであると言えるだろう。

第3に、コロナ禍と比べると、施設の利用者数については一定の回復が見られるということである。今回、令和2年度と令和5年度の利用者数の変化について質問しているが、設置主体を問わず、日帰り・宿泊の双方の多くの項目で「増えた」割合が「減った」割合を上回っており、まだコロナ禍の3年前に比べると全体として利用者数は回復傾向にあることが推察される。一方で、少なからず施設が「減った」と回答しており、コロナ禍と比べても利用者数が減っている施設があることも指摘できる。

4. 基礎的・継続的なデータの収集・蓄積の重要性

青少年教育施設を取り巻く環境が大きく変化し、近年、さまざまな形で今後の方向性が議論されている。2025年度には国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会「国立青少年教育施設の振興方策について(報告書)」が出されたほか、中央教育審議会生涯学習分科会においても、文部科学大臣による「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について」の諮問の中で「青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策」の検討が挙げられており、議論が続けられている。

こうした議論を進めていく上で、青少年教育施設の実態に関する基礎的・継続的なデータの収集・蓄積は不可欠であると言える。短期的な評価・成果が重視されがちの中で、中長期的かつ実践的な視点から、検討の前提となるデータを把握しておくことは、今後もナショナルセンターの果たすべき重要な役割の1つであると言えよう。

第 3 章

調査結果

第3章：調査結果

【集計表の見方】

- ◇表中、「0」はその選択肢を選んだ施設がなかったことを示している。また、「0.0」は、その選択肢を選んだ施設がなかった、もしくは小数点以下第2位を四捨五入の結果0.0%となったことを表す。
- ◇表のタイトルに「(複数回答)」とあるものは、2つ以上の選択肢を選ぶことができる質問の集計結果であることを示している。また、複数回答の場合は、合計値は省略する。
- ◇表中のパーセントの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、単一回答の質問項目の場合も、その和が100.0%に一致しない場合がある。
- ◇各集計表のもととなった設問については、資料2の調査票(pp.111~152)を参照。ただし、表中では調査票の質問文を簡略化して表記している場合がある。
- ◇「合計」とは、当該質問項目に回答した施設数を表す。

1. 基本情報

(1) 設置者

設置者についてみると全体では「市(区)」が229施設(52.0%)と最も多く、次いで「都道府県」(146施設、33.2%)が多い。この2区分が全体の8割を占めている。本報告書では、設置主体を「国」、「都道府県・政令指定都市」、「市(区)」、「町・村」、「民間等」の5つに区分し、集計結果をみていく。

表3-1-1 施設数

設置主体	施設数	
国(独立行政法人)	28	(6.4)
都道府県・政令指定都市	146	(33.2)
市(区)	229	(52.0)
町・村	30	(6.8)
民間等	7	(1.6)
合計	440	(100.0)

単位：施設()内は構成比

(2) 施設種別

施設種別について見ると、「その他の青少年教育施設」(41.4%)を除き、「少年自然の家」が125施設(28.4%)、「青年の家(宿泊型)」が56施設(12.7%)と続いている。設置主体別にみると、概ね全体と同様の傾向がみられるが、「市(区)」や「町・村」は野外教育施設が10%を超える割合であった。

表3-1-2 施設種別

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
少年自然の家	14 (50.0)	63 (43.2)	46 (20.1)	2 (6.7)	0 (0.0)	125 (28.4)
青年の家(宿泊型)	13 (46.4)	27 (18.5)	15 (6.6)	1 (3.3)	0 (0.0)	56 (12.7)
青年の家(非宿泊型)	0 (0.0)	3 (2.1)	11 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (3.2)
児童文化センター	0 (0.0)	3 (2.1)	17 (7.4)	2 (6.7)	0 (0.0)	22 (5.0)
野外教育施設	0 (0.0)	9 (6.2)	23 (10.0)	4 (13.3)	1 (14.3)	37 (8.4)
その他の青少年教育施設	1 (3.6)	41 (28.1)	117 (51.1)	21 (70.0)	1 (14.3)	181 (41.1)
民間青少年教育施設団体	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (71.4)	5 (1.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設()内は構成比

(3) 所管

所管については、「教育委員会」が所轄している組織が全体の74.8% (303 施設) を占めていた。これらの傾向は、「都道府県・政令指定都市」、「市(区)」、「町・村」のいずれも同様の傾向であったが、特に「町・村」では86.7% (26 施設) と「教育委員会」が所管している割合が高い傾向が見られた。

表3-1-3 所管

	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	合計
教育委員会	110 (75.3)	167 (72.9)	26 (86.7)	303 (74.8)
首長部局(知事・市(区)町村部局)	36 (24.7)	56 (24.5)	3 (10.0)	95 (23.5)
無回答	0 (0.0)	6 (2.6)	1 (3.3)	7 (1.7)
合計	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	405 (100.0)

単位：施設()内は構成比

※所管については、「国」は文科省が所管しており、「民間」は所管が無いため、ここではそれ以外の405施設の状況について対象としている。

(4) 活動範囲の主な自然環境

活動範囲の主な自然環境については、全体的な傾向として「あてはまるものはない」(27.3%)の回答が最も多かった。次点で「山」が253施設(57.5%)、次いで「河川」が97施設(22.0%)、「海」が69施設(15.7%)と続いた。

表3-1-4 活動範囲の主な自然環境(複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
山	24 (85.7)	92 (63.0)	118 (51.5)	14 (46.7)	5 (71.4)	253 (57.5)
高原	4 (14.3)	14 (9.6)	14 (6.1)	0 (0.0)	3 (42.9)	35 (8.0)
湖	2 (7.1)	13 (8.9)	15 (6.6)	1 (3.3)	0 (0.0)	31 (7.0)
海	6 (21.4)	37 (25.3)	20 (8.7)	5 (16.7)	1 (14.3)	69 (15.7)
河川	8 (28.6)	35 (24.0)	47 (20.5)	6 (20.0)	1 (14.3)	97 (22.0)
あてはまるものはない	0 (0.0)	30 (20.5)	79 (34.5)	11 (36.7)	0 (0.0)	120 (27.3)
その他	1 (3.6)	4 (2.7)	14 (6.1)	4 (13.3)	0 (0.0)	23 (5.2)

単位：施設()内は構成比

(5) 敷地内にある施設や設備

敷地内にある施設や設備については、全体的な傾向として、「障害者用トイレ」が 321 施設 (73.0%) で最も多く、次いで「集会室」が 315 施設 (71.6%) と「視聴覚室」が 315 施設 (71.6%) で同率であった。また、「宿泊室」も 299 施設 (68.0%) と 7 割弱を占める施設で備えていた。

表 3-1-5 敷地内にある施設や設備 (複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
宿泊室	28 (100.0)	127 (87.0)	125 (54.6)	12 (40.0)	7 (100.0)	299 (68.0)
集会室	27 (96.4)	107 (73.3)	159 (69.4)	15 (50.0)	7 (100.0)	315 (71.6)
視聴覚室	28 (100.0)	119 (81.5)	147 (64.2)	18 (60.0)	3 (42.9)	315 (71.6)
体育・レクリエーション室等	24 (85.7)	78 (53.4)	81 (35.4)	6 (20.0)	2 (28.6)	191 (43.4)
体育館・講堂	24 (85.7)	97 (66.4)	90 (39.3)	15 (50.0)	2 (28.6)	228 (51.8)
キャンプ場	23 (82.1)	76 (52.1)	82 (35.8)	4 (13.3)	5 (71.4)	190 (43.2)
外国人向け表示	13 (46.4)	32 (21.9)	16 (7.0)	0 (0.0)	3 (42.9)	64 (14.5)
スロープ	27 (96.4)	108 (74.0)	111 (48.5)	10 (33.3)	4 (57.1)	260 (59.1)
障害者用トイレ	28 (100.0)	132 (90.4)	147 (64.2)	8 (26.7)	6 (85.7)	321 (73.0)
エレベーター	19 (67.9)	66 (45.2)	66 (28.8)	0 (0.0)	2 (28.6)	153 (34.8)
簡易昇降機	10 (35.7)	19 (13.0)	6 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	35 (8.0)
点字による案内	9 (32.1)	43 (29.5)	30 (13.1)	0 (0.0)	2 (28.6)	84 (19.1)
障害者用浴室 (共有含む)	24 (85.7)	57 (39.0)	22 (9.6)	0 (0.0)	2 (28.6)	105 (23.9)
障害者用駐車場	24 (85.7)	101 (69.2)	77 (33.6)	2 (6.7)	2 (28.6)	206 (46.8)
無線 LAN	25 (89.3)	90 (61.6)	85 (37.1)	11 (36.7)	4 (57.1)	215 (48.9)

単位：施設 () 内は構成比

(6) 宿泊定員

宿泊定員については、全体的な傾向として「101人～200人」が103施設(34.4%)と最も多く、次いで「1人～100人」が76施設(25.4%)であった。設置主体別にみると、国は「301～400人」が15施設(53.6%)と最も多く、次いで「200～300人」が8施設(28.6%)と続くことから、比較的大人数の団体受け入れをすることが可能であるという特徴がみられる。

表3-1-6 宿泊定員

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
401人以上	3 (10.7)	10 (7.9)	2 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (5.0)
301～400人	15 (53.6)	20 (15.7)	9 (7.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	44 (14.7)
200～300人	8 (28.6)	27 (21.3)	22 (17.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	57 (19.1)
101～200人	2 (7.1)	57 (44.9)	40 (32.0)	2 (16.7)	2 (28.6)	103 (34.4)
1～100人	0 (0.0)	13 (10.2)	50 (40.0)	9 (75.0)	4 (57.1)	76 (25.4)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.6)	1 (8.3)	1 (14.3)	4 (1.3)
合計	28 (100.0)	127 (100.0)	125 (100.0)	12 (100.0)	7 (100.0)	299 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(7) キャンプ場の定員

キャンプ場については、(6)で記載した通り、全体で190施設(43.2%)が所有していると回答している。定員については、「1～100人」が84施設(44.2%)と最も多く、次いで「101～200人」が63施設(33.2%)と続いた。

表3-1-7 キャンプ場定員

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
401人以上	1 (4.3)	3 (3.8)	2 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (3.2)
301～400人	1 (4.3)	5 (6.4)	5 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (5.8)
200～300人	2 (8.7)	6 (7.7)	3 (3.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (5.8)
101～200人	8 (34.8)	30 (38.5)	22 (27.5)	1 (25.0)	2 (40.0)	63 (33.2)
1～100人	10 (43.5)	30 (38.5)	39 (48.8)	3 (75.0)	2 (40.0)	84 (44.2)
無回答	1 (4.3)	4 (5.1)	9 (11.3)	0 (0.0)	1 (20.0)	15 (7.9)
合計	23 (100.0)	78 (100.0)	80 (100.0)	4 (100.0)	5 (100.0)	190 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

2. 職員

(1) 職員数

①常勤職員数

施設に勤務する常勤職員数についてみると、全体的な傾向として、「1～5人」が156施設(35.5%)と最も多く、次いで「6～10人」が119施設(27.0%)と続いた。一方、設置主体別にみると、国は「11～15人」が24施設(85.7%)で最多、都道府県・政令指定都市は「6～10人」が74施設(50.7%)で最多というように、行政区分が大きいほど職員数も多くなる傾向がみられた。

表3-2-1 常勤職員数

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
21人以上	0 (0.0)	7 (4.8)	3 (1.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	11 (2.5)
16～21人	3 (10.7)	7 (4.8)	2 (0.9)	0 (0.0)	1 (14.3)	13 (3.0)
11～15人	24 (85.7)	21 (14.4)	16 (7.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	62 (14.1)
6～10人	1 (3.6)	74 (50.7)	43 (18.8)	1 (3.3)	0 (0.0)	119 (27.0)
1～5人	0 (0.0)	29 (19.9)	110 (48.0)	13 (43.3)	4 (57.1)	156 (35.5)
0人	0 (0.0)	8 (5.5)	54 (23.6)	15 (50.0)	1 (14.3)	78 (17.7)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

②常勤職員のうち指導系の職員

本項は(1)のうち、特に指導系の職員数について聞いたものである。その結果、全体的な傾向として、「1～5人」が208施設(47.3%)と最も多く、次いで「0人」が140施設(31.8%)と続いた。設置主体別にみると、国のみ「0人」という回答が無かったことから、それ以外の区分では、指導系職員が全て非常勤であるという場合や居ない場合もあることが明らかとなった。

表3-2-2 常勤職員のうち指導系の職員

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
21人以上	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
16～21人	0 (0.0)	2 (1.4)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)
11～15人	0 (0.0)	5 (3.4)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (1.4)
6～10人	17 (60.7)	41 (28.1)	22 (9.6)	0 (0.0)	1 (14.3)	81 (18.4)
1～5人	11 (39.3)	85 (58.2)	100 (43.7)	7 (23.3)	5 (71.4)	208 (47.3)
0人	0 (0.0)	13 (8.9)	103 (45.0)	23 (76.7)	1 (14.3)	140 (31.8)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

③非常勤職員

施設に勤務する非常勤職員数についてみると、全体的な傾向として、「1～5人」が198施設(45.0%)と最も多く、次いで「0人」が151施設(34.3%)と続いた。上記の2区分を合算すると79.3%となり、青少年教育施設の約8割で職員数が5人以下であることが明らかとなった。

表3-2-3 非常勤職員

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
21人以上	0 (0.0)	1 (0.7)	5 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (1.4)
16～21人	0 (0.0)	3 (2.1)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (1.1)
11～15人	2 (7.1)	6 (4.1)	6 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (3.2)
6～10人	11 (39.3)	21 (14.4)	31 (13.5)	0 (0.0)	2 (28.6)	65 (14.8)
1～5人	15 (53.6)	73 (50.0)	93 (40.6)	15 (50.0)	2 (28.6)	198 (45.0)
0人	0 (0.0)	42 (28.8)	91 (39.7)	15 (50.0)	3 (42.9)	151 (34.3)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

④非常勤職員のうち指導系の職員

本項は(3)のうち、特に指導系の職員数について聞いたものである。その結果、全体的な傾向として、「0人」が289施設(65.7%)と最多であり、次いで「1～5人」が127施設(28.9%)と続いた。

表3-2-4 非常勤職員のうち指導系の職員

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
16～21人	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
11～15人	1 (3.6)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)
6～10人	0 (0.0)	6 (4.1)	14 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (4.5)
1～5人	15 (53.6)	53 (36.3)	55 (24.0)	3 (10.0)	1 (14.3)	127 (28.9)
0人	12 (42.9)	85 (58.2)	159 (69.4)	27 (90.0)	6 (85.7)	289 (65.7)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

3. 指定管理者制度・PFI 事業

(1) 導入の有無

指定管理者制度・PFI 事業導入の有無についてみると、全体では199施設（45.0%）で導入されている。設置主体別にみると、都道府県・政令指定都市における導入が102施設（69.9%）と全体の中で最も多くなっている。

表3-3-1 指定管理者制度またはPFIの導入について

	国（独立行政法人）	都道府県・ 政令指定都市	市（区）	町・村	民間等	合計
導入されている	0 (0.0)	102 (69.9)	93 (40.6)	4 (13.3)	0 (0.0)	199 (45.2)
導入されていない	28 (100.0)	44 (30.1)	136 (59.4)	26 (86.7)	7 (100.0)	241 (54.8)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) 導入の種類

「導入されている」と回答した199施設について、その制度をみると、どの設置主体も指定管理者制度の導入が多いことが分かる（197施設、99.0%）。PFI事業を導入している設置区分は市（区）立が唯一であり、2施設のみである（1.0%）。

表3-3-2 導入されている制度

	国 (独立行政法人) (n=0)	都道府県・ 政令指定都市 (n=102)	市（区） (n=93)	町・村 (n=4)	民間等 (n=0)	合計 (n=199)
指定管理者制度	0 (0.0)	102 (100.0)	91 (97.8)	4 (100.0)	0 (0.0)	197 (99.0)
PFI	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.0)
合計	0 (0.0)	102 (100.0)	93 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	199 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(3) 指定管理者制度・PFI 事業を受けている機関・団体の種別

導入されていると回答した 199 施設について、機関・団体の種別をみると、全体では一般財団・社団法人、公益財団・社団法人が 78 施設 (39.2%) と最も多くなっている。次いで、企業 (商社法人) が 58 施設 (29.1%) となっている。

表 3-3-3 機関・団体の種別

	国 (独立行政法人) (n=0)	都道府県・政令指定都市 (n=102)	市 (区) (n=93)	町・村 (n=4)	民間等 (n=0)	合計 (n=199)
一般財団・社団法人、公益財団・社団法人	0 (0.0)	40 (39.2)	35 (37.6)	3 (75.0)	0 (0.0)	78 (39.2)
NPO 法人	0 (0.0)	19 (18.6)	19 (20.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	38 (19.1)
任意団体 (法人格なし)	0 (0.0)	5 (4.9)	4 (4.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (4.5)
企業 (商社法人)	0 (0.0)	28 (27.5)	29 (31.2)	1 (25.0)	0 (0.0)	58 (29.1)
その他	0 (0.0)	9 (8.8)	6 (6.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (7.5)
無回答・不明	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)
合計	0 (0.0)	102 (100.0)	93 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	199 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

(4) 指定管理者制度・PFI事業の最初の導入年

導入されていると回答した199施設(45.2%)について、指定管理者制度・PFI事業を最初に導入した時期(年)をみると、全体では2004～2007年が80施設(40.2%)と最も多くなっている。次いで、2008～2011年が46施設(23.1%)と多くなっている。

表3-3-4 指定管理者制度・PFI事業の最初の導入年

	国 (独立行政法人) (n=0)	都道府県・ 政令指定都市 (n=102)	市(区) (n=93)	町・村 (n=4)	民間等 (n=0)	合計 (n=199)
1999年以前	0 (0.0)	5 (4.9)	2 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (3.5)
2000～2003年	0 (0.0)	1 (1.0)	1 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.0)
2004～2007年	0 (0.0)	49 (48.0)	28 (30.1)	3 (75.0)	0 (0.0)	80 (40.2)
2008～2011年	0 (0.0)	30 (29.4)	16 (17.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	46 (23.1)
2012～2015年	0 (0.0)	7 (6.9)	14 (15.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (10.6)
2016～2019年	0 (0.0)	4 (3.9)	12 (12.9)	1 (25.0)	0 (0.0)	17 (8.5)
2020～2024年	0 (0.0)	3 (2.9)	9 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (6.0)
2025年以降	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)
無回答・不明	0 (0.0)	3 (2.9)	10 (10.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (6.5)
合計	0 (0.0)	102 (100.0)	93 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	199 (100.0)

単位：施設()内は構成比

(5) 現在の指定管理者制度・PFI事業の契約期間年数

導入されていると回答した199施設(45.2%)について、現在の契約期間年数をみると、全体では4～6年間で80施設(40.2%)と最も多くなっている。次いで、19年間以上となっている(31施設、15.6%)。

表3-3-5 現在の指定管理者制度・PFI事業の契約期間年数

	国 (独立行政法人) (n=0)	都道府県・ 政令指定都市 (n=102)	市(区) (n=93)	町・村 (n=4)	民間等 (n=0)	合計 (n=199)
3年間以下	0 (0.0)	3 (2.9)	5 (5.4)	1 (25.0)	0 (0.0)	9 (4.5)
4～6年間	0 (0.0)	47 (46.1)	31 (33.3)	2 (50.0)	0 (0.0)	80 (40.2)
7～9年間	0 (0.0)	2 (2.0)	11 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (6.5)
10～12年間	0 (0.0)	2 (2.0)	13 (14.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (7.5)
13～15年間	0 (0.0)	11 (10.8)	9 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (10.1)
16～18年間	0 (0.0)	19 (18.6)	9 (9.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	28 (14.1)
19年間以上	0 (0.0)	16 (15.7)	14 (15.1)	1 (25.0)	0 (0.0)	31 (15.6)
無回答・不明	0 (0.0)	2 (2.0)	1 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.5)
合計	0 (0.0)	102 (100.0)	93 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	199 (100.0)

単位：施設()内は構成比

(6) 現在の指定管理者制度の管理料

導入されていると回答した 199 施設のうち、指定管理者制度を導入している 197 施設 (45.2%) について、指定管理料をみると、全体では 5,000 万円未満が 65 施設 (33.0%) と最も多くなっている。次いで、5,000 万円～1 億円未満となっている (31 施設、15.6%)。

表 3-3-6 管理料

	国 (独立行政 法人) (n=0)	都道府県・ 政令指定都市 (n=102)	市 (区) (n=91)	町・村 (n=4)	民間等 (n=0)	合計 (n=197)
0 円	0 (0.0)	1 (1.0)	1 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.0)
5,000 万円未満	0 (0.0)	29 (28.4)	32 (35.2)	4 (100.0)	0 (0.0)	65 (33.0)
5,000 万～1 億円未満	0 (0.0)	27 (26.5)	12 (13.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	39 (19.8)
1 億～1 億 5,000 万 円未満	0 (0.0)	8 (7.8)	4 (4.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (6.1)
1 億 5,000 万～2 億 円未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
2 億～2 億 5,000 万 円未満	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)
2 億 5,000 万円以上	0 (0.0)	2 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.0)
未公開	0 (0.0)	32 (31.4)	35 (38.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	67 (34.1)
無回答・不明	0 (0.0)	2 (2.0)	7 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (4.6)
合計	0 (0.0)	102 (100.0)	91 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	197 (100.0)

単位：千円 () 内は構成比

(7) 指定管理者制度・PFI 事業導入後、指定管理者制度・PFI 事業を受けた機関・団体の変更

導入されていると回答した 199 施設 (45.2%) について、指定管理者制度導入後に指定管理を受けた機関・団体の変更の有無についてみてみると、全体では 47 施設 (23.6%) で「あった」となっている。設置主体別にみると、都道府県・政令指定都市立が全体で最も変更が多く、27 施設 (26.5%) であった。

表 3-3-7 機関・団体の変更

	国 (独立行政法人) (n=0)	都道府県・ 政令指定都市 (n=102)	市 (区) (n=93)	町・村 (n=4)	民間等 (n=0)	合計 (n=199)
あった	0 (0.0)	27 (26.5)	19 (20.4)	1 (25.0)	0 (0.0)	47 (23.6)
なかった	0 (0.0)	75 (73.5)	71 (76.3)	2 (50.0)	0 (0.0)	148 (74.4)
わからない	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (3.2)	1 (25.0)	0 (0.0)	4 (2.0)
無回答・不明	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
合計	0 (0.0)	102 (100.0)	93 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	199 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

(8) 指定管理者制度・PFI 事業の導入背景

指定管理者制度を導入した背景としては、民間の専門性と効率性の活用が 91 施設 (45.7%) と最も多くなっている。次いで、コスト削減が 38 施設 (19.1%) と多くみられた。その他の背景としては、民間活力による利用者満足度の向上や地域団体等の育成、管理運営費コストの低減などが挙げられていた。

表 3-3-8 導入背景

	国 (独立行政法人) (n=0)	都道府県・ 政令指定都市 (n=102)	市(区) (n=93)	町・村 (n=4)	民間等 (n=0)	合計 (n=199)
民間の専門性と効率性の活用	0 (0.0)	51 (50.0)	40 (43.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	91 (45.7)
競争原理の導入	0 (0.0)	2 (2.0)	2 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (2.0)
コスト削減	0 (0.0)	21 (20.6)	17 (18.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	38 (19.1)
多様な主体によるサービス提供	0 (0.0)	2 (2.0)	6 (6.5)	1 (25.0)	0 (0.0)	9 (4.5)
行政の負担軽減	0 (0.0)	8 (7.8)	10 (10.8)	2 (50.0)	0 (0.0)	20 (10.1)
住民サービスの向上	0 (0.0)	9 (8.8)	11 (11.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (10.1)
透明性と公正性の確保	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.5)
無回答・不明	0 (0.0)	9 (8.8)	6 (6.5)	1 (25.0)	0 (0.0)	16 (8.0)
合計	0 (0.0)	102 (100.0)	93 (100.0)	4 (100.0)	0 (0.0)	199 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

(9) 運営の内製状況

運営主体が内製のものをみると、受入管理が 185 施設 (42.0%) と最も多くなっており、次いで活動指導が 163 施設 (37.0%) となっている。団体指導をはじめとした利用者対応は内製化されており、清掃や警備など直接利用団体に関わらないものについては未だ内製化されていない傾向がみられた。

表 3-3-9 内製状況 (複数回答)

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
食堂	0 (0.0)	37 (25.3)	19 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	56 (12.7)
清掃	0 (0.0)	50 (34.2)	52 (22.7)	3 (10.0)	0 (0.0)	105 (23.9)
警備	0 (0.0)	29 (19.9)	23 (10.0)	2 (6.7)	0 (0.0)	54 (12.3)
施設整備 (ボイラー)	0 (0.0)	42 (28.8)	37 (16.2)	1 (3.3)	0 (0.0)	80 (18.2)
活動指導	0 (0.0)	92 (63.0)	69 (30.1)	1 (6.7)	0 (0.0)	163 (37.0)
受け入れ管理	0 (0.0)	99 (67.8)	83 (36.2)	3 (10.0)	0 (0.0)	185 (42.0)

単位：施設 () 内は構成比

(10) 指定管理者制度・PFI 事業の以前の導入の有無

導入されていないと回答した 241 施設 (54.8%) について、以前に指定管理者制度・PFI 事業が導入されていた施設は 9 施設 (3.7%) あった。設置主体別にみると、過去の導入数は市 (区) 立が最も多いことが分かる (7 施設、77.8%)。

表 3-3-10 過去の導入有無

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=44)	市(区) (n=136)	町・村 (n=26)	民間等 (n=7)	合計 (n=241)
ある	0 (0.0)	1 (2.3)	7 (5.1)	1 (3.8)	0 (0.0)	9 (3.7)
ない	27 (96.4)	37 (84.1)	111 (81.6)	19 (73.1)	6 (85.7)	200 (83.0)
わからない	0 (0.0)	2 (4.5)	5 (3.7)	2 (7.7)	1 (14.3)	10 (4.1)
無回答・不明	1 (3.6)	4 (9.1)	13 (9.6)	4 (15.4)	0 (0.0)	22 (9.1)
合計	28 (100.0)	44 (100.0)	136 (100.0)	26 (100.0)	7 (100.0)	241 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

(11) 今後、指定管理者制度・PFI 事業の導入の予定

導入されていないと回答した 241 施設 (54.8%) について、今後指定管理者制度・PFI 事業が導入される予定、導入が検討されていると回答した施設は 21 施設 (8.7%) であった。

表 3-3-11 今後の導入予定

	国(独立行政 法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=44)	市(区) (n=136)	町・村 (n=26)	民間等 (n=7)	合計 (n=241)
導入される予定	0 (0.0)	1 (2.3)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.8)
導入が検討されている	1 (3.6)	5 (11.4)	13 (9.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	19 (7.9)
導入される予定はない	27 (0.0)	36 (81.8)	106 (77.9)	23 (88.5)	6 (85.7)	198 (82.2)
無回答・不明	0 (0.0)	2 (4.5)	16 (11.8)	3 (11.5)	1 (14.3)	22 (9.1)
合計	28 (100.0)	44 (100.0)	136 (100.0)	26 (100.0)	7 (100.0)	241 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

4. 開館状況

(1) 年間開館日数

令和5年度の年間開館日数について、301～350日が181施設(41.1%)と最も多くなっている。次いで、201～300日が124施設(28.2%)と多くなっている。

表3-4-1 開館日数

	国(独立行政法人)	都道府県・政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
100日以下	0 (0.0)	3 (2.1)	15 (6.6)	6 (20.0)	0 (0.0)	24 (5.5)
101～200日	0 (0.0)	6 (4.1)	13 (5.7)	3 (10.0)	3 (42.9)	25 (5.7)
201～300日	14 (50.0)	26 (17.8)	77 (33.6)	7 (23.3)	0 (0.0)	124 (28.2)
301～350日	12 (42.9)	77 (52.7)	85 (37.1)	6 (20.0)	1 (14.3)	181 (41.1)
351日以上	2 (7.1)	34 (23.3)	39 (17.0)	7 (23.3)	3 (42.9)	85 (19.3)
無回答・不明	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	1 (0.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設()内は構成比

(2) 休館日

令和5年度の休館日については、年末年始が355施設(80.7%)、原則として決まった曜日が249施設(56.6%)と多くなっている。原則として決まった曜日や祝日に休館日を設けることについて、国(独立行政法人)立が0施設(0.0%)であるのに対して、都道府県・政令指定都市立(107施設、73.3%)や市(区)立(194施設、84.7%)、町・村立(18施設、60.0%)は休館日を設けている施設数が多くみられた。

表3-4-2 休館日(複数回答)

	国(独立行政法人)	都道府県・政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
原則として決まった曜日	0 (0.0)	89 (61.0)	148 (64.6)	12 (40.0)	0 (0.0)	249 (56.6)
祝日	0 (0.0)	18 (12.3)	46 (20.1)	6 (20.0)	0 (0.0)	70 (15.9)
年末年始	23 (82.1)	122 (83.6)	186 (81.2)	21 (70.0)	3 (42.9)	355 (80.7)
期間限定	6 (21.4)	7 (4.8)	13 (5.7)	2 (6.7)	1 (14.3)	29 (6.6)
不定期	25 (89.3)	22 (15.1)	15 (6.6)	5 (16.7)	6 (85.7)	73 (16.6)

単位：施設()内は構成比

5. 年間予算

(1) 年間総予算（令和5年度）

令和5年度年間総予算についてみると、「5,000～1億円未満」が92施設（20.9%）で最も割合が高い。設置主体別にみると、国立では「1億5,000万円以上」が28施設（100%）、都道府県・政令指定都市立では「5,000～1億円未満」が50施設（33.8%）、市（区）立では「2,500～5,000万円未満」が41施設（18.1%）で最も割合が高い。

表3—5—1 年間総予算（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市（区）	町・村	民間等	合計
500万円未満	0 (0.0)	2 (1.4)	38 (16.5)	11 (36.7)	0 (0.0)	51 (11.6)
500万円～1,000万円未満	0 (0.0)	4 (2.7)	31 (13.7)	5 (16.7)	1 (14.3)	41 (9.3)
1,000万円～2,500万円未満	0 (0.0)	7 (4.7)	33 (14.5)	7 (23.3)	1 (14.3)	48 (10.9)
2,500万円～5,000万円未満	0 (0.0)	30 (20.3)	41 (18.1)	4 (13.3)	0 (0.0)	75 (17.0)
5000万円～1億円未満	0 (0.0)	50 (33.8)	39 (17.2)	1 (3.3)	2 (28.6)	92 (20.9)
1億円～1億5000万円未満	0 (0.0)	33 (22.3)	19 (8.4)	0 (0.0)	1 (14.3)	53 (12.0)
1億5000万円以上	28 (100.0)	20 (13.5)	28 (12.3)	2 (6.7)	2 (28.6)	80 (18.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) 年間事業（イベント）経費（令和5年度）

令和5年度年間事業（イベント経費）についてみると、「100～250万円未満」の施設が80施設（18.2%）で最も割合が高い。設置主体別にみると、国立では「1,000万円以上」が25施設（89.3%）、都道府県・政令指定都市立では「100～250万円未満」が40施設（27.0%）で最も割合が高い。

表3—5—2 年間事業（イベント）経費（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市（区）	町・村	民間等	合計
予算はない	0 (0.0)	5 (4.7)	30 (16.5)	6 (20.0)	0 (0.0)	41 (9.3)
50万円未満	0 (0.0)	19 (12.8)	38 (13.7)	9 (30.0)	0 (0.0)	66 (15.0)
50～100万円未満	0 (0.0)	17 (11.5)	19 (14.5)	2 (0.7)	0 (0.0)	38 (8.6)
100～250万円未満	0 (0.0)	40 (27.0)	36 (18.1)	4 (13.3)	0 (0.0)	80 (18.2)
250～500万円未満	0 (0.0)	24 (16.2)	33 (17.2)	3 (10.0)	1 (14.3)	61 (13.9)
500～1,000万円未満	3 (10.7)	22 (14.9)	29 (8.4)	2 (6.7)	1 (14.3)	57 (13.0)
1,000万円以上	25 (89.3)	19 (12.8)	44 (12.3)	4 (13.3)	5 (71.4)	97 (22.0)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(3) 収入

①年間の補助金／運営委託料等収入（令和5年度）

補助金/運営委託料等収入についてみると、「500万円未満」が231施設（52.5%）で最も割合が高い。設置主体別にみても、いずれも500万円未満が最も割合が高い。

表3—5—3 年間の補助金／運営委託料等収入（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
500万円未満	12 (42.9)	49 (33.1)	143 (63.0)	24 (80.0)	3 (42.9)	231 (52.5)
500万円～1,000万円未満	1 (3.6)	2 (1.4)	5 (2.2)	1 (3.3)	0 (0.0)	9 (2.0)
1,000万円～2,500万円未満	1 (3.6)	2 (1.4)	14 (6.2)	3 (10.0)	1 (14.3)	21 (4.8)
2,500万円～5,000万円未満	1 (3.6)	28 (19.1)	18 (7.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	47 (10.7)
5000万円～1億円未満	1 (3.6)	38 (25.7)	17 (7.5)	1 (3.3)	1 (14.3)	58 (13.2)
1億円～1億5000万円未満	1 (3.6)	15 (10.1)	11 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	27 (6.1)
1億5000万円以上	10 (35.7)	4 (2.7)	5 (2.2)	0 (0.0)	1 (14.3)	20 (4.5)
無回答	1 (3.6)	8 (5.4)	16 (7.0)	1 (3.3)	1 (14.3)	27 (6.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

②年間事業収入（令和5年度）

事業収入についてみると、500万円未満が277施設（63.0%）で最も割合が高い。設置主体別にみると、国立では1,000～2,500万円未満が13施設（46.4%）で最も割合が高く、都道府県・政令指定都市立及び市（区）立並びに町・村立では「500万円未満」がそれぞれ最も割合が高い。

表3—5—4 年間事業収入（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
500万円未満	1 (3.6)	76 (51.4)	173 (76.2)	26 (86.7)	1 (14.3)	277 (63.0)
500万円～1,000万円未満	10 (35.7)	16 (10.8)	15 (6.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	41 (9.3)
1,000万円～2,500万円未満	13 (46.4)	27 (18.2)	8 (3.5)	3 (10.0)	2 (28.6)	53 (12.0)
2,500万円～5,000万円未満	2 (7.1)	12 (8.2)	8 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (5.0)
5000万円～1億円未満	1 (3.6)	4 (2.7)	7 (3.1)	0 (0.0)	2 (28.6)	14 (3.2)
1億円～1億5000万円未満	0 (0.0)	3 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)
1億5000万円以上	1 (3.6)	4 (2.7)	4 (1.8)	1 (3.3)	0 (0.0)	10 (2.3)
無回答	0 (0.0)	4 (2.7)	14 (6.2)	0 (0.0)	2 (28.6)	20 (4.5)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	227 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

③その他の収入（令和5年度）

その他の収入についてみると、「500万円未満」が373施設（84.8%）で最も割合が高い。設置主体別にみても、いずれも「500万円未満」が最も割合が高い。

表3—4—5 その他の収入（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
500万円未満	27 (96.4)	117 (79.1)	195 (85.9)	29 (96.7)	5 (71.4)	373 (84.8)
500万円～1,000万円未満	0 (0.0)	7 (4.7)	5 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (2.7)
1,000万円～2,500万円未満	1 (3.6)	6 (4.1)	7 (3.1)	0 (0.0)	1 (14.3)	15 (3.4)
2,500万円～5,000万円未満	0 (0.0)	5 (3.4)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (1.6)
5000万円～1億円未満	0 (0.0)	2 (1.4)	0 (0.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	3 (0.7)
1億円～1億5000万円未満	0 (0.0)	2 (1.4)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)
1億5000万円以上	0 (0.0)	2 (1.4)	3 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (1.1)
無回答	0 (0.0)	5 (3.4)	16 (7.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	22 (5.0)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

（4）支出

①人件費（令和5年度）

人件費についてみると、「500万円未満」が121施設（27.5%）で最も割合が高い。設置主体別にみると、国立では「1億～1億5,000万円未満」が24施設（85.7%）で最も割合が高く、都道府県・政令指定都市立では「2,500万円～5,000万円未満」が42施設（28.4%）で最も高く、市（区）立及び町・村立では500万円未満が最も割合が高い。

表3—5—6 人件費（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
500万円未満	0 (0.0)	12 (8.1)	87 (38.3)	20 (66.7)	2 (28.6)	121 (27.5)
500万円～1,000万円未満	0 (0.0)	8 (5.4)	22 (9.7)	6 (20.0)	0 (0.0)	36 (8.2)
1,000万円～2,500万円未満	0 (0.0)	28 (18.9)	38 (16.7)	2 (6.7)	2 (28.6)	70 (15.9)
2,500万円～5,000万円未満	0 (0.0)	42 (28.4)	38 (16.7)	2 (6.7)	1 (14.3)	83 (18.9)
5000万円～1億円未満	3 (10.7)	31 (20.9)	17 (7.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	51 (11.6)
1億円～1億5000万円未満	24 (85.7)	4 (2.7)	3 (1.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	32 (7.3)
1億5000万円以上	1 (3.6)	4 (2.7)	5 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)
無回答	0 (0.0)	17 (11.5)	19 (8.4)	0 (0.0)	1 (14.3)	37 (8.4)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

②外部委託費（令和5年度）

外部委託費についてみると、「500万円未満」が227施設（51.6%）で最も割合が高い。設置主体別にみると、国立では「1,000～2,500万円未満」が11施設（39.3%）で最も割合が高く、その他の設置主体では全て「500万円未満」が最も割合が高い。

表3—5—7 外部委託費（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
500万円未満	2 (7.1)	57 (38.5)	135 (59.5)	27 (90.0)	6 (85.7)	227 (51.6)
500万円～1,000万円未満	1 (3.6)	15 (10.1)	23 (10.1)	2 (6.7)	0 (0.0)	41 (9.3)
1,000万円～2,500万円未満	11 (39.3)	37 (25.3)	33 (13.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	81 (18.4)
2,500万円～5,000万円未満	10 (35.7)	19 (12.8)	19 (8.4)	1 (3.3)	0 (0.0)	49 (11.1)
5000万円～1億円未満	4 (14.3)	7 (4.7)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (2.7)
1億円～1億5000万円未満	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
1億5000万円以上	0 (0.0)	2 (1.4)	3 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (1.1)
無回答	0 (0.0)	8 (5.4)	15 (6.6)	0 (0.0)	1 (14.3)	24 (5.5)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

③光熱水費（令和5年度）

光熱水費についてみると、「500万円未満」が236施設（53.6%）で最も割合が高い。設置主体別にみると、国立では「1,000～2,500万円未満」が19施設（67.9%）で最も割合が高く、その他の設置主体ではいずれも「500万円未満」が最も割合が高い。

表3—5—8 光熱水費（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
500万円未満	0 (0.0)	60 (40.5)	144 (63.4)	28 (93.3)	4 (57.1)	236 (53.6)
500万円～1,000万円未満	5 (17.9)	38 (25.7)	38 (16.7)	1 (3.3)	1 (14.3)	83 (18.9)
1,000万円～2,500万円未満	19 (67.9)	33 (22.3)	18 (7.9)	0 (0.0)	1 (14.3)	71 (16.1)
2,500万円～5,000万円未満	4 (14.3)	10 (6.8)	3 (1.3)	1 (3.3)	0 (0.0)	18 (4.1)
5000万円～1億円未満	0 (0.0)	1 (0.7)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)
1億円～1億5000万円未満	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
1億5000万円以上	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (1.8)
無回答	0 (0.0)	3 (3.4)	17 (6.6)	0 (0.0)	1 (14.3)	21 (4.8)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

④保守・修繕費（令和5年度）

保守・修繕費についてみると、「500万円未満」が316施設（71.8%）で最も割合が高い。設置主体別にみても、いずれも「500万円未満」が最も割合が高い。

表3—5—9 保守・修繕費（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
500万円未満	12 (42.9)	102 (68.9)	171 (75.3)	26 (86.7)	5 (71.4)	316 (71.8)
500万円～1,000万円未満	6 (21.4)	21 (14.2)	16 (7.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	44 (10.0)
1,000万円～2,500万円未満	10 (35.7)	12 (8.1)	9 (4.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	32 (7.3)
2,500万円～5,000万円未満	0 (0.0)	4 (2.7)	4 (1.8)	1 (3.3)	0 (0.0)	9 (2.0)
5000万円～1億円未満	0 (0.0)	1 (0.7)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)
1億5000万円以上	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (3.1)	1 (3.3)	0 (0.0)	8 (1.8)
無回答	0 (0.0)	6 (4.1)	20 (8.7)	1 (3.3)	1 (14.3)	28 (6.4)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

⑤その他経費（令和5年度）

その他経費についてみると、「500～1,000万円未満」が87施設（19.8%）で最も割合が高い。国立及び都道府県・政令指定都市立並びに市(区)立では「1,000万円～2,500万円未満」が、町・村立及び民間等では「500万円未満」が最も割合が高い。

表3—5—10 その他経費（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
500万円未満	5 (17.9)	37 (25.0)	136 (59.9)	26 (86.7)	4 (57.1)	208 (47.3)
500万円～1,000万円未満	7 (25.0)	30 (20.3)	19 (8.4)	1 (3.3)	0 (0.0)	57 (13.0)
1,000万円～2,500万円未満	8 (28.6)	48 (32.4)	28 (12.3)	1 (3.3)	2 (28.6)	87 (19.8)
2,500万円～5,000万円未満	7 (25.0)	12 (8.1)	16 (7.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	35 (8.0)
5000万円～1億円未満	0 (0.0)	6 (4.1)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (1.8)
1億円～1億5000万円未満	1 (3.6)	2 (1.4)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.9)
1億5000万円以上	0 (0.0)	2 (1.4)	7 (3.1)	2 (6.7)	0 (0.0)	11 (2.5)
無回答	0 (0.0)	9 (6.1)	20 (8.7)	0 (0.0)	1 (14.3)	30 (6.8)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

⑥大規模修繕の有無

過去5年度(令和元年～5年度)大規模修繕の有無をみると、「なかった」と回答した施設が291施設(66.1%)で、「あった」と回答した施設が142施設(33.9%)であった。

表3-5-11 大規模修繕の有無

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
あった	20 (71.4)	63 (43.1)	58 (25.3)	4 (13.3)	4 (57.1)	149 (33.9)
なかった	8 (28.6)	83 (56.9)	171 (75.7)	26 (86.7)	3 (42.9)	291 (66.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設()内は構成比

(5) 大規模修繕の予定の有無

今後5年間(令和10年度まで)の大規模修繕の予定についてみると、「ある」と回答した施設が151施設(34.3%)、「ない」と回答した施設が283施設(64.3%)となっている。

表3-5-12 大規模修繕の予定の有無

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
ある	15 (53.6)	57 (39.0)	71 (31.2)	4 (13.3)	4 (57.1)	151 (34.3)
ない	13 (46.4)	87 (58.0)	154 (68.8)	26 (86.7)	3 (42.9)	283 (64.3)
無回答	0 (0.0)	2 (1.4)	4 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (1.4)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設()内は構成比

(6) 予算の変化(令和3年度と3年前を比較)

①年間予算総額

令和3年度と比べた令和5年度の年間予算総額についてみると、「増えている」と回答した施設が224施設(50.9%)で最も割合が高い。設置主体別にみても、いずれも「増えている」の割合が高くなっている。

表3-5-13 年間予算総額の変化

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
減っている	6 (21.4)	29 (19.6)	41 (18.1)	3 (10.0)	0 (0.0)	79 (18.0)
増えている	20 (71.4)	74 (51.4)	109 (47.1)	15 (50.0)	6 (85.7)	224 (50.9)
変わらない	2 (7.1)	43 (29.1)	79 (34.8)	12 (40.0)	1 (14.3)	137 (31.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設()内は構成比

②事業経費

令和3年度と比べた令和5年度の事業経費についてみると、「増えている」と回答した施設が202施設（45.9%）で最も割合が高い。設置主体別にみても、いずれも「増えている」と回答した割合が最も高い。

表3—5—14 事業経費の変化

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
減っている	6 (14.3)	25 (16.9)	40 (17.6)	2 (6.7)	0 (0.0)	71 (16.1)
増えている	24 (85.7)	71 (48.0)	93 (41.0)	8 (26.7)	6 (85.7)	202 (45.9)
変わらない	0 (0.0)	50 (35.1)	96 (41.4)	20 (66.7)	1 (14.3)	167 (38.0)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

③人件費

令和3年度と比べた令和5年度の人件費についてみると、「増えている」と回答した施設が235施設（53.4%）で最も割合が高い。

表3—5—15 人件費の変化

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
減っている	14 (50.0)	24 (16.2)	22 (9.7)	1 (3.3)	0 (0.0)	61 (13.9)
増えている	14 (50.0)	83 (57.4)	120 (52.0)	12 (40.0)	6 (85.7)	235 (53.4)
変わらない	0 (0.0)	39 (26.4)	87 (38.3)	17 (56.7)	1 (14.3)	144 (32.7)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

④管理運営費

令和3年度と比べた令和5年度の管理運営費についてみると、「増えている」と回答した施設が235施設（53.4%）で最も割合が高い。設置主体別にみても、いずれも「増えている」の割合が最も高い。

表3—5—16 管理運営費の変化

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
減っている	14 (50.0)	28 (20.0)	24 (10.6)	3 (10.0)	0 (0.0)	61 (13.9)
増えている	14 (50.0)	81 (30.0)	123 (53.7)	12 (40.0)	6 (85.7)	235 (53.4)
変わらない	0 (0.0)	37 (6.7)	82 (35.7)	15 (50.0)	1 (14.3)	144 (32.7)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

⑤その他

令和3年度と比べた令和5年度のその他の予算についてみると、「変わらない」と回答した施設が219施設(49.8%)で最も割合が高い。設置主体別にみても、いずれも「変わらない」の割合が高い。

表3-5-17 その他の予算の変化

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
減っている	3 (10.7)	25 (18.2)	29 (11.9)	3 (10.0)	0 (0.0)	60 (13.6)
増えている	3 (10.7)	64 (43.2)	82 (36.1)	9 (30.0)	3 (42.9)	161 (36.6)
変わらない	22 (78.6)	57 (38.5)	118 (52.0)	18 (60.0)	4 (57.1)	219 (49.8)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(7) 自己収入増のための方策

自己収入増のために実施した方策として最も割合が高かったのは、「主催事業の見直し」で151施設(20.5%)であった。次で「新たなプログラム開発」が117施設(26.6%)、「ニーズの把握と対応」が110施設(25.0%)であった。一方で「特に行っていない」と回答した施設は199施設(45.2%)であった。設置主体別に見ると、国立では「受益者負担の拡大」が21施設(75.0%)と最も割合が高く、都道府県・政令指定都市立では「主催事業の見直し」が67施設(45.3%)と最も割合が高い。

表3-5-18 自己収入増のための方策(複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
新たなプログラム開発	9 (32.1)	47 (31.8)	53 (23.3)	3 (10.0)	5 (71.4)	117 (26.6)
主催事業の見直し	7 (25.0)	67 (45.3)	71 (31.3)	2 (6.7)	4 (57.1)	151 (34.3)
グッズ等の商品開発	0 (0.0)	2 (1.4)	6 (2.6)	0 (0.0)	1 (14.3)	9 (2.0)
受益者負担の拡大	21 (75.0)	27 (18.2)	20 (8.8)	1 (3.3)	4 (57.1)	73 (16.6)
受入方法の変更	2 (7.1)	5 (3.4)	12 (5.3)	0 (0.0)	3 (42.9)	22 (5.0)
ニーズの把握と対応	1 (3.6)	54 (36.5)	47 (20.7)	3 (10.0)	5 (71.4)	110 (25.0)
外部資金の獲得	10 (35.7)	3 (2.0)	2 (0.9)	1 (3.3)	0 (0.0)	16 (3.6)
特に行っていない	2 (7.1)	50 (33.8)	124 (54.6)	23 (76.7)	0 (0.0)	199 (45.2)
契約上または規定上できない	0 (0.0)	10 (6.8)	12 (5.3)	4 (13.3)	0 (0.0)	26 (5.9)
その他	2 (7.1)	7 (4.7)	4 (1.8)	1 (3.3)	0 (0.0)	14 (3.2)

単位：施設（ ）内は構成比

6. 施設利用料金

(1) 施設利用料金の有無

施設利用料金については、有料としている施設が 237 施設 (53.9%) と最も割合が高く、一部有料が 142 施設 (32.3%)、無料が 61 施設 (13.9%) となっている。設置主体別にみても、いずれも有料の割合が高い。

表 3—6—1 施設利用料金の有無

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
有料	18 (64.3)	88 (59.5)	105 (46.3)	19 (63.3)	7 (100.0)	237 (53.9)
一部有料	10 (35.7)	47 (33.1)	78 (33.5)	7 (23.3)	0 (0.0)	142 (32.3)
無料	0 (0.0)	11 (7.4)	46 (20.3)	4 (13.3)	0 (0.0)	61 (13.9)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) 施設利用料金の金額設定

(1) で「有料」「一部有料」と回答した 379 施設において、施設利用料金の金額設定についてみると、「年齢別等で料金に差を設けている」と回答した施設が 264 施設 (69.7%) で最も割合が高い。設置主体別にみると、いずれも国立及び都道府県・政令指定都市立並びに市(区)立では「年齢別等で料金に差を設けている」と回答した施設の割合が最も高く、町・村立では「利用者の在住地域によって料金に差を設けている」と回答した施設の割合が最も高い。

表 3—6—2 施設利用料金の金額設定 (複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=135)	市(区) (n=183)	町・村 (n=26)	民間等 (n=7)	合計 (n=379)
一律同料金	0 (0.0)	12 (8.9)	26 (14.2)	5 (13.9)	0 (0.0)	43 (11.3)
年齢別等で料金に差を設けている	28 (100.0)	109 (80.7)	111 (60.7)	11 (30.6)	5 (71.4)	264 (69.7)
利用者の在住地域によって料金に差を設けている	0 (0.0)	35 (25.9)	93 (50.8)	14 (38.9)	1 (14.3)	143 (37.7)
活動の内容(学校利用等)によって料金に差を設けている	15 (53.6)	55 (40.7)	81 (44.3)	13 (36.1)	6 (85.7)	170 (44.9)
無回答	0 (0.0)	11 (8.1)	46 (25.1)	4 (11.1)	0 (0.0)	61 (16.1)
その他	0 (0.0)	7 (5.2)	6 (3.3)	1 (2.8)	1 (14.3)	15 (4.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(3) 施設利用料金の内容

(1) 「有料」「一部有料」と回答した 379 施設において、施設利用料金についてみると、最も割合が高いのは「施設利用料」で 314 施設 (82.8%) である。設置主体別にみても、いずれも「施設利用料」の割合が最も高い。

表 3—6—3 施設利用料金の内容

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=135)	市(区) (n=183)	町・村 (n=26)	民間等 (n=7)	合計 (n=379)
施設利用料	28 (100.0)	132 (97.8)	127 (69.4)	20 (76.9)	7 (100.0)	314 (82.8)
宿泊料(シーツ等洗濯料を含む)	15 (53.6)	82 (60.7)	103 (56.3)	7 (26.9)	6 (85.7)	213 (56.2)
シーツ等洗濯料のみ	7 (25.0)	37 (27.4)	26 (14.2)	5 (19.2)	0 (0.0)	75 (19.8)
食費	15 (53.6)	95 (70.4)	87 (47.5)	4 (15.4)	6 (85.7)	207 (54.6)
教材費	14 (50.0)	75 (55.6)	65 (35.5)	4 (15.4)	4 (57.1)	162 (42.7)
指導料	13 (46.4)	23 (17.0)	26 (14.2)	1 (3.8)	6 (85.7)	69 (18.2)
無回答	0 (0.0)	18 (13.3)	26 (14.2)	4 (15.4)	1 (14.3)	49 (12.9)
その他	6 (21.4)	15 (11.1)	25 (13.7)	2 (7.7)	0 (0.0)	48 (12.7)

単位：施設()内は構成比

7. 利用対象

利用対象についてみると、全体では「少年(小・中学生)」の割合が 436 施設 (99.1%) と最も高くなっている。次いで「青年(高校生～30歳未満の者)」(408 施設、92.7%)、「成人(30歳以上の者)」(384 施設、87.3%) となっている。

表 3—7—1 利用対象(複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
幼児(未就学児)	28 (100.0)	127 (87.0)	176 (76.9)	22 (73.3)	7 (100.0)	360 (81.8)
少年(小・中学生)	28 (100.0)	145 (99.3)	226 (98.7)	30 (100.0)	7 (100.0)	436 (99.1)
青年(高校生～30歳未満の者)	28 (100.0)	137 (93.8)	207 (90.4)	29 (96.7)	7 (100.0)	408 (92.7)
成人(30歳以上の者)	28 (100.0)	134 (91.8)	188 (82.1)	27 (90.0)	7 (100.0)	384 (87.3)
団体数	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設()内は構成比

8. 受入の単位

受入の単位についてみると、全体では「団体・グループ」の割合が 425 施設 (96.6%) と最も高くなっている。次いで「家族」(297 施設、67.5%)、「個人」(205 施設、46.6%) となっている。

表 3—8—1 受入れの単位 (複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
団体・グループ	28 (100.0)	144 (98.6)	218 (95.2)	28 (93.3)	7 (100.0)	425 (96.6)
家族	28 (100.0)	104 (71.2)	140 (61.1)	18 (60.0)	7 (100.0)	297 (67.5)
個人	0 (0.0)	48 (32.9)	130 (56.8)	18 (60.0)	6 (85.7)	205 (46.6)
団体数	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

9. 年間延べ利用者数

(1) 利用者数

①年間家族日帰り利用者数(家族・グループ)(令和5年度)

1年間の家族・グループでの日帰り利用者数についてみると、全体では「1~1,000人未満」の割合が 149 施設 (33.9%) で最も高くなっている。設置主体別にみると、国立、都道府県・政令指定都市立、市(区)立で「1~1,000人未満」の割合が最も高くなっている。

表 3—9—1 年間家族日帰り利用者数(令和5年度)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
0人	2 (7.1)	39 (26.7)	57 (24.9)	9 (30.0)	1 (14.3)	108 (24.5)
1~1,000人未満	20 (71.4)	56 (38.4)	61 (26.6)	8 (26.7)	4 (57.1)	149 (33.9)
1,000~5,000人未満	3 (10.7)	22 (15.1)	41 (17.9)	7 (23.3)	1 (14.3)	74 (16.8)
5,000~10,000人未満	3 (10.7)	9 (6.2)	17 (7.4)	4 (13.3)	0 (0.0)	33 (7.5)
10,000~50,000人未満	0 (0.0)	16 (11.0)	30 (13.1)	2 (6.7)	0 (0.0)	48 (10.9)
50,000~100,000人未満	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (5.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (3.0)
100,000人以上	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)
無回答・不明	0 (0.0)	4 (2.7)	7 (3.1)	0 (0.0)	1 (14.3)	12 (2.7)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

②年間家族宿泊利用者数（家族・グループ）（令和5年度）

1年間の家族・グループでの宿泊利用者数についてみると、全体では「0人」の割合が193施設（43.9%）で最も高くなっている。設置主体別にみると、国立、都道府県・政令指定都市では「1～1,000人未満」の割合が最も高くなっている。

表3—9—2 年間家族宿泊利用者数（令和5年度）

	国 （独立行政法人） （n=28）	都道府県・ 政令指定都市 （n=146）	市（区） （n=229）	町・村 （n=30）	民間等 （n=7）	合計 （n=440）
0人	1 (3.6)	48 (32.9)	125 (54.6)	19 (63.3)	0 (0.0)	193 (43.9)
1～1,000人未満	16 (57.1)	59 (40.4)	58 (25.3)	7 (23.3)	3 (42.9)	143 (32.5)
1,000～5,000人未満	9 (32.1)	19 (13.0)	28 (12.2)	4 (13.3)	2 (28.6)	62 (14.1)
5,000～10,000人未満	1 (3.6)	7 (4.8)	7 (3.1)	0 (0.0)	1 (14.3)	16 (3.6)
10,000～50,000人未満	0 (0.0)	8 (5.5)	6 (2.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (3.2)
50,000～100,000人未満	1 (3.6)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)
100,000人以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答・不明	0 (0.0)	4 (2.7)	5 (2.2)	0 (0.0)	1 (14.3)	10 (2.3)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

③年間日帰り利用者数（学校（幼・保）を含む）日帰り利用者数（令和5年度）

1年間の学校（幼・保を含む）での日帰り利用者数についてみると、全体では「0人」の割合が141施設（32.0%）で最も高くなっている。設置主体別にみると、国立、都道府県・政令指定都市、民間等では「1,000～5,000人未満」の割合が最も高くなっている。

表3—9—3 年間学校（幼・保を含む）日帰り利用者数（令和5年度）

	国 （独立行政法人） （n=28）	都道府県・ 政令指定都市 （n=146）	市（区） （n=229）	町・村 （n=30）	民間等 （n=7）	合計 （n=440）
0人	0 (0.0)	17 (11.6)	103 (45.0)	19 (63.3)	2 (28.6)	141 (32.0)
1～1,000人未満	7 (25.0)	50 (34.2)	64 (27.9)	5 (16.7)	4 (57.1)	130 (29.5)
1,000～5,000人未満	18 (64.3)	53 (36.3)	36 (15.7)	3 (10.0)	0 (0.0)	110 (25.0)
5,000～10,000人未満	1 (3.6)	13 (8.9)	11 (4.8)	2 (6.7)	0 (0.0)	27 (6.1)
10,000～50,000人未満	2 (7.1)	5 (3.4)	7 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (3.2)
50,000～100,000人未満	0 (0.0)	1 (0.7)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)
100,000人以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答・不明	0 (0.0)	7 (4.8)	6 (2.6)	1 (3.3)	1 (14.3)	15 (3.4)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

④年間宿泊利用者数（学校（幼・保）を含む）（令和5年度）

1年間の学校（幼・保を含む）での宿泊利用者数についてみると、全体では「0人」の割合が158施設（35.9%）で最も高くなっている。設置主体別にみると、国立では「10,000～50,000人」（19施設、67.9%）、都道府県・政令指定都市では「1,000～5,000人未満」（51施設、34.9%）、民間等では「1～1,000人未満」（3施設、42.9%）の割合が最も高くなっている。

表3—9—4 年間学校（幼・保を含む）宿泊利用者数（令和5年度）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村・組 合 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
0人	0 (0.0)	19 (13.0)	121 (52.8)	17 (56.7)	1 (14.3)	158 (35.9)
1～1,000人未満	0 (0.0)	10 (6.8)	47 (20.5)	10 (33.3)	3 (42.9)	70 (15.9)
1,000～5,000人未満	2 (7.1)	51 (34.9)	28 (12.2)	1 (3.3)	2 (28.6)	84 (19.1)
5,000～10,000人未満	6 (21.4)	32 (21.9)	16 (7.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	54 (12.3)
10,000～50,000人未満	19 (67.9)	28 (19.2)	11 (4.8)	1 (3.3)	0 (0.0)	59 (13.4)
50,000～100,000人未満	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
100,000人以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答・不明	0 (0.0)	6 (4.1)	6 (2.6)	1 (3.3)	1 (14.3)	14 (3.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

⑤年間日帰り利用者数（青少年団体）（令和5年度）

1年間の青少年団体での日帰り利用者数についてみると、全体では「0人」「1,000人未満」の割合が143施設（32.5%）で最も高くなっている。設置主体別にみると、国立、都道府県・政令指定都市では「5,000～10,000人未満」の割合が最も高くなっている。

表3—9—5 年間青少年団体日帰り利用者数（令和5年度）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
0人	0 (0.0)	31 (21.2)	91 (39.7)	17 (56.7)	4 (57.1)	143 (32.5)
1～1,000人未満	7 (25.0)	61 (41.8)	67 (29.3)	6 (20.0)	2 (28.6)	143 (32.5)
1,000～5,000人未満	3 (10.7)	8 (5.5)	8 (3.5)	2 (6.7)	0 (0.0)	21 (4.8)
5,000～10,000人未満	16 (57.1)	33 (22.6)	42 (18.3)	3 (10.0)	0 (0.0)	94 (21.4)
10,000～50,000人未満	1 (3.6)	4 (2.7)	15 (6.6)	1 (3.3)	0 (0.0)	21 (4.8)
50,000～100,000人未満	0 (0.0)	2 (1.4)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)
100,000人以上	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
無回答・不明	0 (0.0)	7 (4.8)	5 (2.2)	1 (3.3)	1 (14.3)	14 (3.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

⑥年間宿泊利用者数（青少年団体）（令和5年度）

1年間の青少年団体での宿泊利用者数についてみると、全体では「0人」の割合が166施設（37.7%）で最も高くなっている。設置主体別にみると、国立では「5,000～10,000人未満」（12施設、42.9%）、都道府県・政令指定都市では「1～1,000人未満」（38施設、36.0%）の割合が最も高くなっている。

表3—9—6 年間青少年団体日帰り利用者数（令和5年度）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村・組合 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
0人	0 (0.0)	25 (17.1)	117 (51.1)	21 (70.0)	3 (42.9)	166 (37.7)
1～1,000人未満	0 (0.0)	38 (26.0)	63 (27.5)	5 (16.7)	2 (28.6)	108 (24.5)
1,000～5,000人未満	7 (25.0)	54 (37.0)	35 (15.3)	3 (10.0)	1 (14.3)	100 (22.7)
5,000～10,000人未満	12 (42.9)	17 (11.6)	5 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	34 (7.7)
10,000～50,000人未満	8 (28.6)	6 (4.1)	3 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (3.9)
50,000～100,000人未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
100,000人以上	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
無回答・不明	0 (0.0)	6 (4.1)	6 (2.6)	1 (3.3)	1 (14.3)	14 (3.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

⑦年間日帰り利用者数（企業等）（令和5年度）

1年間の企業等での日帰り利用者数についてみると、全体では「0人」の割合が253施設（57.5%）で最も高くなっている。設置主体別にみると、国立では「1～1,000人未満」の割合（26施設、92.9%）が最も高くなっている。

表3—9—7 年間企業等日帰り利用者数（令和5年度）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
0人	0 (0.0)	64 (43.8)	165 (72.1)	20 (66.7)	4 (57.1)	253 (57.5)
1～1,000人未満	26 (92.9)	64 (43.8)	45 (19.7)	8 (26.7)	2 (28.6)	145 (33.0)
1,000～5,000人未満	1 (3.6)	11 (7.5)	10 (4.4)	1 (3.3)	0 (0.0)	23 (5.2)
5,000～10,000人未満	0 (0.0)	1 (0.7)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)
10,000～50,000人未満	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)
50,000～100,000人未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
100,000人以上	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
無回答・不明	0 (0.0)	6 (4.1)	5 (2.2)	1 (3.3)	1 (14.3)	13 (3.0)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

⑧年間宿泊利用者数（企業等）（令和5年度）

1年間の企業等での宿泊利用者数についてみると、全体では「0人」の割合が267施設（60.7%）で最も高くなっている。設置主体別にみると、国立、民間等では「1～1,000人未満」の割合が最も高くなっている。

表3—9—8 年間企業等宿泊利用者数（令和5年度）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
0人	0 (0.0)	64 (43.8)	178 (77.7)	24 (80.0)	1 (14.3)	267 (60.7)
1～1,000人未満	16 (57.1)	59 (40.4)	36 (15.7)	5 (16.7)	4 (57.1)	120 (27.3)
1,000～5,000人未満	9 (32.1)	15 (10.3)	8 (3.5)	0 (0.0)	1 (14.3)	33 (7.5)
5,000～10,000人未満	2 (7.1)	2 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (0.9)
10,000～50,000人未満	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
50,000～100,000人未満	1 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
100,000人以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答・不明	0 (0.0)	6 (4.1)	6 (2.6)	1 (3.3)	1 (14.3)	14 (3.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

⑨年間日帰り利用者数（その他）（令和5年度）

1年間の家族・グループ、学校（幼・保を含む）、青少年団体、企業等以外での日帰り利用者数についてみると、全体では「0人」の割合が167施設（38.0%）で最も高くなっている。設置主体別にみると、国立、都道府県・政令指定都市では「1,000～5,000人未満」の割合が最も高くなっている。

表3—9—9 年間その他日帰り利用者数（令和5年度）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村・組合 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
0人	1 (3.6)	36 (24.7)	107 (46.7)	19 (63.3)	4 (57.1)	167 (38.0)
1～1,000人未満	5 (17.9)	26 (17.8)	56 (24.5)	4 (13.3)	2 (28.6)	93 (21.1)
1,000～5,000人未満	16 (57.1)	46 (31.5)	33 (14.4)	6 (20.0)	0 (0.0)	101 (23.0)
5,000～10,000人未満	3 (10.7)	20 (13.7)	7 (3.1)	1 (3.3)	0 (0.0)	31 (7.0)
10,000～50,000人未満	3 (10.7)	11 (7.5)	18 (7.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	32 (7.3)
50,000～100,000人未満	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)
100,000人以上	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
無回答・不明	0 (0.0)	7 (4.8)	5 (2.2)	0 (0.0)	1 (14.3)	13 (3.0)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

⑩年間宿泊利用者数（その他）（令和5年度）

1年間の家族・グループ、学校（幼・保を含む）、青少年団体、企業等以外での宿泊利用者数についてみると、全体では「0人」の割合が224施設（50.9%）で最も高くなっている。設置主体別にみると、国立では「1～1,000人未満」の割合（11施設、39.3%）が最も高くなっている。

表3—9—10 年間その他宿泊利用者数（令和5年度）

	国 （独立行政法人） （n=28）	都道府県・ 政令指定都市 （n=146）	市（区） （n=229）	町・村 （n=30）	民間等 （n=7）	合計 （n=440）
0人	2 (7.1)	43 (29.5)	155 (67.7)	21 (70.0)	3 (42.9)	224 (50.9)
1～1,000人未満	11 (39.3)	43 (29.5)	52 (22.7)	9 (30.0)	1 (14.3)	116 (26.4)
100～5,000人未満	10 (35.7)	39 (26.7)	10 (4.4)	0 (0.0)	2 (28.6)	61 (13.9)
100～10,000人未満	4 (14.3)	6 (4.1)	3 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (3.0)
100～50,000人未満	1 (3.6)	9 (6.2)	3 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	13 (3.0)
100～100,000人未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
100,000人以上	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答・不明	0 (0.0)	6 (4.1)	6 (2.6)	0 (0.0)	1 (14.3)	13 (3.0)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) 利用者数の変化（令和5年度と3年前の比較）

①日帰り利用

令和5年度と3年前（令和2年度）を比べた日帰り利用者数の変化についてみると、「家族・グループ」では「増えた」が229施設（52.0%）、「幼稚園・保育園」では「増えた」が205施設（46.6%）、「小学校」では「増えた」が190施設（43.2%）、「中学校」では「増えた」が181施設（41.1%）、「高等学校」では「増えた」が172施設（39.1%）、「青少年団体」では「増えた」が226施設（51.4%）、「企業等」では「変わらない」が143施設（32.5%）、「その他」では「増えた」が197施設（44.8%）となっている。

表3—9—11 令和5年度と3年前（令和2年度）の日帰り利用者数

		国 （独立行政法人） （n=28）	都道府県・ 政令指定都市 （n=146）	市（区） （n=229）	町・村 （n=30）	民間等 （n=7）	合計 （n=440）
家族・グループ	増えた	10 (35.7)	86 (58.9)	113 (49.3)	15 (50.0)	5 (71.4)	229 (52.0)
	変わらない	3 (10.7)	26 (17.8)	49 (21.4)	11 (36.7)	2 (28.6)	91 (20.7)
	減った	15 (53.6)	17 (11.6)	25 (10.9)	1 (3.3)	0 (0.0)	58 (13.2)
	利用対象外	0 (0.0)	17 (11.6)	42 (18.3)	3 (10.0)	0 (0.0)	62 (14.1)
幼稚園・保育園	増えた	19 (67.9)	85 (58.2)	89 (38.9)	8 (26.7)	4 (57.1)	205 (46.6)
	変わらない	1 (3.6)	29 (19.9)	82 (35.8)	17 (56.7)	2 (28.6)	131 (29.8)
	減った	8 (28.6)	14 (9.6)	14 (6.1)	1 (3.3)	0 (0.0)	37 (8.4)
	利用対象外	0 (0.0)	18 (12.3)	44 (19.2)	4 (13.3)	1 (14.3)	67 (15.2)
小学校	増えた	9 (32.1)	76 (52.1)	94 (41.0)	8 (26.7)	3 (42.9)	190 (43.2)
	変わらない	0 (0.0)	14 (9.6)	72 (31.4)	17 (56.7)	3 (42.9)	106 (24.1)
	減った	19 (67.9)	45 (30.8)	28 (12.2)	3 (10.0)	0 (0.0)	95 (21.6)
	利用対象外	0 (0.0)	11 (7.5)	35 (15.3)	2 (6.7)	1 (14.3)	49 (11.1)
中学校	増えた	16 (57.1)	80 (54.8)	76 (33.2)	6 (20.0)	3 (42.9)	181 (41.1)
	変わらない	5 (17.9)	21 (14.4)	91 (39.7)	18 (60.0)	2 (28.6)	137 (31.1)
	減った	7 (25.0)	33 (22.6)	24 (10.5)	3 (10.0)	1 (14.3)	68 (15.5)
	利用対象外	0 (0.0)	12 (8.2)	38 (16.6)	3 (10.0)	1 (14.3)	54 (12.3)
高等学校	増えた	21 (75.0)	76 (52.1)	67 (29.3)	6 (20.0)	2 (28.6)	172 (39.1)
	変わらない	4 (14.3)	33 (22.6)	104 (45.4)	19 (63.3)	4 (57.1)	164 (37.3)
	減った	3 (10.7)	22 (15.1)	16 (7.0)	2 (6.7)	1 (14.3)	44 (10.0)
	利用対象外	0 (0.0)	15 (10.3)	42 (18.3)	3 (10.0)	0 (0.0)	60 (13.6)
青少年団体	増えた	19 (67.9)	84 (57.5)	112 (48.9)	9 (30.0)	2 (28.6)	226 (51.4)
	変わらない	1 (3.6)	27 (18.5)	60 (26.2)	16 (53.3)	5 (71.4)	109 (24.8)
	減った	8 (28.6)	26 (17.8)	25 (10.9)	4 (13.3)	0 (0.0)	63 (14.3)
	利用対象外	0 (0.0)	9 (6.2)	32 (14.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	42 (9.5)
企業等	増えた	14 (50.0)	67 (45.9)	50 (21.8)	9 (30.0)	3 (42.9)	143 (32.5)
	変わらない	4 (14.3)	40 (27.4)	79 (34.5)	18 (60.0)	4 (57.1)	145 (33.0)
	減った	10 (35.7)	14 (9.6)	10 (4.4)	1 (3.3)	0 (0.0)	35 (8.0)
	利用対象外	0 (0.0)	25 (17.1)	90 (39.3)	2 (6.7)	0 (0.0)	117 (26.6)
その他	増えた	21 (75.0)	84 (57.5)	79 (34.5)	11 (36.7)	2 (28.6)	197 (44.8)
	変わらない	2 (7.1)	33 (22.6)	86 (37.6)	16 (53.3)	4 (57.1)	141 (32.0)
	減った	3 (10.7)	15 (10.3)	13 (5.7)	1 (3.3)	0 (0.0)	32 (7.3)
	利用対象外	2 (7.1)	14 (9.6)	51 (22.3)	2 (6.7)	1 (14.3)	70 (15.9)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)	

単位：施設（ ）内は構成比

②宿泊利用

令和5年度と3年前（令和2年度）を比べた宿泊利用者数の変化についてみると、「家族・グループ」では「増えた」が202施設（45.9%）、「幼稚園・保育園」では「増えた」が172施設（39.1%）、「小学校」では「増えた」が221施設（50.2%）、「中学校」では「増えた」が195施設（44.3%）、「高等学校」では「増えた」が191施設（43.4%）、「青少年団体」では「増えた」が237施設（53.9%）、「企業等」では「増えた」が145施設（33.0%）、「その他」では「増えた」が174施設（39.5%）となっている。

表3—9—12 令和5年度と3年前（令和2年度）の宿泊利用者数

		国 (独立行政法人) (n=28)		都道府県・ 政令指定都市 (n=146)		市(区) (n=229)		町・村 (n=30)		民間等 (n=7)		合計 (n=440)	
		増えた	(%)	増えた	(%)	増えた	(%)	増えた	(%)	増えた	(%)	増えた	(%)
家族・グループ	増えた	21	(75.0)	81	(55.5)	85	(37.1)	9	(30.0)	6	(85.7)	202	(45.9)
	変わらない	4	(14.3)	26	(17.8)	30	(13.1)	9	(30.0)	1	(14.3)	70	(15.9)
	減った	3	(10.7)	12	(8.2)	10	(4.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	25	(5.7)
	利用対象外	0	(0.0)	27	(18.5)	104	(45.4)	12	(40.0)	0	(0.0)	143	(32.5)
幼稚園・保育園	増えた	16	(57.1)	92	(63.0)	56	(24.5)	4	(13.3)	4	(57.1)	172	(39.1)
	変わらない	7	(25.0)	22	(15.1)	67	(29.3)	13	(43.3)	2	(28.6)	111	(25.2)
	減った	5	(17.9)	11	(7.5)	9	(3.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	25	(5.7)
	利用対象外	0	(0.0)	21	(14.4)	97	(42.4)	13	(43.3)	1	(14.3)	132	(30.0)
小学校	増えた	23	(82.1)	107	(73.3)	78	(34.1)	9	(30.0)	4	(57.1)	221	(50.2)
	変わらない	0	(0.0)	9	(6.2)	49	(21.4)	11	(36.7)	2	(28.6)	71	(16.1)
	減った	5	(17.9)	12	(8.2)	13	(5.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	30	(6.8)
	利用対象外	0	(0.0)	18	(12.3)	89	(38.9)	10	(33.3)	1	(14.3)	118	(26.8)
中学校	増えた	25	(89.3)	99	(67.8)	59	(25.8)	9	(30.0)	3	(42.9)	195	(44.3)
	変わらない	1	(3.6)	19	(13.0)	62	(27.1)	11	(36.7)	3	(42.9)	96	(21.8)
	減った	2	(7.1)	10	(6.8)	14	(6.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	26	(5.9)
	利用対象外	0	(0.0)	18	(12.3)	94	(41.0)	10	(33.3)	1	(14.3)	123	(28.0)
高等学校	増えた	26	(92.9)	95	(65.1)	58	(25.3)	9	(30.0)	3	(42.9)	191	(43.4)
	変わらない	1	(3.6)	21	(14.4)	59	(25.8)	11	(36.7)	4	(57.1)	96	(21.8)
	減った	1	(3.6)	10	(6.8)	14	(6.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	25	(5.7)
	利用対象外	0	(0.0)	20	(13.7)	98	(42.8)	10	(33.3)	0	(0.0)	128	(29.1)
青少年団体	増えた	26	(92.9)	106	(72.6)	95	(41.5)	7	(23.3)	3	(42.9)	237	(53.9)
	変わらない	1	(3.6)	11	(7.5)	32	(14.0)	12	(40.0)	4	(57.1)	60	(13.6)
	減った	1	(3.6)	9	(6.2)	11	(4.8)	1	(3.3)	0	(0.0)	22	(5.0)
	利用対象外	0	(0.0)	20	(13.7)	91	(39.7)	10	(33.3)	0	(0.0)	121	(27.5)
企業等	増えた	25	(89.3)	68	(46.6)	40	(17.5)	7	(23.3)	5	(71.4)	145	(33.0)
	変わらない	2	(7.1)	42	(28.8)	55	(24.0)	11	(36.7)	2	(28.6)	112	(25.5)
	減った	1	(3.6)	8	(5.5)	12	(5.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	21	(4.8)
	利用対象外	0	(0.0)	28	(19.2)	122	(53.3)	12	(40.0)	0	(0.0)	162	(36.8)
その他	増えた	19	(67.9)	85	(58.2)	60	(26.2)	8	(26.7)	2	(28.6)	174	(39.5)
	変わらない	2	(7.1)	26	(17.8)	53	(23.1)	10	(33.3)	4	(57.1)	95	(21.6)
	減った	5	(17.9)	10	(6.8)	10	(4.4)	1	(3.3)	0	(0.0)	26	(5.9)
	利用対象外	2	(7.1)	25	(17.1)	106	(46.3)	11	(36.7)	1	(14.3)	145	(33.0)
	合計	28	(100.0)	146	(100.0)	229	(100.0)	30	(100.0)	7	(100.0)	440	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(3) 利用者数の変化予測（令和5年度と3年後の比較）

①日帰り利用

3年後の日帰り利用者数がどうなっているかの予想についてみると、「家族・グループ」では「変わらない」が164施設（37.3%）、「幼稚園・保育園」では「変わらない」の割合が182施設（41.4%）、「小学校」では「変わらない」が184施設（41.8%）、「中学校」では「変わらない」が203施設（46.1%）、「高等学校」では「変わらない」が214施設（48.6%）、「青少年団体」では「変わらない」が179施設（40.7%）、「企業等」では「変わらない」が180施設（40.9%）、「その他」では「変わらない」が205施設（46.6%）となっている。

表 3—9—13 3年後の日帰り利用者数の変化

		国 (独立行政法人) (n=28)		都道府県・ 政令指定都市 (n=146)		市(区) (n=229)		町・村 (n=30)		民間等 (n=7)		合計 (n=440)	
家族・グループ	増えている	3	(10.7)	47	(32.2)	83	(36.2)	2	(6.7)	5	(71.4)	140	(31.8)
	変わらない	13	(46.4)	54	(37.0)	76	(33.2)	20	(66.7)	1	(14.3)	164	(37.3)
	減っている	11	(39.3)	24	(16.4)	25	(10.9)	4	(13.3)	1	(14.3)	65	(14.8)
	利用対象外	1	(3.6)	21	(14.4)	45	(19.7)	4	(13.3)	0	(0.0)	71	(16.1)
幼稚園・保育園	増えている	3	(10.7)	44	(30.1)	55	(24.0)	1	(3.3)	3	(42.9)	106	(24.1)
	変わらない	10	(35.7)	53	(36.3)	98	(42.8)	19	(63.3)	2	(28.6)	182	(41.4)
	減っている	15	(53.6)	31	(21.2)	27	(11.8)	4	(13.3)	1	(14.3)	78	(17.7)
	利用対象外	0	(0.0)	18	(12.3)	49	(21.4)	6	(20.0)	1	(14.3)	74	(16.8)
小学校	増えている	5	(17.9)	35	(24.0)	52	(22.7)	4	(13.3)	3	(42.9)	99	(22.5)
	変わらない	8	(28.6)	52	(35.6)	104	(45.4)	18	(60.0)	2	(28.6)	184	(41.8)
	減っている	15	(53.6)	43	(29.5)	34	(14.8)	5	(16.7)	1	(14.3)	98	(22.3)
	利用対象外	0	(0.0)	16	(11.0)	39	(17.0)	3	(10.0)	1	(14.3)	59	(13.4)
中学校	増えている	4	(14.3)	34	(23.3)	39	(17.0)	3	(10.0)	2	(28.6)	82	(18.6)
	変わらない	12	(42.9)	53	(36.3)	114	(49.8)	20	(66.7)	4	(57.1)	203	(46.1)
	減っている	12	(42.9)	43	(29.5)	36	(15.7)	4	(13.3)	0	(0.0)	95	(21.6)
	利用対象外	0	(0.0)	16	(11.0)	40	(17.5)	3	(10.0)	1	(14.3)	60	(13.6)
高校	増えている	4	(14.3)	29	(19.9)	40	(17.5)	3	(10.0)	1	(14.3)	77	(17.5)
	変わらない	11	(39.3)	60	(41.1)	117	(51.1)	20	(66.7)	6	(85.7)	214	(48.6)
	減っている	13	(46.4)	40	(27.4)	29	(12.7)	4	(13.3)	0	(0.0)	86	(19.5)
	利用対象外	0	(0.0)	17	(11.6)	43	(18.8)	3	(10.0)	0	(0.0)	63	(14.3)
青少年	増えている	5	(17.9)	44	(30.1)	66	(28.8)	2	(6.7)	4	(57.1)	121	(27.5)
	変わらない	8	(28.6)	57	(39.0)	90	(39.3)	22	(73.3)	2	(28.6)	179	(40.7)
	減っている	15	(53.6)	31	(21.2)	36	(15.7)	4	(13.3)	1	(14.3)	87	(19.8)
	利用対象外	0	(0.0)	14	(9.6)	37	(16.2)	2	(6.7)	0	(0.0)	53	(12.0)
企業等	増えている	5	(17.9)	29	(19.9)	44	(19.2)	3	(10.0)	5	(71.4)	86	(19.5)
	変わらない	12	(42.9)	70	(47.9)	77	(33.6)	20	(66.7)	1	(14.3)	180	(40.9)
	減っている	11	(39.3)	19	(13.0)	21	(9.2)	4	(13.3)	0	(0.0)	55	(12.5)
	利用対象外	0	(0.0)	28	(19.2)	87	(38.0)	3	(10.0)	1	(14.3)	119	(27.0)
その他	増えている	5	(17.9)	38	(26.0)	47	(20.5)	4	(13.3)	2	(28.6)	96	(21.8)
	変わらない	9	(32.1)	69	(47.3)	102	(44.5)	21	(70.0)	4	(57.1)	205	(46.6)
	減っている	11	(39.3)	21	(14.4)	24	(10.5)	2	(6.7)	0	(0.0)	58	(13.2)
	利用対象外	3	(10.7)	18	(12.3)	56	(24.5)	3	(10.0)	1	(14.3)	81	(18.4)
合計		28	(100.0)	146	(100.0)	229	(100.0)	30	(100.0)	7	(100.0)	440	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

②宿泊利用

3年後の宿泊利用者数がどうなっているかの予想についてみると、「家族・グループ」では「変わらない」が126施設(28.6%)、「幼稚園・保育園」では「変わらない」が164施設(37.3%)、「小学校」では「変わらない」「減っている」が118施設(26.8%)、「中学校」では「変わらない」が137施設(31.1%)、「高等学校」では「変わらない」が154施設(35.0%)、「青少年団体」では「変わらない」が127施設(28.9%)、「企業等」では「変わらない」が148施設(33.6%)、「その他」では「変わらない」が158施設(35.9%)となっている。

表3—9—14 3年後の宿泊利用者数の変化

		国 (独立行政法人) (n=28)		都道府県・ 政令指定都市 (n=146)		市(区) (n=229)		町・村 (n=30)		民間等 (n=7)		合計 (n=440)	
家族・グループ	増えている	7	(25.0)	49	(33.6)	52	(22.7)	4	(13.3)	7	(100.0)	119	(27.0)
	変わらない	13	(46.4)	46	(31.5)	57	(24.9)	10	(33.3)	0	(0.0)	126	(28.6)
	減っている	8	(28.6)	21	(14.4)	15	(6.6)	2	(6.7)	0	(0.0)	46	(10.5)
	利用対象外	0	(0.0)	30	(20.5)	105	(45.9)	14	(46.7)	0	(0.0)	149	(33.9)
幼稚園・保育園	増えている	1	(3.6)	28	(19.2)	28	(12.2)	2	(6.7)	3	(42.9)	62	(14.1)
	変わらない	14	(50.0)	56	(38.4)	80	(34.9)	11	(36.7)	3	(42.9)	164	(37.3)
	減っている	13	(46.4)	34	(23.3)	22	(9.6)	2	(6.7)	0	(0.0)	71	(16.1)
	利用対象外	0	(0.0)	28	(19.2)	99	(43.2)	15	(50.0)	1	(14.3)	143	(32.5)
小学校	増えている	3	(10.7)	32	(21.9)	34	(14.8)	3	(10.0)	4	(57.1)	76	(17.3)
	変わらない	6	(21.4)	34	(23.3)	65	(28.4)	11	(36.7)	2	(28.6)	118	(26.8)
	減っている	19	(67.9)	59	(40.4)	36	(15.7)	4	(13.3)	0	(0.0)	118	(26.8)
	利用対象外	0	(0.0)	21	(14.4)	94	(41.0)	12	(40.0)	1	(14.3)	128	(29.1)
中学校	増えている	2	(7.1)	27	(18.5)	29	(12.7)	3	(10.0)	2	(28.6)	63	(14.3)
	変わらない	6	(21.4)	39	(26.7)	77	(33.6)	11	(36.7)	4	(57.1)	137	(31.1)
	減っている	20	(71.4)	59	(40.4)	28	(12.2)	4	(13.3)	0	(0.0)	111	(25.2)
	利用対象外	0	(0.0)	21	(14.4)	95	(41.5)	12	(40.0)	1	(14.3)	129	(29.3)
高等学校	増えている	1	(3.6)	23	(15.8)	30	(13.1)	3	(10.0)	1	(14.3)	58	(13.2)
	変わらない	8	(28.6)	46	(31.5)	83	(36.2)	11	(36.7)	6	(85.7)	154	(35.0)
	減っている	19	(67.9)	54	(37.0)	18	(7.9)	4	(13.3)	0	(0.0)	95	(21.6)
	利用対象外	0	(0.0)	23	(15.8)	98	(42.8)	12	(40.0)	0	(0.0)	133	(30.2)
青少年団体	増えている	5	(17.9)	45	(30.8)	47	(20.5)	3	(10.0)	3	(42.9)	103	(23.4)
	変わらない	9	(32.1)	44	(30.1)	58	(25.3)	12	(40.0)	4	(57.1)	127	(28.9)
	減っている	14	(50.0)	35	(24.0)	30	(13.1)	3	(10.0)	0	(0.0)	82	(18.6)
	利用対象外	0	(0.0)	22	(15.1)	94	(41.0)	12	(40.0)	0	(0.0)	128	(29.1)
企業等	増えている	7	(25.0)	31	(21.2)	35	(15.3)	2	(6.7)	6	(85.7)	81	(18.4)
	変わらない	14	(50.0)	60	(41.1)	60	(26.2)	13	(43.3)	1	(14.3)	148	(33.6)
	減っている	7	(25.0)	22	(15.1)	16	(7.0)	1	(3.3)	0	(0.0)	46	(10.5)
	利用対象外	0	(0.0)	33	(22.6)	118	(51.5)	14	(46.7)	0	(0.0)	165	(37.5)
その他	増えている	4	(14.3)	32	(21.9)	33	(14.4)	2	(6.7)	2	(28.6)	73	(16.6)
	変わらない	13	(46.4)	58	(39.7)	71	(31.0)	13	(43.3)	3	(42.9)	158	(35.9)
	減っている	8	(28.6)	29	(19.9)	18	(7.9)	1	(3.3)	0	(0.0)	56	(12.7)
	利用対象外	3	(10.7)	27	(18.5)	107	(46.7)	14	(46.7)	2	(28.6)	153	(34.8)
合計		28	(100.0)	146	(100.0)	229	(100.0)	30	(100.0)	7	(100.0)	440	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

10. 利用者受入方針

中期計画（5～6年程度）で利用者の受入方針を定めた行動について、「定めている」の割合が177施設（40.2%）である。

表3—10—1 中期計画（5～6年程度）の利用者受入方針を定めた行動

		国 (独立行政法人) (n=28)		都道府県・ 政令指定都市 (n=146)		市(区) (n=229)		町・村 (n=30)		民間等 (n=7)		合計 (n=440)	
受入方針の定めた行動	している	28	(100.0)	74	(50.7)	66	(28.8)	7	(23.3)	5	(71.4)	177	(40.2)
	していない	0	(0.0)	72	(49.3)	163	(71.2)	23	(76.7)	2	(28.6)	263	(59.8)
合計		28	(100.0)	146	(100.0)	229	(100.0)	30	(100.0)	7	(100.0)	440	(100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

11. 主催事業・イベント

(1) 主催事業・イベント数

① 日帰り型事業

日帰り型事業についてみると、全体では344施設（78.2%）が実施していた。国立（100.0%）や民間等（100.0%）、都道府県・政令指定都市立（93.2%）では実施している割合が高く、町・村立（33.3%）では低い。

事業数の回答があった施設だけでみると、「21件以上」が63施設（14.3%）と最も多く、次いで

「1～5 件」の 38 施設 (8.6%) であった。設置主体別では、国立は「1～5 件」(28.6%) が、都道府県・政令指定都市立と市 (区) 立では「21 件以上」(それぞれ 21.9%、12.7%) が最も多かった。

表 3-11-1 日帰り型事業

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市 (区)	町・村	民間等	合計
あり	28 (100.0)	136 (93.2)	163 (71.2)	10 (33.3)	7 (100.0)	344 (78.2)
なし (0)	0 (0.0)	10 (6.8)	66 (28.8)	20 (66.7)	0 (0.0)	96 (21.8)
1～5 件	8 (28.6)	14 (9.6)	15 (6.6)	0 (0.0)	1 (14.3)	38 (8.6)
6～10 件	4 (14.3)	9 (6.2)	14 (6.1)	1 (3.3)	0 (0.0)	28 (6.4)
11～15 件	1 (3.6)	13 (8.9)	7 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (4.8)
16～20 件	2 (7.1)	7 (4.8)	4 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (3.0)
21 件以上	1 (3.6)	32 (21.9)	29 (12.7)	1 (3.3)	0 (0.0)	63 (14.3)
無回答	12 (42.9)	61 (41.8)	94 (41.0)	8 (26.7)	6 (85.7)	181 (41.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

②宿泊型事業

宿泊型事業についてみると、全体では 236 施設 (53.6%) が実施していた。国立 (100.0%) や民間等 (100.0%)、都道府県・政令指定都市立 (81.5%) では実施している割合が高く、町・村立 (6.7%) では低い。

事業数の回答があった施設だけでみると、「1～5 件」が 53 施設 (12.0%) と最も多く、次いで「6～10 件」の 29 施設 (6.6%) であった。設置主体別では、国立は「11～15 件」(32.1%) が、都道府県・政令指定都市立と市 (区) 立では「1～5 件」(それぞれ 19.9%、10.0%) が最も多かった。

表 3-11-2 宿泊型事業

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市 (区)	町・村	民間等	合計
あり	28 (100.0)	119 (81.5)	80 (34.9)	2 (6.7)	7 (100.0)	236 (53.6)
なし (0)	0 (0.0)	27 (18.5)	149 (65.1)	28 (93.3)	0 (0.0)	204 (46.4)
1～5 件	1 (3.6)	29 (19.9)	23 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	53 (12.0)
6～10 件	3 (10.7)	20 (13.7)	5 (2.2)	0 (0.0)	1 (14.3)	29 (6.6)
11～15 件	9 (32.1)	10 (6.8)	6 (2.6)	1 (3.3)	0 (0.0)	26 (5.9)
16～20 件	3 (10.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)
21 件以上	1 (3.6)	7 (4.8)	1 (0.4)	0 (0.0)	1 (14.3)	10 (2.3)
無回答	11 (39.3)	53 (36.3)	45 (19.7)	1 (3.3)	5 (71.4)	115 (26.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

(2) 主催事業・イベント対象者（複数回答）

(1) で日帰り型および宿泊型事業を実施した 353 施設について、主催事業・イベントの対象者をみると、全体では「小中学生」が 332 施設（94.1%）と最も多い。次いで「親子」（290 施設、82.2%）、「高校生以上」（217 施設、61.5%）となっている。指導者やボランティアを対象とした事業は、国が実施する割合が高くなっている。

表 3-11-3 主催事業・イベントの対象者（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=139)	市(区) (n=169)	町・村 (n=10)	民間等 (n=7)	合計 (n=353)
幼児 (未就学児)	22 (78.6)	86 (61.9)	83 (49.1)	5 (50.0)	6 (85.7)	202 (57.2)
小中学生	28 (100.0)	134 (96.4)	155 (91.7)	8 (80.0)	7 (100.0)	332 (94.1)
高校生以上	26 (92.9)	86 (61.9)	90 (53.3)	8 (80.0)	7 (100.0)	217 (61.5)
保護者	13 (46.4)	50 (36.0)	81 (47.9)	4 (40.0)	4 (57.1)	152 (43.1)
親子	27 (96.4)	129 (92.8)	122 (72.2)	5 (50.0)	7 (100.0)	290 (82.2)
不登校・ひきこもりの青少年	10 (35.7)	46 (33.1)	22 (13.0)	0 (0.0)	3 (42.9)	81 (22.9)
その他の課題を抱える青少年	24 (85.7)	26 (18.7)	15 (8.9)	1 (10.0)	2 (28.6)	68 (19.3)
青少年教育施設・団体の指導者	20 (71.4)	36 (25.9)	20 (11.8)	1 (10.0)	1 (14.3)	78 (22.1)
学校教員	11 (39.3)	53 (38.1)	27 (16.0)	1 (10.0)	1 (14.3)	93 (26.3)
ボランティア(希望者も含む)	28 (100.0)	70 (50.4)	45 (26.6)	2 (20.0)	3 (42.9)	148 (41.9)
その他	1 (3.6)	11 (7.9)	8 (4.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (5.7)

単位：施設（ ）内は構成比

(3) 主催事業・イベントの参加費徴収方法

日帰り型および宿泊型事業を実施した 353 施設について、参加費の徴収方法をみると、「指導料を除く実費のみを徴収」するところが 209 施設 (59.2%) と最も多く、特に国立 (75.0%) や都道府県・政令指定都市立 (63.6%) でその割合が高い。サンプル数は少ないものの、民間等の施設では収益まで見込んだうえで参加費を設定している施設が多い。

表 3-11-4 主催事業・イベントの参加費徴収方法 (複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=139)	市(区) (n=169)	町・村 (n=10)	民間等 (n=7)	合計 (n=353)
徴収しない(寄付金や助成金で賄う)	9 (32.1)	5 (3.6)	33 (19.5)	3 (30.0)	0 (0.0)	50 (14.2)
指導料を除く実費(材料費・施設使用料など)のみを徴収	21 (75.0)	88 (63.3)	95 (56.2)	3 (30.0)	2 (28.6)	209 (59.2)
指導料のみを徴収	0 (0.0)	1 (0.7)	6 (3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (2.0)
全ての経費と収益を積算し参加費として徴収	11 (39.3)	49 (35.3)	51 (30.2)	4 (40.0)	5 (71.4)	120 (34.0)
その他	1 (3.6)	8 (5.8)	12 (7.1)	0 (0.0)	1 (14.3)	21 (5.9)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.6)

単位：施設 () 内は構成比

(4) 主催事業・イベントの内容

日帰り型および宿泊型事業を実施した 353 施設について、主催事業・イベントの内容をみると、全体では「自然体験に関する事業」が 281 施設 (79.6%) と最も多く、「環境教育に関する事業」、「ボランティアの養成・資質向上に関する事業」が同数 (159 施設、45.0%) で続いている。

設置主体別にみると、国立では「子どもの貧困対策に関する事業」、「探究活動に関する事業」の実施割合が他に比べて特に高い。

表3-11-5 主催事業・イベントの内容（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=139)	市(区) (n=169)	町・村 (n=10)	民間等 (n=7)	合計 (n=353)
自然体験活動に関する事業	28 (100.0)	119 (85.6)	123 (72.8)	4 (40.0)	7 (100.0)	281 (79.6)
勤労観・職業観の育成に関する事業	3 (10.7)	9 (6.5)	14 (8.3)	0 (0.0)	0 (100.0)	26 (7.4)
環境教育に関する事業	22 (78.6)	66 (47.5)	64 (37.9)	2 (20.0)	5 (71.4)	159 (45.0)
ボランティアの養成・資質向上に関する事業	28 (100.0)	75 (54.0)	51 (30.2)	2 (20.0)	3 (42.9)	159 (45.0)
国際交流・国際理解に関する事業	13 (46.4)	21 (15.1)	24 (14.2)	1 (10.0)	1 (14.3)	60 (17.0)
異年齢交流(世代間交流を含む)に関する事業	10 (35.7)	56 (40.3)	37 (21.9)	1 (10.0)	3 (42.9)	107 (30.3)
ノーマライゼーションの理解・普及に関する事業	2 (7.1)	10 (7.2)	3 (1.8)	0 (0.0)	1 (14.3)	16 (4.5)
歴史や芸術等の文化的な事業	8 (28.6)	37 (26.6)	38 (22.5)	2 (20.0)	1 (14.3)	86 (24.4)
科学・理科教育に関する事業	10 (35.7)	41 (29.5)	51 (30.2)	0 (0.0)	1 (14.3)	103 (29.2)
食育に関する事業	5 (17.9)	45 (32.4)	52 (30.8)	2 (20.0)	3 (42.9)	107 (30.3)
メディアリテラシーを育成する事業	2 (7.1)	7 (5.0)	7 (4.1)	1 (10.0)	1 (14.3)	18 (5.1)
家庭教育の支援に関する事業	11 (39.3)	36 (25.9)	22 (13.0)	1 (10.0)	1 (14.3)	71 (20.1)
通学合宿に関する事業	9 (32.1)	14 (10.1)	4 (2.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	27 (7.6)
青少年のリーダーシップ育成に関する事業	9 (32.1)	37 (26.6)	30 (17.8)	3 (30.0)	3 (42.9)	82 (23.2)
施設開放(フェスティバル等)に関する事業	21 (75.0)	74 (53.2)	56 (33.1)	2 (20.0)	3 (42.9)	156 (44.2)
子どもの貧困対策に関する事業	24 (85.7)	13 (9.4)	9 (5.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	47 (13.3)
青少年教育施設・団体の指導者等の資質向上に関する事業	18 (64.3)	41 (29.5)	19 (11.2)	1 (10.0)	1 (14.3)	80 (22.7)
スポーツ振興に関する事業	8 (28.6)	33 (23.7)	36 (21.3)	3 (30.0)	1 (14.3)	81 (22.9)
読書活動に関する事業	11 (39.3)	10 (7.2)	11 (6.5)	1 (10.0)	1 (14.3)	34 (9.6)
伝統文化に関する事業	10 (35.7)	37 (26.6)	42 (24.9)	3 (30.0)	2 (28.6)	94 (26.6)
ESD 教育に関する事業	11 (39.3)	10 (7.2)	7 (4.1)	0 (0.0)	3 (42.9)	31 (8.8)
STEAM 教育に関する事業	4 (14.3)	7 (5.0)	8 (4.7)	0 (0.0)	1 (14.3)	20 (5.7)
探究活動に関する事業	24 (85.7)	11 (7.9)	20 (11.8)	1 (10.0)	3 (42.9)	59 (16.7)
その他	0 (0.0)	9 (6.5)	15 (8.9)	1 (10.0)	0 (0.0)	25 (7.1)

単位：施設（ ）内は構成比

(5) 主催事業・イベント数の変化（令和5年度と3年前の比較）

①日帰り型事業

令和5年度と3年前（令和2年度）を比べた日帰り型事業数の変化についてみると、全体では「変わらない」が最も多いが（198施設、45.0%）、「増えている」（196施設、44.5%）施設の方が「減っている」（46施設、10.5%）施設よりも多い。国立では事業数が減っている割合が高い。

表3-11-6 日帰り型事業数の変化

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
増えている	8 (28.6)	76 (52.1)	102 (44.5)	6 (20.0)	4 (57.1)	196 (44.5)
変わらない	3 (10.7)	48 (32.9)	120 (52.4)	24 (80.0)	3 (42.9)	198 (45.0)
減っている	17 (60.7)	22 (15.1)	7 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	46 (10.5)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

②宿泊型事業

令和5年度と3年前（令和2年度）を比べた宿泊型事業数の変化についてみると、全体では「変わらない」が最も多いが（253施設、57.5%）、「増えている」（135施設、30.7%）施設の方が「減っている」（52施設、11.8%）施設よりも多い。民間等の施設では事業数を増やしているところの割合が高い。

表3-11-7 宿泊型事業数の変化

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
増えている	13 (46.4)	63 (43.2)	53 (23.1)	1 (3.3)	5 (71.4)	135 (30.7)
変わらない	2 (7.1)	60 (41.1)	161 (70.3)	28 (93.3)	2 (28.6)	253 (57.5)
減っている	13 (46.4)	23 (15.8)	15 (6.6)	1 (3.3)	0 (0.0)	52 (11.8)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

12. 他施設・団体との連携

(1) 他施設・団体との連携有無（令和5年度）

地域の各種施設・団体との連携の有無についてみると、全体では「行った」が246施設（55.9%）となっている。設置主体別にみると、市（区）立（99施設、43.2%）、町・村立（6施設、20.0%）では他に比べ「行った」の割合が低い。

表3-12-1 地域の各種施設・団体との連携の有無（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市（区）	町・村	民間等	合計
行った	28 (100.0)	107 (73.3)	99 (43.2)	6 (20.0)	6 (85.7)	246 (55.9)
行っていない	0 (0.0)	39 (26.7)	130 (56.8)	24 (80.0)	1 (14.3)	194 (44.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) 連携した活動内容、連携した相手、連携をした理由

①連携した活動内容（複数回答）

地域の各種施設・団体との連携を「行った」と回答した246施設について、連携した活動内容をみると、「共催事業・イベントの実施」が204施設（82.9%）と最も多くなっている。その他の連携として「職員やボランティアの派遣や受入れの実施」（20施設、8.1%）、「研修会や交流会の共同実施」（17施設、6.9%）があるがいずれも数は少ない。

表3-12-2 連携した活動内容（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=107)	市（区） (n=99)	町・村 (n=6)	民間等 (n=6)	合計 (n=246)
共催事業・イベントの実施	25 (89.3)	92 (86.0)	77 (77.8)	6 (100.0)	4 (66.7)	204 (82.9)
広報活動、協働した利用者向けパンフレット等の作成	4 (14.3)	3 (2.8)	5 (5.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (4.9)
ホームページ等での関係機関の紹介、リンク情報の発信	0 (0.0)	1 (0.9)	3 (3.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.6)
研修会や交流会の共同実施	3 (10.7)	8 (7.5)	5 (5.1)	0 (0.0)	1 (16.7)	17 (6.9)
職員やボランティアの派遣や受入れの実施	2 (7.1)	9 (8.4)	8 (8.1)	0 (0.0)	1 (16.7)	20 (8.1)
研修支援(受入れ事業)での支援協力	2 (7.1)	7 (6.5)	4 (4.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	14 (5.7)
調査研究やガイドブック、教材等の企画作成	5 (17.9)	2 (1.9)	4 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (4.5)
施設、物品・設備等の貸し借り	1 (3.6)	2 (1.9)	10 (10.1)	1 (16.7)	1 (16.7)	15 (6.1)
その他	1 (3.6)	4 (3.7)	3 (3.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	9 (3.7)
無回答	1 (3.6)	1 (0.9)	4 (4.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (2.4)

単位：施設（ ）内は構成比

②連携した相手

地域の各種施設・団体との連携を「行った」と回答した 246 施設について、連携した相手を見ると、全体では「町内会・自治会などの自治組織」(40 施設、16.3%) が最も多い。次いで「他の青少年教育施設」(36 施設、14.6%)、「NPO 法人・公益法人」(34 施設、13.8%) となっている。国立では「他の青少年教育施設」と連携している割合が特に高い (35.7%)。

表 3-12-3 連携した相手 (複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=107)	市(区) (n=99)	町・村 (n=6)	民間等 (n=6)	合計 (n=246)
幼稚園、保育園	1 (3.6)	2 (1.9)	5 (5.1)	1 (16.7)	0 (0.0)	9 (3.7)
小学校・中学校	4 (14.3)	11 (10.3)	10 (10.1)	1 (16.7)	1 (16.7)	27 (11.0)
高等学校	1 (3.6)	8 (7.5)	2 (2.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (4.5)
大学・専門学校・ 研究機関	5 (17.9)	11 (10.3)	8 (8.1)	0 (0.0)	1 (16.7)	25 (10.2)
教育委員会(事務 局)	4 (14.3)	17 (15.9)	7 (7.1)	1 (16.7)	0 (0.0)	29 (11.8)
教育委員会以外 の行政部局	6 (21.4)	14 (13.1)	12 (12.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	32 (13.0)
他の青少年教育 施設	10 (35.7)	15 (14.0)	9 (9.1)	1 (16.7)	1 (16.7)	36 (14.6)
青少年教育施設 以外の社会教育 施設	2 (7.1)	14 (13.1)	6 (6.1)	1 (16.7)	0 (0.0)	23 (9.3)
ボーイスカウト、 子ども会等の青 少年団体	2 (7.1)	10 (9.3)	13 (13.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	25 (10.2)
NPO 法人・公益法 人	4 (14.3)	21 (19.6)	8 (8.1)	0 (0.0)	1 (16.7)	34 (13.8)
漁協・農協・商工 会などの地元組 織	5 (17.9)	10 (9.3)	8 (8.1)	2 (33.3)	1 (16.7)	26 (10.6)
町内会・自治会な どの自治組織	0 (0.0)	16 (15.0)	24 (24.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	40 (16.3)
企業	5 (17.9)	13 (12.1)	7 (7.1)	0 (0.0)	1 (16.7)	26 (10.6)
児童福祉施設	2 (7.1)	1 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.2)
適応指導教室	0 (0.0)	4 (3.7)	1 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (2.0)
マスコミ	0 (0.0)	1 (0.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)
その他	3 (10.7)	12 (11.2)	20 (20.2)	1 (16.7)	1 (16.7)	37 (15.0)
無回答	1 (3.6)	1 (0.9)	4 (4.0)	0 (0.0)	1 (16.7)	7 (2.8)

単位：施設 () 内は構成比

③連携をした理由

地域の各種施設・団体との連携を「行った」と回答した 246 施設について、連携した理由をみると、「相互のノウハウ・専門性を活かすため」が 83 施設、33.7%と最も多くなっている。次いで「地域に根付いた施設運営を図るため」(47 施設、19.1%)、「地域や社会のニーズに即した事業を展開するため」(45 施設、18.3%) となっている。

表 3-12-4 連携をした理由（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=107)	市(区) (n=99)	町・村 (n=6)	民間等 (n=6)	合計 (n=246)
施設の教育機能を高めるため	8 (28.6)	14 (13.1)	7 (7.1)	0 (0.0)	1 (16.7)	30 (12.2)
人手不足を解消するため	0 (0.0)	1 (0.9)	0 (0.0)	2 (33.3)	0 (0.0)	3 (1.2)
経費の節減を図るため	1 (3.6)	7 (6.5)	1 (1.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (3.7)
相互のノウハウ・専門性を活かすため	15 (53.6)	43 (40.2)	24 (24.2)	1 (16.7)	0 (0.0)	83 (33.7)
多様な活動や総合的な事業展開を図るため	5 (17.9)	18 (16.8)	9 (9.1)	0 (0.0)	1 (16.7)	33 (13.4)
施設の事業や活動を社会に広く発信するため	9 (32.1)	18 (16.8)	13 (13.1)	1 (16.7)	1 (16.7)	42 (17.1)
地域や社会のニーズに即した事業を展開するため	9 (32.1)	17 (15.9)	15 (15.2)	2 (33.3)	2 (33.3)	45 (18.3)
地域に根付いた施設運営を図るため	4 (14.3)	16 (15.0)	27 (27.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	47 (19.1)
様々な機関・団体とのネットワークを広げるため	7 (25.0)	13 (12.1)	6 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	26 (10.6)
青少年教育施設の知名度を向上させるため	1 (3.6)	4 (3.7)	5 (5.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (4.1)
これまであった連携をより強化させるため	4 (14.3)	5 (4.7)	4 (4.0)	1 (16.7)	0 (0.0)	14 (5.7)
その他	0 (0.0)	2 (1.9)	7 (7.1)	1 (16.7)	0 (0.0)	10 (4.1)
無回答	2 (7.1)	14 (13.1)	25 (25.3)	0 (0.0)	3 (50.0)	44 (18.3)

単位：施設（ ）内は構成比

1 3. 施設の特色化

(1) STEAM 教育

①STEAM 教育の認知度

STEAM 教育とは、「Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を
実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育」¹⁾のことである。STEAM の認知の有
無についてみると、全体では 162 施設 (36.8%) が「知っていた」と回答している。また、設置者
別にみると、国立は 96.4% (27 施設) が「知っていた」と回答している。

表 3-13-1 STEAM 教育の認知度

	国立 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市 立	市(区)立	町・村立	民間等	合計
知っていた	27 (96.4)	68 (46.6)	58 (25.3)	5 (16.7)	4 (57.1)	162 (36.8)
知らなかった	1 (3.6)	78 (53.4)	171 (74.7)	25 (83.3)	3 (42.9)	278 (63.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

¹ 文部科学省 (2024) 『STEAM 教育等の教科等横断的な学習の推進について』、p. 15、https://www.mext.go.jp/content/20240401-mxt_kyoiiku01-000016477.pdf、2026 年 3 月 7 日参照

②STEAM 教育への取り組み意欲

i. STEAM 教育を取り入れた施設運営

STEAM 教育を取り入れた施設運営についてみると、全体では 22 施設 (5.0%) の施設が「取り組
んでいる・実施している」と回答している。また、「今後やっていきたい」と回答した施設を合
わせると 2 割を超える (105 施設、23.9%)。設置者別にみると、国立は 6 施設 (21.4%) が取り組
んでいると回答しており、「今後やっていきたい」と回答した施設と合わせると 5 割を超える (15
施設、53.5%)。

表 3-13-2 STEAM 教育を取り入れた施設運営

	国立 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市立	市(区)立	町・村立	民間等	合計
取り組んでいる・ 実施している	6 (21.4)	6 (4.1)	10 (4.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (5.0)
今後やっていきたい	9 (32.1)	41 (28.0)	30 (13.1)	2 (6.7)	1 (14.3)	83 (18.9)
やらない	1 (3.6)	23 (15.8)	47 (20.5)	16 (53.3)	4 (57.1)	91 (20.7)
わからない	12 (42.9)	76 (52.0)	142 (62.0)	12 (40.0)	2 (28.6)	244 (55.5)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

ii. STEAM 教育を取り入れたプログラム提供

STEAM 教育を取り入れたプログラム提供についてみると、全体では 35 施設（8.0%）が「取り組んでいる・実施している」と回答している。また、「今後やっていきたい」と回答した施設を合わせると 25%を超える（117 施設、26.6%）。設置者別にみると、国立は 10 施設（35.7%）が「取り組んでいる・実施している」と回答しており、「今後やっていきたい」と回答した施設を合わせると 6 割を超える（64.3%）。

表 3-13-3 STEAM 教育を取り入れたプログラム提供

	国立 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市立	市(区)立	町・村立	民間等	合計
取り組んでいる・ 実施している	10 (35.7)	9 (6.2)	16 (7.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	35 (8.0)
今後やっていきたい	8 (28.6)	44 (30.1)	27 (11.8)	2 (6.7)	1 (14.3)	82 (18.6)
やらない	0 (0.0)	20 (13.7)	49 (21.4)	16 (53.3)	4 (57.1)	89 (20.2)
わからない	10 (35.7)	73 (50.0)	137 (59.8)	12 (40.0)	2 (28.6)	234 (53.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（）内は構成比

iii. STEAM 教育を踏まえた地域、他団体との連携

STEAM 教育を踏まえた地域、他団体との連携についてみると、全体では 27 施設（6.1%）が「取り組んでいる・実施している」と回答している。また、「今後やっていきたい」と回答した施設を合わせると約 1/4 を超える（106 施設、24.1%）。設置者別にみると、国立は 8 施設（28.6%）が「取り組んでいる・実施している」と回答しており、「今後やっていきたい」と回答した施設をあわせると 5 割を超える（15 施設 53.6%）。

表 3-13-4 STEAM 教育を踏まえた地域、他団体との連携

	国立 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市立	市(区)立	町・村立	民間等	合計
取り組んでいる・ 実施している	8 (28.6)	8 (5.5)	11 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	27 (6.1)
今後やっていきたい	7 (25.0)	40 (27.4)	29 (12.7)	2 (6.7)	1 (14.3)	79 (18.0)
やらない	1 (3.6)	19 (13.0)	44 (19.2)	16 (53.3)	4 (57.1)	84 (19.0)
わからない	12 (42.9)	79 (54.1)	145 (63.3)	12 (40.0)	2 (28.6)	250 (56.8)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（）内は構成比

(2) 伝統文化・地域資源

i. 伝統文化や地域資源を取り入れた施設運営

伝統文化や地域資源を取り入れた施設運営についてみると、全体では156施設(35.5%)が「取り組んでいる・実施している」と回答している。また、「今後やっていきたい」と回答した施設を合わせると5割を超える(143施設、55.3%)。設置者別にみると、国立は「取り組んでいる・実施している」と回答した施設が18施設(64.3%)あり、今後やっていきたいと回答した施設をあわせると8割を超える(24施設、85.7%)。

表3-13-5 伝統文化や地域資源を取り入れた施設運営

	国立 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市立	市(区)立	町・村立	民間等	合計
取り組んでいる・ 実施している	18 (64.3)	72 (49.3)	58 (25.3)	5 (16.7)	3 (42.9)	156 (35.5)
今後やっていきたい	6 (21.4)	36 (24.7)	41 (17.9)	1 (3.3)	3 (42.9)	87 (19.8)
やらない	0 (0.0)	10 (6.9)	44 (19.2)	14 (46.7)	0 (0.0)	68 (15.5)
わからない	4 (14.3)	28 (19.2)	86 (37.6)	10 (33.3)	1 (14.3)	129 (29.3)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

ii. 伝統文化や地域資源を取り入れたプログラム提供

伝統文化や地域資源を取り入れたプログラムについてみると、全体で192施設(43.6%)が「取り組んでいる・実施している」と回答している。「今後やっていきたい」と回答した施設をあわせると、6割を超える(275施設、62.2%)。設置主体別にみると、国立は「取り組んでいる・実施している」と回答した施設が17施設(60.7%)あり、「今後やっていきたい」と回答した施設を合わせると9割を超える(26施設、92.8%)。

表3-13-6 伝統文化や地域資源を取り入れたプログラム

	国立 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市立	市(区)立	町・村立	民間等	合計
取り組んでいる・ 実施している	17 (60.7)	88 (60.3)	76 (33.1)	6 (20.0)	5 (71.4)	192 (43.6)
今後やっていきたい	9 (32.1)	29 (19.9)	38 (16.6)	4 (13.3)	2 (28.6)	82 (18.6)
やらない	0 (0.0)	10 (6.9)	40 (17.5)	13 (43.3)	0 (0.0)	63 (14.3)
わからない	2 (7.1)	19 (13.0)	75 (32.8)	7 (23.3)	0 (0.0)	103 (23.4)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

iii. 伝統文化や地域資源を踏まえた地域、他団体との連携

伝統文化や地域資源を踏まえた地域、他団体との連携についてみると、全体では153施設(34.8%)が「取り組んでいる・実施している」と回答している。また、「今後やっていきたい」と回答した施設をあわせると、5割を超える(261施設、59.4%)。設置者別にみると、国立は「取り組んでいる・実施している」と回答した施設が18施設(64.3%)あり、「今後もやっていきたい」と答えた施設をあわせると9割を超える(26施設、92.9%)。

表3-13-7 伝統文化や地域資源を踏まえた地域、他団体との連携

	国立 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市立	市(区)立	町・村立	民間等	合計
取り組んでいる・ 実施している	18 (64.3)	74 (50.7)	53 (23.1)	6 (20.0)	2 (28.6)	153 (34.8)
今後やっていきたい	8 (28.6)	28 (26.0)	53 (23.1)	4 (13.3)	5 (71.4)	108 (24.6)
やらない	0 (0.0)	10 (6.9)	41 (17.9)	13 (43.3)	0 (0.0)	64 (14.6)
わからない	2 (7.1)	24 (16.4)	82 (35.8)	7 (23.3)	0 (0.0)	115 (26.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（）内は構成比

(3) 探究活動

i. 探究活動を取り入れた施設運営

探究活動を取り入れた施設運営についてみると、全体では79施設(18.0%)が「取り組んでいる・実施している」と回答している。また、「今後やっていきたい」と回答した施設をあわせると4割を超える(183施設、41.6%)。設置者別にみると、国立は「取り組んでいる・実施している」と回答した施設が15施設(53.6%)あり、「今後やっていきたい」と回答した施設をあわせると7割を超える(22施設、78.6%)。

表3-13-8 探究活動を取り入れた施設運営

	国立 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市立	市(区)立	町・村立	民間等	合計
取り組んでいる・ 実施している	15 (53.6)	28 (19.1)	30 (13.1)	2 (6.7)	4 (57.1)	79 (18.0)
今後やっていきたい	7 (25.0)	45 (30.8)	47 (20.5)	4 (13.3)	1 (14.3)	104 (23.6)
やらない	0 (0.0)	19 (13.0)	51 (22.3)	13 (43.3)	1 (14.3)	84 (19.0)
わからない	6 (21.4)	54 (37.0)	101 (44.1)	11 (36.7)	1 (14.3)	173 (39.3)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（）内は構成比

ii. 探究活動を踏まえた地域、他団体との連携

探究活動を踏まえた地域、他団体との連携についてみると、全体では 69 施設（15.7%）が「取り組んでいる・実施している」と回答している。また、「今後やっていきたい」と回答した施設をあわせると 4 割を超える（190 施設、43.2%）。設置者別にみると、国立は「取り組んでいる・実施している」と回答した施設が 21 施設（75.0%）あり、「今後やっていきたい」と回答した施設をあわせると 9 割を超える（26 施設、92.9%）。

表 3-13-9 探究活動を踏まえた地域、他団体との連携

	国立 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市立	市(区)立	町・村立	民間等	合計
取り組んでいる・ 実施している	21 (75.0)	20 (13.7)	24 (10.5)	1 (3.3)	3 (42.9)	69 (15.7)
今後やっていきたい	5 (17.9)	56 (38.4)	55 (24.0)	4 (13.3)	1 (14.3)	121 (27.5)
やらない	0 (0.0)	17 (11.6)	50 (21.8)	14 (46.7)	1 (14.3)	82 (18.6)
わからない	2 (7.1)	53 (36.3)	100 (43.7)	11 (36.7)	2 (28.6)	168 (38.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（）内は構成比

(4) 野外炊事

野外炊事での米の提供方法についてみると、全体では 168 施設（38.2%）が「飯盒」を回答しており、最も割合が高い。設置者別にみると、国立以外の施設においては「提供なし」を除くと、「飯盒」の割合が最も高くなっているが（都道府県・政令指定都市立：67 施設（45.9%）、市（区）立：93 施設（40.6%）、町・村立：4 施設（13.3%）、国立では「その他」を除くと「羽釜」の割合が最も高い（13 施設、46.4%）

表 3-13-10 野外炊事

	国立 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市立	市(区)立	町・村立	民間等	合計
食堂で提供	0 (0.0)	19 (13.0)	16 (7.0)	3 (10.0)	1 (14.3)	39 (8.9)
羽釜	13 (46.4)	15 (10.3)	9 (3.9)	1 (3.3)	1 (14.3)	39 (8.9)
飯盒	1 (3.6)	67 (45.9)	93 (40.6)	4 (13.3)	3 (42.9)	168 (38.2)
提供なし	0 (0.0)	22 (15.1)	76 (33.2)	20 (66.7)	1 (14.3)	119 (27.1)
その他	14 (50.0)	22 (15.1)	19 (8.3)	1 (3.3)	1 (14.3)	57 (13.0)
不明・無回答	0 (0.0)	1 (0.7)	16 (7.0)	1 (3.3)	0 (0.0)	18 (4.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（）内は構成比

1 4. 現代課題への取組

(1) LGBTQ+の対応

LGBTQ+の対応についてみると、全体では138施設(31.4%)が「対応している」と回答している。また、設置者別にみると、国立は64.3%(18施設)が「対応している」と答えており、次いで町・村立が43.3%(4施設)「対応している」と回答した。

表3-14-1 LGBTQ+の対応

	国立 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市立	市(区)立	町・村立	民間等	合計
対応している	18 (64.3)	56 (38.4)	56 (24.5)	4 (43.3)	4 (57.1)	138 (31.4)
対応していない	10 (35.7)	90 (61.6)	173 (75.6)	26 (86.7)	3 (42.9)	302 (68.7)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

15. 施設でできる活動・費用徴収の有無

(1) 施設でできる活動

施設でできる活動についてみると、全体では「野外炊事」が276施設(62.7%)と最も割合が高い。次いで、「自然観察」(267施設、60.7%)、「キャンプファイア」(246施設、55.9%)、「キャンプ」(232施設、52.7%)、「天体観測」(214施設、48.6%)となっている。

表3—15—1 施設でできる活動(令和5年度)(複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
登山	23 (5.2)	70 (15.9)	48 (10.9)	2 (0.5)	6 (1.4)	149 (33.9)
ハイキング	23 (5.2)	88 (20.0)	62 (14.1)	3 (0.7)	6 (1.4)	182 (41.4)
キャンプ	22 (5.0)	98 (22.3)	100 (22.7)	5 (1.1)	7 (1.6)	232 (52.7)
川・沢遊び、沢登り等	16 (3.6)	48 (10.9)	45 (10.2)	3 (0.7)	5 (1.1)	177 (26.6)
海水浴	4 (0.9)	21 (4.8)	6 (1.4)	1 (0.2)	1 (0.2)	33 (7.5)
シュノーケリング	3 (0.7)	9 (2.0)	2 (0.5)	1 (0.2)	1 (0.2)	16 (3.6)
カヌー	7 (1.6)	48 (10.9)	13 (3.0)	2 (0.5)	1 (0.2)	71 (16.1)
カッター	5 (1.1)	17 (3.9)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	24 (5.5)
いかだ	2 (0.5)	23 (5.2)	6 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	31 (7.0)
つり	6 (1.4)	28 (6.4)	19 (4.3)	1 (0.2)	2 (0.5)	56 (12.7)
スキー	10 (2.3)	19 (4.3)	15 (3.4)	1 (0.2)	1 (0.2)	46 (10.5)
スノーボード	3 (0.7)	1 (0.2)	3 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (1.6)
かんじき・スノーシュー	11 (2.5)	27 (6.1)	18 (4.1)	0 (0.0)	1 (0.2)	57 (13.0)
そり遊び	13 (3.0)	35 (8.0)	22 (5.0)	0 (0.0)	4 (0.9)	74 (16.8)
自然観察	27 (6.1)	111 (25.2)	117 (26.6)	5 (1.1)	7 (1.6)	267 (60.7)
天体観測	25 (5.7)	92 (20.9)	89 (20.2)	4 (0.9)	4 (0.9)	214 (48.6)
ナイトハイク	26 (5.9)	78 (17.7)	49 (11.1)	2 (0.5)	4 (0.9)	159 (36.1)
バードウォッチング	10 (2.3)	47 (10.7)	42 (9.5)	3 (0.7)	0 (0.0)	102 (23.2)
野外炊事	28 (6.4)	116 (26.4)	116 (26.4)	10 (2.3)	6 (1.4)	276 (62.7)
そば・うどんづくり	7 (1.6)	48 (10.9)	39 (8.9)	2 (0.5)	2 (0.5)	98 (22.3)

単位：施設()内は構成比

表3—15—1 施設でできる活動（令和5年度）（複数回答）続き

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・政 令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
もちつき	5 (1.1)	33 (7.5)	41 (9.3)	2 (0.5)	4 (0.9)	85 (19.3)
農作業	5 (1.1)	25 (5.7)	25 (5.7)	2 (0.5)	2 (0.5)	59 (13.4)
キャンプファイア	27 (6.1)	111 (25.2)	96 (21.8)	7 (1.6)	5 (1.1)	246 (55.9)
オリエンテーリング	25 (5.7)	95 (21.6)	60 (13.6)	2 (0.5)	2 (0.5)	184 (41.8)
ウォークラリー	20 (4.5)	100 (22.7)	69 (15.7)	2 (0.5)	5 (1.1)	196 (44.5)
フィールドアスレチック	10 (2.3)	33 (7.5)	27 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	70 (15.9)
プロジェクトアドベンチャー	14 (3.2)	33 (7.5)	14 (3.2)	1 (0.2)	3 (0.7)	65 (14.8)
各種音楽活動	13 (3.0)	30 (6.8)	51 (11.6)	2 (0.5)	3 (0.7)	99 (22.5)
茶道・華道	7 (1.6)	10 (2.3)	27 (6.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	44 (10.0)
歴史等講話・史跡巡り	8 (1.8)	34 (7.7)	35 (8.0)	3 (0.7)	1 (0.2)	81 (18.4)
民族芸能・演劇・ダンス	6 (1.4)	22 (5.0)	35 (8.0)	3 (0.7)	0 (0.0)	66 (15.0)
竹細工・わら細工	7 (1.6)	46 (10.5)	44 (10.0)	4 (0.9)	1 (0.2)	102 (23.2)
七宝焼き	9 (2.0)	23 (5.2)	8 (1.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	40 (9.1)
焼き板	17 (3.9)	72 (16.4)	47 (10.7)	1 (0.2)	2 (0.5)	139 (31.6)
陶芸	7 (1.6)	29 (6.6)	30 (6.8)	0 (0.0)	1 (0.2)	67 (15.2)
木工	14 (3.2)	79 (18.0)	82 (18.6)	1 (0.2)	5 (1.1)	181 (41.1)
手芸	4 (0.9)	22 (5.0)	32 (7.3)	2 (0.5)	0 (0.0)	60 (13.6)
環境美化運動	11 (2.5)	42 (9.5)	42 (9.5)	2 (0.5)	3 (0.7)	100 (22.7)
奉仕活動	15 (3.4)	46 (10.5)	49 (11.1)	1 (0.2)	5 (1.1)	116 (26.4)
講義・学習・ゼミ	19 (4.3)	63 (14.3)	83 (18.9)	4 (0.9)	4 (0.9)	173 (39.3)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) 事業費用の徴収の有無

事業徴収の金額の有無でみると、全体では「野外炊事」が230施設(52.3%)と最も割合が高い。次いで、「キャンプファイア」(208施設、47.3%)、「キャンプ」(175施設、39.8%)、「木工」(150施設、34.1%)となっている。飲食物や消耗品が必要な事業は費用を徴収している割合が高いことがわかる。

表3—15—2 事業徴収の有無(令和5年度)(複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
登山	23 (5.2)	70 (15.9)	48 (10.9)	2 (0.5)	6 (1.4)	149 (33.9)
ハイキング	23 (5.2)	88 (20.0)	62 (14.1)	3 (0.7)	6 (1.4)	182 (41.4)
キャンプ	22 (5.0)	98 (22.3)	100 (22.7)	5 (1.1)	7 (1.6)	232 (52.7)
川・沢遊び、沢登り等	16 (3.6)	48 (10.9)	45 (10.2)	3 (0.7)	5 (1.1)	177 (26.6)
海水浴	4 (0.9)	21 (4.8)	6 (1.4)	1 (0.2)	1 (0.2)	33 (7.5)
シュノーケリング	3 (0.7)	9 (2.0)	2 (0.5)	1 (0.2)	1 (0.2)	16 (3.6)
カヌー	7 (1.6)	48 (10.9)	13 (3.0)	2 (0.5)	1 (0.2)	71 (16.1)
カッター	5 (1.1)	17 (3.9)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	24 (5.5)
いかだ	2 (0.5)	23 (5.2)	6 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	31 (7.0)
つり	6 (1.4)	28 (6.4)	19 (4.3)	1 (0.2)	2 (0.5)	56 (12.7)
スキー	10 (2.3)	19 (4.3)	15 (3.4)	1 (0.2)	1 (0.2)	46 (10.5)
スノーボード	3 (0.7)	1 (0.2)	3 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (1.6)
かんじき・スノーシュー	11 (2.5)	27 (6.1)	18 (4.1)	0 (0.0)	1 (0.2)	57 (13.0)
そり遊び	13 (3.0)	35 (8.0)	22 (5.0)	0 (0.0)	4 (0.9)	74 (16.8)
自然観察	27 (6.1)	111 (25.2)	117 (26.6)	5 (1.1)	7 (1.6)	267 (60.7)
天体観測	25 (5.7)	92 (20.9)	89 (20.2)	4 (0.9)	4 (0.9)	214 (48.6)
ナイトハイク	26 (5.9)	78 (17.7)	49 (11.1)	2 (0.5)	4 (0.9)	159 (36.1)
バードウォッチング	10 (2.3)	47 (10.7)	42 (9.5)	3 (0.7)	0 (0.0)	102 (23.2)
野外炊事	28 (6.4)	116 (26.4)	116 (26.4)	10 (2.3)	6 (1.4)	276 (62.7)
そば・うどんづくり	7 (1.6)	48 (10.9)	39 (8.9)	2 (0.5)	2 (0.5)	98 (22.3)

単位：施設()内は構成比

表3—15—2 事業徴収の有無（令和5年度）（複数回答）続き

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
もちつき	5 (1.1)	27 (6.1)	32 (7.3)	2 (0.5)	4 (0.9)	70 (15.9)
農作業	2 (0.5)	17 (3.9)	16 (3.6)	2 (0.5)	1 (0.2)	38 (8.6)
キャンプファイア	23 (5.2)	96 (21.8)	79 (18.0)	5 (1.1)	5 (1.1)	208 (47.3)
オリエンテーリング	3 (0.7)	18 (4.1)	19 (4.3)	2 (0.5)	2 (0.5)	44 (10.0)
ウォークラリー	2 (0.5)	16 (3.6)	21 (4.8)	2 (0.5)	5 (1.1)	46 (10.5)
フィールドアスレチック	0 (0.0)	5 (1.1)	5 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)
プロジェクトアドベンチャー	10 (2.3)	7 (1.6)	7 (1.6)	1 (0.2)	3 (0.7)	28 (6.4)
各種音楽活動	0 (0.0)	9 (2.0)	20 (4.5)	0 (0.0)	2 (0.5)	31 (7.0)
茶道・華道	3 (0.7)	6 (1.4)	20 (4.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	29 (6.6)
歴史等講話・史跡巡り	2 (0.5)	13 (3.0)	17 (3.9)	2 (0.5)	1 (0.2)	35 (8.0)
民族芸能・演劇・ダンス	1 (0.2)	12 (2.7)	14 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	27 (6.1)
竹細工・わら細工	7 (1.6)	41 (9.3)	36 (8.2)	3 (0.7)	1 (0.2)	88 (20.0)
七宝焼き	9 (2.0)	23 (5.2)	7 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	39 (8.9)
焼き板	16 (3.6)	69 (15.7)	44 (10.0)	1 (0.2)	2 (0.5)	132 (30.0)
陶芸	7 (1.6)	26 (5.9)	25 (5.7)	0 (0.0)	1 (0.2)	59 (13.4)
木工	13 (3.0)	67 (15.2)	64 (14.5)	1 (0.2)	5 (1.1)	150 (34.1)
手芸	4 (0.9)	15 (3.4)	22 (5.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	42 (9.5)
環境美化運動	0 (0.0)	10 (2.3)	8 (1.8)	1 (0.2)	3 (0.7)	22 (5.0)
奉仕活動	0 (0.0)	3 (0.7)	9 (2.0)	1 (0.2)	5 (1.1)	18 (4.1)
講義・学習・ゼミ	3 (0.7)	27 (6.1)	43 (9.8)	2 (0.5)	4 (0.9)	79 (18.0)

単位：施設（ ）内は構成比

16. 主な活動

(1) 利用者が最も多かったプログラム（令和5年度）

利用者が最も多かったプログラムについてみると、全体では「炊飯・生産活動」の割合が91施設（20.7%）と最も高い。次いで「ゲーム・レクリエーション活動」（50施設、11.4%）、「登山・ハイキング・キャンプ」（37施設、8.4%）となっている。

表3—16—1 利用者が最も多かったプログラム（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
登山・ハイキング・キャンプ	0 (0.0)	12 (2.7)	20 (4.5)	2 (0.5)	3 (0.7)	37 (8.4)
水辺活動	6 (1.4)	21 (4.8)	4 (0.9)	2 (0.5)	0 (0.0)	33 (7.5)
雪中活動	2 (0.5)	2 (0.5)	1 (0.2)	1 (0.2)	0 (0.0)	6 (1.4)
自然散策・観察活動	0 (0.0)	3 (0.7)	11 (2.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (3.2)
学習活動	0 (0.0)	3 (0.7)	24 (5.5)	1 (0.2)	0 (0.0)	28 (6.4)
炊飯・生産活動	15 (3.4)	37 (8.4)	37 (8.4)	2 (0.5)	0 (0.0)	91 (20.7)
ゲーム・レクリエーション活動	3 (0.7)	29 (6.6)	17 (3.9)	0 (0.0)	1 (0.2)	50 (11.4)
文化・歴史活動	0 (0.0)	4 (0.9)	9 (2.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	14 (3.2)
創作・制作活動	1 (0.2)	7 (1.6)	12 (2.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (4.5)
奉仕活動	0 (0.0)	3 (0.7)	2 (0.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (1.1)
その他	0 (0.0)	4 (0.9)	10 (2.3)	0 (0.0)	2 (0.5)	16 (3.6)
不明・無回答	1 (0.2)	21 (4.8)	82 (18.6)	21 (4.8)	1 (0.2)	126 (28.6)
合計	28 (6.4)	146 (33.2)	229 (52.0)	30 (6.8)	7 (1.6)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) 施設が最も力を入れたプログラム（令和5年度）

施設が最も力を入れたプログラムについてみると、全体では「炊飯・生産活動」の割合が64施設（14.5%）と最も高い。次いで「登山・ハイキング・キャンプ」（53施設、12.0%）、「水辺活動」（43施設、9.8%）となっている。

表3—16—2 施設が最も力を入れたプログラム（令和5年度）

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
登山・ハイキング・ キャンプ	4 (0.9)	16 (3.6)	27 (6.1)	3 (0.7)	3 (0.7)	53 (12.0)
水辺活動	9 (2.0)	27 (6.1)	6 (1.4)	1 (0.2)	0 (0.0)	43 (9.8)
雪中活動	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	1 (0.2)	0 (0.0)	2 (0.5)
自然散策・観察活動	0 (0.0)	4 (0.9)	14 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (4.1)
学習活動	2 (0.5)	7 (1.6)	24 (5.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	33 (7.5)
炊飯・生産活動	7 (1.6)	32 (7.3)	25 (5.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	64 (14.5)
ゲーム・レクリエー ション活動	6 (1.4)	17 (3.9)	14 (3.2)	1 (0.2)	1 (0.2)	39 (8.9)
文化・歴史活動	0 (0.0)	4 (0.9)	7 (1.6)	1 (0.2)	0 (0.0)	12 (2.7)
創作・制作活動	0 (0.0)	6 (1.4)	14 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	20 (4.5)
奉仕活動	0 (0.0)	5 (1.1)	3 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (1.8)
その他	0 (0.0)	6 (1.4)	12 (2.7)	0 (0.0)	1 (0.2)	19 (4.3)
不明・無回答	0 (0.0)	21 (4.8)	83 (18.9)	23 (5.2)	2 (0.5)	129 (29.3)
合計	28 (6.4)	146 (33.2)	229 (52.0)	30 (6.8)	7 (1.6)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

17. 施設の防災機能

防災施設としての役割についてみると、全体では「避難所」の割合が224施設（50.9%）と最も高い。次いで「防災施設としての役割はない」（169施設、38.4%）となっている。その他には「避難所には指定されていないが有事の際は防災施設の役割を担う」という施設もあった。

表3-17-1 施設の防災機能（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
避難所	23 (82.1)	69 (47.3)	109 (47.6)	19 (63.3)	4 (57.1)	224 (50.9)
ボランティア活動支援拠点	9 (32.1)	5 (3.4)	10 (4.4)	0 (0.0)	3 (42.9)	27 (6.1)
防災備蓄等拠点	5 (17.9)	16 (11.0)	23 (10.0)	0 (0.0)	2 (28.6)	46 (10.5)
防災施設としての役割はない	1 (3.6)	57 (39.0)	100 (43.7)	10 (33.3)	1 (14.3)	169 (38.4)
その他	6 (21.4)	16 (11.0)	12 (5.2)	1 (3.3)	0 (0.0)	35 (8.0)
不明・無回答	1 (3.6)	1 (0.7)	3 (1.3)	0 (0.0)	1 (14.3)	6 (1.4)

単位：施設（ ）内は構成比

18. 朝・夕のつどいの実施

(1) 朝・夕のつどいの実施の有無

朝のつどい・夕のつどいの実施についてみると、全体は「朝・夕実施」の割合が75施設（17.0%）である。設置主体別にみると、国立は「朝・夕実施」が26施設（92.9%）と割合が高くなっている。

表3-18-1 朝・夕のつどいの実施の有無

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
朝・夕実施	26 (92.9)	29 (19.9)	19 (8.3)	1 (3.3)	0 (0.0)	75 (17.0)
朝のみ実施	1 (3.6)	22 (15.1)	12 (5.2)	0 (0.0)	1 (14.3)	36 (8.2)
夕のみ実施	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
実施していない	1 (3.6)	78 (53.4)	185 (80.8)	28 (93.3)	6 (85.7)	298 (67.7)
その他	0 (0.0)	15 (10.3)	6 (2.6)	1 (3.3)	0 (0.0)	22 (5.0)
不明・無回答	0 (0.0)	1 (0.7)	7 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (1.8)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) つどいへの参加形態

「18.(2)」で朝のつどい・夕べのつどいを「実施している」と回答した112施設（「朝・夕実施」、「朝のみ実施」、「夕のみ実施」の合計）について、朝のつどい・夕べのつどいの参加形態についてみると、全体では「研修日程に支障がある場合は参加しなくともよい」（30施設、26.8%）が最も割合が高い。次いで、「希望する団体・グループのみが参加」（29施設、25.9%）、「団体、グループが自主的に行う」（27施設、24.1%）となっている。

表3-18-2 朝・夕のつどいの参加形態

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
すべての団体・グループ の参加で行う	6 (22.2)	5 (9.6)	9 (29.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	21 (18.8)
研修日程に支障がある場 合は参加しなくともよい	18 (66.7)	11 (21.2)	1 (3.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	30 (26.8)
希望する団体・グループ のみが参加	2 (7.4)	18 (34.6)	8 (25.8)	0 (0.0)	1 (100.0)	29 (25.9)
団体・グループが自主的 に行う	0 (0.0)	14 (26.9)	13 (41.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	27 (24.1)
その他	1 (3.7)	4 (7.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (4.5)
合計	27 (100.0)	52 (100.0)	31 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	112 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

19. ボランティアの活動状況

(1) ボランティアによる活動の有無

ボランティアによる活動の有無についてみると、全体では「活動している」の割合が237施設（53.9%）である。設置主体別にみると、国立（28施設、100.0%）が最も割合が高く、次いで民間等（6施設、85.7%）となっている。

表3-19-1 ボランティアによる活動の有無

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
活動している	28 (100.0)	104 (71.2)	96 (41.9)	3 (10.0)	6 (85.7)	237 (53.9)
活動していない	0 (0.0)	42 (28.8)	133 (58.1)	27 (90.0)	1 (14.3)	203 (46.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) ボランティアの活動内容

「19. (1)」でボランティアが「活動している」と回答した 237 施設について、ボランティアの活動内容をみると、全体では「主催事業の運営支援」が 212 施設 (89.5%) と最も割合が高くなっている。民間等では「施設整備 (環境美化や保守点検)」が最も多く (5 施設、83.3%)、国立や都道府県・政令指定都市と大きく異なる点である。

表 3-19-2 ボランティアの活動内容 (複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・政 令指定都市 (n=104)	市(区) (n=96)	町・村 (n=3)	民間等 (n=6)	合計 (n=237)
主催事業の運営支援	28 (100.0)	102 (98.1)	76 (79.2)	2 (66.7)	4 (66.7)	212 (89.5)
施設利用者の活動補助	7 (25.0)	32 (30.8)	38 (39.6)	1 (33.3)	3 (50.0)	81 (34.2)
自主企画事業(講座等)の実施	26 (92.9)	18 (17.3)	29 (30.2)	1 (33.3)	3 (50.0)	77 (32.5)
施設整備(環境美化や保守点検)	3 (10.7)	19 (18.3)	23 (24.0)	1 (33.3)	5 (83.3)	51 (21.5)
託児や子どもの世話	0 (0.0)	3 (2.9)	4 (4.2)	0 (0.0)	3 (50.0)	10 (4.2)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (5.2)	1 (33.3)	1 (16.7)	7 (3.0)

単位：施設 () 内は構成比

(3) ボランティアの登録制度の有無

ボランティアの登録制度の有無についてみると、全体では「ある」が 178 施設 (40.5%) となっている。設置主体別にみると、国立 (28 施設、100.0%) 及び都道府県・政令指定都市 (81 施設、55.5%)、民間 (4 施設、57.1%) は「ある」の割合が高くなっている。

表 3-19-3 ボランティアの登録制度の有無

	国(独立行政 法人)	都道府県・政 令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
ある	28 (100.0)	81 (55.5)	64 (27.9)	2 (6.7)	4 (57.1)	178 (40.5)
ない	0 (0.0)	62 (42.5)	154 (67.2)	28 (93.3)	3 (42.9)	247 (56.1)
不明・無回答	0 (0.0)	3 (2.1)	11 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	15 (3.4)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設 () 内は構成比

(4) ボランティアの登録人数（令和5年度）

「19. (3)」でボランティアの登録制度が「ある」と回答した178施設について、ボランティアの登録人数をみると、全体では「21人～50人」が61施設（34.3%）と最も割合が高くなっている。設置主体別にみると、国立では「51人～100人」が最も多くなっている（14施設、51.9%）。

表3-19-4 ボランティアの登録人数（令和5年度）

	国（独立行政 法人	都道府県・政 令指定都市	市（区）	町・村	民間等	合計
10人未満	0 (0.0)	17 (21.0)	20 (31.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	37 (20.8)
10～20人	0 (0.0)	13 (16.0)	17 (26.6)	0 (0.0)	2 (50.0)	32 (18.0)
21～50人	11 (40.7)	35 (43.2)	15 (23.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	61 (34.3)
51～100人	14 (51.9)	10 (12.3)	7 (10.9)	1 (50.0)	1 (25.0)	33 (18.5)
101人以上	2 (7.4)	6 (7.4)	4 (6.3)	1 (50.0)	1 (25.0)	14 (7.9)
不明・無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)
合計	27 (100.0)	81 (100.0)	64 (100.0)	2 (100.0)	4 (100.0)	178 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(5) ボランティア受入に関する連携の有無

ボランティアの受入に関して、大学等との授業（ゼミ、社会教育実習など）の連携の有無についてみると、全体では「ある」が112施設（25.5%）となっている。設置主体別にみると「ある」が国立22施設（78.6%）、都道府県・政令指定都市49施設（33.6%）、市（区）39施設（17.0%）となっている。

表3-19-5 ボランティアの受入に関する連携の有無

	国（独立行政 法人	都道府県・政 令指定都市	市（区）	町・村	民間等	合計
ある	22 (78.6)	49 (33.6)	39 (17.0)	1 (3.3)	1 (14.3)	112 (25.5)
ない	6 (21.4)	91 (62.3)	156 (68.1)	21 (70.0)	6 (85.7)	280 (63.6)
不明・無回答	0 (0.0)	6 (4.1)	34 (14.8)	8 (26.7)	0 (0.0)	48 (10.9)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(6) ボランティア活動での課題

ボランティア活動の課題についてみると、全体では「ボランティアの募集」が135施設(30.7%)と最も割合が高い。次いで、「ボランティアの減少」が127施設(28.9%)となっている。設置主体別にみると、国立では「交通費・食事・保険等の経費の捻出」が18施設(64.3%)と最も割合が高く、都道府県・政令指定都市や市(区)、民間等と大きく異なる点である。

表3-19-6 ボランティア活動での課題(複数回答)

	国(独立行政法人)	都道府県・政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
ボランティアの減少	12 (42.9)	56 (38.4)	55 (24.0)	2 (6.7)	2 (28.6)	127 (28.9)
ボランティア募集	16 (57.1)	67 (45.9)	50 (21.8)	1 (3.3)	1 (14.3)	135 (30.7)
ボランティア/コーディネート	14 (50.0)	31 (21.2)	20 (8.7)	0 (0.0)	2 (28.6)	67 (15.2)
ボランティアの研修	9 (32.1)	34 (23.3)	29 (12.7)	0 (0.0)	1 (14.3)	73 (16.6)
交通費・食事・保険等の経費の捻出	18 (64.3)	41 (28.1)	21 (9.2)	2 (6.7)	0 (0.0)	82 (18.6)
ボランティアと職員の役割分担	3 (10.7)	16 (11.0)	23 (10.0)	0 (0.0)	1 (14.3)	43 (9.8)
特になし	2 (7.1)	18 (12.3)	82 (35.8)	12 (40.0)	2 (28.6)	116 (26.4)
その他	2 (7.1)	4 (2.7)	6 (2.6)	0 (0.0)	1 (14.3)	13 (3.0)
不明・無回答	1 (3.6)	14 (9.6)	59 (25.8)	14 (46.7)	0 (0.0)	88 (20.0)

単位：施設()内は構成比

20. 指導系職員の研修

(1) 指導系の職員の属性

指導系職員の属性についてみると、全体で「指定管理職員」(18.8%)、「元学校教員」(17.5%)、「学校教員」(15.5%)が多い。設置主体別で見ると、国立は「学校教員」が多いのに比べ、市(区)立では「元学校教員」や「指定管理職員」が多い。一方、町・村立ではおよそ半数の施設が回答の選択肢に挙げられているような指導系職員はいないと回答している(56.7%)。

表3-20-1 指導系の職員の属性(複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
学校教員	28 (100.0)	55 (37.7)	28 (12.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	111 (25.2)
元学校教員	5 (17.9)	52 (35.6)	66 (28.8)	3 (10.0)	0 (0.0)	126 (28.6)
社会教育主事(発令有)	4 (14.3)	32 (21.9)	14 (6.1)	2 (6.7)	0 (0.0)	52 (11.8)
社会教育主事有資格者	14 (50.0)	27 (18.5)	12 (5.2)	1 (3.3)	0 (0.0)	54 (12.3)
施設ボランティアOB等	5 (17.9)	9 (6.2)	12 (5.2)	1 (3.3)	2 (28.6)	29 (6.6)
青少年教育施設経験者	17 (60.7)	29 (19.9)	29 (12.7)	2 (6.7)	1 (14.3)	78 (17.7)
指定管理団体職員	0 (0.0)	67 (45.9)	66 (28.8)	2 (6.7)	0 (0.0)	135 (30.7)
上記に該当する者なし	0 (0.0)	5 (3.4)	62 (27.1)	17 (56.7)	2 (28.6)	86 (19.5)
その他	1 (3.6)	13 (8.9)	24 (10.5)	6 (20.0)	3 (42.9)	47 (10.7)

単位：施設()内は構成比

(2) 指導系職員の研修への参加状況

指導系職員の研修への参加状況をみると、全体で「十分に研修を受けることができている」の割合が最も高く(113施設、25.7%)、次いで「十分に研修を受けることができていない」となっている(69施設、15.7%)。また、40%程度が「どちらとも言えない」となっている。

表3-20-2 指導系職員の研修への参加状況

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
十分に研修を受ける ことができている	12 (42.9)	49 (33.6)	46 (20.1)	3 (10.0)	3 (42.9)	113 (25.7)
十分に研修を受ける ことができていな	7 (25.0)	27 (18.5)	32 (14.0)	2 (6.7)	1 (14.3)	69 (15.7)
どちらとも言えない	9 (32.1)	60 (41.1)	97 (42.4)	15 (50.0)	3 (42.9)	184 (41.8)
必要がない	0 (0.0)	10 (6.8)	54 (23.6)	10 (33.3)	0 (0.0)	74 (16.8)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設()内は構成比

(3) 指導系職員の研修が不十分な理由

(2) で「十分に研修を受けることができていない」と回答した 69 施設について、その理由についてみると、「人的余裕がない」が 81.2%と最も多かった。次いで、「必要経費を負担できない」(55.1%)、「研修の時期が合わない」(42.0%) が多かった。

表 3-20-3 指導系職員の研修が不十分な理由（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=7)	都道府県・ 政令指定都市 (n=27)	市(区) (n=32)	町・村 (n=2)	民間等 (n=1)	合計 (n=69)
必要経費を負担できない	7 (100.0)	16 (59.3)	13 (40.6)	2 (100.0)	0 (0.0)	38 (55.1)
人的余裕がない	6 (85.7)	23 (85.2)	25 (78.1)	1 (50.0)	1 (100.0)	56 (81.2)
研修の期間が長い	1 (14.3)	1 (3.7)	1 (3.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (4.3)
研修の時期が合わない	1 (14.3)	12 (44.4)	15 (46.9)	0 (0.0)	1 (100.0)	29 (42.0)
魅力的な研修がない	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (15.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (7.2)
どんな研修があるか分からない	0 (0.0)	2 (7.4)	7 (21.9)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (13.0)
どんな研修に行けばよいか分からない	0 (0.0)	2 (7.4)	5 (15.6)	1 (50.0)	0 (0.0)	8 (11.6)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (6.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.9)
無回答	0 (0.0)	1 (3.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (1.4)

単位：施設（ ）内は構成比

2.1. 利用者への指導、助言

(1) 利用者への活動案作成へ助言・協力

活動案の作成への助言・協力についてみると、全体では「ある」が 275 施設 (62.5%)、「ない」が 165 施設 (37.5%) であった。設置主体別にみると、国立、都道府県・政令指定都市立、民間等では「ある」と回答した施設が 80%を超えているのに対し、市(区)立、町・村立で「ある」と回答した施設は 50%を下回っていた。

表 3-21-1 利用者への活動案作成へ助言・協力

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
ある	27 (96.4)	123 (84.2)	110 (48.0)	8 (26.7)	7 (100.0)	275 (62.5)
ない	1 (3.6)	23 (15.8)	119 (52.0)	22 (73.3)	0 (0.0)	165 (37.5)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) 利用者の活動に対する指導

利用者の活動に対する指導についてみると、「ある」が277施設(63.0%)、「ない」が163施設(37.0%)であった。設置主体別にみると、国立、都道府県・政令指定都市立、民間等では「ある」と回答した施設が80%を超えているのに対し、市(区)立、町・村立で「ある」と回答した施設は50%を下回っていた。

表3-21-2 利用者の活動に対する指導

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
ある	27 (96.4)	123 (84.2)	116 (50.7)	4 (13.3)	7 (100.0)	277 (63.0)
ない	1 (3.6)	23 (15.8)	113 (49.3)	26 (86.7)	0 (0.0)	163 (37.0)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設()内は構成比

(3) 利用者の活動に対する指導者の属性

(2)にて活動の指導を行うことが「ある」と回答した277施設において、利用者の活動に対する指導者の属性についてみると、全体として「常勤職員による指導」が最も多く(94.6%)、次いで「非常勤職員による指導」(41.9%)、「ボランティアによる指導」(16.2%)が多かった。

表3-21-3 利用者の活動に対する指導者の属性(複数回答)

	国 (独立行政法人) (n=27)	都道府県・ 政令指定都市 (n=123)	市(区) (n=116)	町・村 (n=4)	民間等 (n=7)	合計 (n=227)
常勤職員による指導	27 (100.0)	119 (96.7)	105 (90.5)	4 (100.0)	7 (100.0)	262 (94.6)
非常勤職員による指導	17 (63.0)	43 (35.0)	51 (44.0)	1 (25.0)	4 (57.1)	116 (41.9)
ボランティアによる指導	4 (14.8)	14 (11.4)	21 (18.1)	2 (50.0)	4 (57.1)	45 (16.2)
その他	0 (0.0)	3 (2.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.1)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

単位：施設()内は構成比

(4) 利用者とのかかわり方

利用者とのかかわり方についてみると、全体として「活動への助言・アドバイス」が 63.2%、「直接指導・かかわり」が 61.1%であった。また、「ロビーワーク」(33.4%)「アウトリーチ」(27.0%)を行っている施設もあった。

表 3-21-4 利用者とのかかわり方（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
直接指導・かかわり	26 (92.9)	117 (80.1)	111 (48.5)	8 (26.7)	7 (100.0)	269 (61.1)
活動への助言・アドバイス	27 (96.4)	115 (78.8)	122 (53.3)	8 (26.7)	6 (85.7)	278 (63.2)
ロビーワーク	16 (57.1)	48 (32.9)	75 (32.8)	5 (16.7)	3 (42.9)	147 (33.4)
アウトリーチ	21 (75.0)	64 (43.8)	29 (12.7)	3 (10.0)	2 (28.6)	119 (27.0)
その他	0 (0.0)	4 (2.7)	14 (6.1)	3 (10.0)	0 (0.0)	21 (4.8)
上記のかかわりはない	0 (0.0)	4 (2.7)	36 (15.7)	13 (43.3)	0 (0.0)	53 (12.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(5) 教員の負担軽減の取組

教員の負担軽減の取組についてみると、全体では「体験活動への直接指導」が 51.6%と最も多く、次いで「学校へ出向いた事前・事後指導」(15.5%)「生活場面における指導」(11.6%)が多かった。一方で「そのような取組みは行っていない」は 40.5%であった。

表 3-21-5 教員の負担軽減の取組（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
学校へ出向いた事前・ 事後指導	5 (17.9)	35 (24.0)	24 (10.5)	3 (10.0)	1 (14.3)	68 (15.5)
体験活動の直接指導	24 (85.7)	108 (74.0)	86 (37.6)	6 (20.0)	3 (42.9)	227 (51.6)
生活場面における指導	9 (32.1)	14 (9.6)	23 (10.0)	3 (10.0)	2 (28.6)	51 (11.6)
その他	2 (7.1)	5 (3.4)	9 (3.9)	3 (10.0)	0 (0.0)	19 (4.3)
上記のような取組はない	2 (7.1)	29 (19.9)	123 (53.7)	20 (66.7)	4 (57.1)	178 (40.5)

単位：施設（ ）内は構成比

22. ハラスメント

(1) ハラスメント事例の有無

ハラスメント事例についてみると、「ある」と回答したのは21施設(4.8%)であり、「ない」と回答したのは417施設(94.8%)であった。あると回答した施設では、無理な要求を押し通そうとする、サービスを無料にするよう強制される、職員への恫喝、利用者の高圧的な態度、利用者間でのセクシャルハラスメントなどが挙げられた。

表3-22-1 ハラスメント事例の有無

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
ある	3 (10.7)	10 (6.8)	8 (3.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (4.8)
ない	25 (89.3)	136 (93.2)	220 (96.5)	29 (100.0)	7 (100.0)	417 (94.8)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	1 (3.4)	0 (0.0)	2 (0.5)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設()内は構成比

23. 国立青少年教育振興機構に関すること

(1) 国立青少年教育振興機構に期待すること

国立青少年教育振興機構に期待する活動については、全体では「先駆的・モデル的な事業の開発・普及」という回答が47.0%、「安全管理に関する情報提供」が43.6%、「青少年に関する情報提供（他施設の情報提供含む）」が43.0%、「指導者養成、職員研修」41.4%と多かった。施設の設置主体でみた場合、国立でのみ「施設・団体間でのネットワークづくり」も78.6%と多く選択された。町・村立では「特にない」と答えた施設が56.7%と半数以上だった。

表3-23-1 国立青少年教育振興機構に期待する活動（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
先駆的・モデル的な事業の開発・普及	25 (89.3)	83 (56.8)	87 (38.0)	6 (20.0)	6 (85.7)	207 (47.0)
安全管理に関する情報提供	24 (85.7)	75 (51.4)	83 (36.2)	7 (23.3)	3 (42.9)	192 (43.6)
指導者養成、職員研修	25 (89.3)	86 (58.9)	58 (25.3)	8 (26.7)	5 (71.4)	182 (41.4)
施設・団体間のネットワークづくり	22 (78.6)	58 (39.7)	62 (27.1)	3 (10.0)	2 (28.6)	147 (33.4)
青少年教育に関する調査・研究	22 (78.6)	46 (31.5)	39 (17.0)	2 (6.7)	5 (71.4)	114 (25.9)
青少年教育に関する情報提供（他施設の情報提供含む）	17 (60.7)	71 (48.6)	91 (39.7)	7 (23.3)	3 (42.9)	189 (43.0)
特にない	1 (3.6)	21 (14.4)	68 (29.7)	17 (56.7)	0 (0)	107 (24.3)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
無回答	1 (3.6)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.5)

単位：施設（ ）内は構成比

2 4. 利用者及び青少年の参画

(1) アンケート

① 施設の運営に関するアンケート実施の有無

施設の運営に関するアンケート実施の有無についてみると、全体では実施している（「はい」）施設が70%と大多数だったが、施設設置主体による差が大きく、国立では全施設がアンケートを実施しているが（100%）、町・村立では実施している施設割合は16.7%と低い値だった。

表3-24-1 施設の運営に関するアンケート実施の有無

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
はい	28 (100.0)	139 (95.2)	136 (59.4)	5 (16.7)	4 (57.1)	312 (70.9)
いいえ	0 (0.0)	7 (4.8)	93 (40.6)	25 (83.3)	3 (42.9)	128 (29.1)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

② アンケートの実施対象者

施設の運営に関するアンケートを実施している（「はい」）と回答した312施設について、アンケートの実施対象者をみると、全体では「利用団体の代表者のみ」（70.8%）と「施設を利用した本人」（69.2%）という回答がともに多かった。

表3-24-2 アンケートの実施対象者（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=139)	市(区) (n=136)	町・村 (n=5)	民間等 (n=4)	合計 (n=312)
施設を利用した本人	28 (100.0)	83 (59.7)	100 (73.5)	2 (40)	3 (75)	216 (69.2)
利用団体の代表者のみ	28 (100.0)	113 (81.3)	75 (55.1)	4 (80)	1 (25)	221 (70.8)
活動に携わったボランティア	8 (28.6)	31 (22.3)	17 (12.5)	0 (0)	2 (50)	58 (18.6)
その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

単位：施設（ ）内は構成比

③ 実施したアンケートの施設の環境や利用の改善への活用

施設の運営に関するアンケートを実施している（「はい」）と回答した 312 施設について、アンケートの施設の環境や利用の改善への活用をみると、全体では「まあまあ活かされている」という回答が 53.2%で多かった。施設設置主体別でみると、国立では「十分に活かされている」と答えた施設が 67.9%で、他の設置主体より高い割合だった。

表 3-24-3 実施したアンケートの施設の環境や利用の改善への活用

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
十分に活かされている	19 (67.9)	66 (47.5)	48 (35.3)	3 (60.0)	2 (50.0)	138 (44.2)
まあまあ活かされている	8 (28.6)	69 (49.6)	85 (62.5)	2 (40.0)	2 (50.0)	166 (53.2)
あまり活かされていない	0 (0.0)	2 (1.4)	2 (1.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (1.3)
活かされていない	1 (3.6)	0 (0.0)	1 (0.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.6)
無回答	0 (0.0)	2 (1.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (0.6)
合計	28 (100.0)	139 (100.0)	136 (100.0)	5 (100.0)	4 (100.0)	312 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) 意見箱・アイデアボード

① 施設の運営に関する意見箱やアイデアボードの設置の有無

施設の運営に関する意見箱やアイデアボードの設置の有無についてみると、設置している（「はい」）施設は 24.5%と少なく、また、施設設置主体による大きな差は見られなかった。

表 3-24-4 施設の運営に関する意見箱やアイデアボードの設置の有無

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
はい	5 (17.9)	34 (23.3)	67 (29.3)	2 (6.7)	0 (0.0)	108 (24.5)
いいえ	23 (82.1)	112 (76.7)	162 (70.7)	28 (93.3)	7 (100.0)	332 (75.5)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

② 意見箱やアイデアボードの施設の環境や利用の改善への活用

施設の運営に関する意見箱やアイデアボードを設置している（「はい」）と回答した 108 施設について、意見箱やアイデアボードの施設の環境や利用の改善への活用をみると、全体では「まあまあ活かされている」という回答が 53.3%で最も多かった。施設設置主体による大きな違いは見られなかった。

表 3-24-5 意見箱やアイデアボードの施設の環境や利用の改善への活用

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
十分に活かされている	0 (0.0)	6 (17.6)	18 (26.9)	1 (50.0)	0 (0.0)	25 (23.1)
まあまあ活かされている	5 (100.0)	14 (41.2)	37 (55.2)	1 (50.0)	0 (0.0)	57 (52.8)
あまり活かされていない	0 (0.0)	13 (38.2)	9 (13.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	22 (20.4)
活かされていない	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (3.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.9)
無回答	0 (0.0)	1 (2.9)	1 (1.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.9)
合計	5 (100.0)	34 (100.0)	67 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	108 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

(3) SNS やインターネット

① 利用者の意見収集のための SNS やインターネットの利用

利用者の意見収集のための SNS やインターネットの利用についてみると、全体では利用している（「はい」）施設は 34.8%にとどまった。施設設置主体別でみると、「民間等」のみが、利用している施設が半数以上（57.1%）であった。

表 3-24-6 利用者の意見収集のための SNS やインターネットの利用

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
はい	12 (42.9)	55 (37.7)	76 (33.2)	6 (20.0)	4 (57.1)	153 (34.8)
いいえ	16 (57.1)	91 (62.3)	153 (66.8)	24 (80.0)	3 (42.9)	287 (65.2)
合計	28 (100.0)	146 (100.0)	229 (100.0)	30 (100.0)	7 (100.0)	440 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

② 利用者の声の収集手段

利用者の意見収集のために SNS やインターネットを利用している（「はい」）と答えた 153 施設について、利用者の声の収集手段についてみると、「ホームページのお問い合わせフォーム（メールを含む）」が 87.3%と最も多く、次いで「facebook や X（旧 Twitter）などの SNS」が 47.8%、「LINE などのコミュニケーションツール」が 10.8%となった。

表 3-24-7 利用者の声の収集手段（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=12)	都道府県・ 政令指定都市 (n=55)	市(区) (n=76)	町・村 (n=6)	民間等 (n=4)	合計 (n=153)
1. ホームページのお問い合わせフォーム（メールを含む）	10 (83.3)	50 (90.9)	68 (89.5)	5 (83.3)	4 (100.0)	137 (87.3)
2. facebook や X（旧 Twitter）などの SNS	5 (41.7)	31 (56.4)	33 (43.4)	3 (50.0)	3 (75.0)	75 (47.8)
3. LINE などのコミュニケーションツール	0 (0.0)	11 (20.0)	5 (6.6)	1 (16.7)	0 (0.0)	17 (10.8)
その他	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.6)

単位：施設（ ）内は構成比

③ SNS やインターネットの利用者の意見の施設の環境や利用の改善の活用

利用者の意見収集のために SNS やインターネットを利用している（「はい」）と答えた 153 施設について、収集した意見の活用状況についてみると、全体では「まあまあ活かされている」という回答が 62.3%で多かった。施設設置主体別でみると、国立では「十分に活かされている」という回答が 58.3%で最も多かった。

表 3-24-8 SNS やインターネットの利用者の意見の施設の環境や利用の改善の活用

	国 (独立行政法人)	都道府県・ 政令指定都市	市(区)	町・村	民間等	合計
十分に活かされている	7 (58.3)	16 (29.1)	15 (20.3)	1 (16.7)	2 (50.0)	41 (26.8)
まあまあ活かされている	3 (25)	34 (61.8)	51 (68.9)	4 (66.7)	2 (50.0)	94 (61.4)
あまり活かされていない	1 (8.3)	5 (9.1)	5 (6.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	11 (7.2)
活かされていない	1 (8.3)	0 (0.0)	3 (4.1)	1 (16.7)	0 (0.0)	5 (3.3)
無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (2.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	2 (1.3)
合計	12 (100.0)	55 (100.0)	76 (100.0)	6 (100.0)	4 (100.0)	153 (100.0)

単位：施設（ ）内は構成比

25. 施設の広報・宣伝方策

(1) 施設の広報・宣伝手段

施設で採用している広報活動の方法についてみたところ、全体では「施設ホームページ」という回答が84.1%で最も多く、次いで「口コミ（関係者または過去参加者）」が64.1%、「市等の広報紙・誌に情報掲載」が59.1%だった。比較的新しい広報手段である「Instagram」「Facebook」「YouTube」については、設置主体による利用の差が大きかった。

表3-25-1 広報宣伝活動の方法（複数回答）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
口コミ（関係者または過去参加者）	23 (82.1)	107 (73.3)	131 (57.2)	14 (46.7)	7 (100.0)	282 (64.1)
他事業の際に広報	22 (78.6)	89 (61.0)	71 (31.0)	3 (10.0)	4 (57.1)	189 (43.0)
職員による出前講座	24 (85.7)	70 (47.9)	35 (15.3)	1 (3.3)	2 (28.6)	132 (30.0)
ポスター・チラシ掲示 (例：公共施設)	20 (71.4)	99 (67.8)	119 (52.0)	8 (26.7)	4 (57.1)	250 (56.8)
チラシ配布（会員向け）	13 (46.4)	52 (35.6)	49 (21.4)	2 (6.7)	4 (57.1)	120 (27.3)
自治体等への回覧板	2 (7.1)	27 (18.5)	20 (8.7)	4 (13.3)	1 (14.3)	54 (12.3)
市等の広報紙・誌に情報掲載	12 (42.9)	86 (58.9)	153 (66.8)	8 (26.7)	1 (14.3)	260 (59.1)
ミニコミ紙・地域情報紙に情報掲載	9 (32.1)	26 (17.8)	33 (14.4)	1 (3.3)	2 (28.6)	71 (16.1)
新聞に情報掲載	16 (57.1)	54 (37.0)	28 (12.2)	0 (0.0)	2 (28.6)	100 (22.7)
マスコミへの有料広告	1 (3.6)	2 (1.4)	5 (2.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (1.8)
パブリシティ（マスコミ等への情報提供など）	13 (46.4)	37 (25.3)	27 (11.8)	0 (0.0)	2 (28.6)	79 (18.0)
施設ホームページ	27 (96.4)	137 (93.8)	180 (78.6)	19 (63.3)	7 (100.0)	370 (84.1)
メール配信サービス	8 (28.6)	22 (15.1)	28 (12.2)	1 (3.3)	4 (57.1)	63 (14.3)
LINE グループへの情報発信	7 (25.0)	33 (22.6)	38 (16.6)	1 (3.3)	2 (28.6)	81 (18.4)
X（旧 Twitter）	1 (3.6)	28 (19.2)	36 (15.7)	0 (0.0)	3 (42.9)	68 (15.5)
Instagram	28 (100.0)	31 (21.2)	70 (30.6)	1 (3.3)	6 (85.7)	136 (30.9)
Facebook	18 (64.3)	72 (49.3)	27 (11.8)	2 (6.7)	6 (85.7)	125 (28.4)
YouTube	20 (71.4)	38 (26.0)	33 (14.4)	0 (0.0)	2 (28.6)	93 (21.1)
学校・教育委員会等への訪問	20 (71.4)	76 (52.1)	42 (18.3)	3 (10.0)	5 (71.4)	146 (33.2)
その他	1 (3.6)	21 (14.4)	14 (6.1)	1 (3.3)	0 (0.0)	37 (8.4)

単位：施設（ ）内は構成比

(2) 施設の広報・宣伝効果

施設で採用している広報媒体の有用度についてみたところ、全体では「施設ホームページ」という回答が46.1%で最も多く、次いで「口コミ（関係者または過去参加者）」が41.1%、「市等の広報紙・誌に情報掲載」が32.3%で、前項の回答の上位3件と同じ順位だった。

表3-25-2 効果があった広報宣伝媒体（3つ選択）

	国 (独立行政法人) (n=28)	都道府県・ 政令指定都市 (n=146)	市(区) (n=229)	町・村 (n=30)	民間等 (n=7)	合計 (n=440)
口コミ（関係者または過去参加者）	12 (42.9)	57 (39.0)	95 (41.5)	13 (43.3)	4 (14.3)	181 (41.1)
他事業の際に広報	4 (14.3)	14 (9.6)	14 (6.1)	1 (3.3)	1 (3.6)	34 (7.7)
職員による出前講座	2 (7.1)	9 (6.2)	2 (0.9)	1 (3.3)	0 (0.0)	14 (3.2)
ポスター・チラシ掲示（例：公共施設）	5 (17.9)	36 (24.7)	57 (24.9)	6 (20.0)	1 (3.6)	105 (23.9)
チラシ配布（会員向け）	6 (21.4)	21 (14.4)	20 (8.7)	1 (3.3)	1 (3.6)	49 (11.1)
自治体等への回覧板	0 (0.0)	1 (0.7)	6 (2.6)	1 (3.3)	0 (0.0)	8 (1.8)
市等の広報紙・誌に情報掲載	2 (7.1)	30 (20.5)	104 (45.4)	6 (20.0)	0 (0.0)	142 (32.3)
ミニコミ紙・地域情報紙に情報掲載	2 (7.1)	3 (2.1)	4 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (2.0)
新聞に情報掲載	4 (14.3)	18 (12.3)	4 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	26 (5.9)
マスコミへの有料広告	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (1.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.7)
パブリシティ（マスコミ等への情報提供など）	3 (10.7)	5 (3.4)	4 (1.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	12 (2.7)
施設ホームページ	17 (60.7)	68 (46.6)	108 (47.2)	9 (30.0)	1 (3.6)	203 (46.1)
メール配信サービス	2 (7.1)	5 (3.4)	8 (3.5)	1 (3.3)	0 (0.0)	16 (3.6)
LINEグループへの情報発信	4 (14.3)	16 (11.0)	17 (7.4)	0 (0.0)	1 (3.6)	38 (8.6)
X（旧Twitter）	0 (0.0)	5 (3.4)	5 (2.2)	1 (3.3)	1 (3.6)	12 (2.7)
Instagram	10 (35.7)	21 (14.4)	35 (15.3)	1 (3.3)	2 (7.1)	69 (15.7)
Facebook	2 (7.1)	4 (2.7)	3 (1.3)	1 (3.3)	0 (0.0)	10 (2.3)
YouTube	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.2)
学校・教育委員会等への訪問	2 (7.1)	26 (17.8)	13 (5.7)	0 (0.0)	0 (0.0)	41 (9.3)
その他	2 (7.1)	18 (12.3)	10 (4.4)	2 (6.7)	0 (0.0)	32 (7.3)

単位：施設（ ）内は構成比

第 4 章

考察

第4章 考察

青少年教育施設における設置者（所管）による組織体制

国立青少年教育振興機構本部

飯山 和也

キーワード

設置者、所轄、職員数、事業系職員、常勤職員、非常勤職員

I. はじめに

青少年教育施設の組織体制は、設置者によって若干の違いはあるが概ね似た構造となっている。例えば、「国（独立行政法人）」の青少年教育施設における職員体制は、主に総務や会計業務に従事する「総務・管理系」と利用者の受け入れや指導、教育事業の企画・実施に従事する「事業系」で構成されている（表 I—1）。また、それらの職員の採用区分は大きく分けて「常勤職員」と「非常勤職員」に分かれている。この構成は、「国（独立行政法人）」以外の設置主体においても概ね同様である。一方、構成は同じであっても設置者によって職員の人数規模が異なる傾向があり、結果的に設置目的の一つである利用者への体験活動の提供に影響することが考えられる。もちろん、職員数の多少によって必ずしも提供しているプログラムの質が比例するとは限らないが、社会教育の隣接分野である学校教育では人材不足が問題点として提起されていることもあり、職員数も質の高い施設運営の重要なファクターであると考えられる。

また、社会教育施設調査¹⁾によると青少年教育施設の設置数は2005年の1,320施設から令和6年の783施設と約20年間に500施設以上が減少していることが示されている。この背景として人件費高騰などの問題があると考えられるが、同時に設置者の予算状況によって同じ青少年教育施設であっても職員体制に格差が生じていることが考えられる。そこで本報告では、設置者による組織体制の特徴について基礎的なデータの1つとして実態を集計しまとめた。

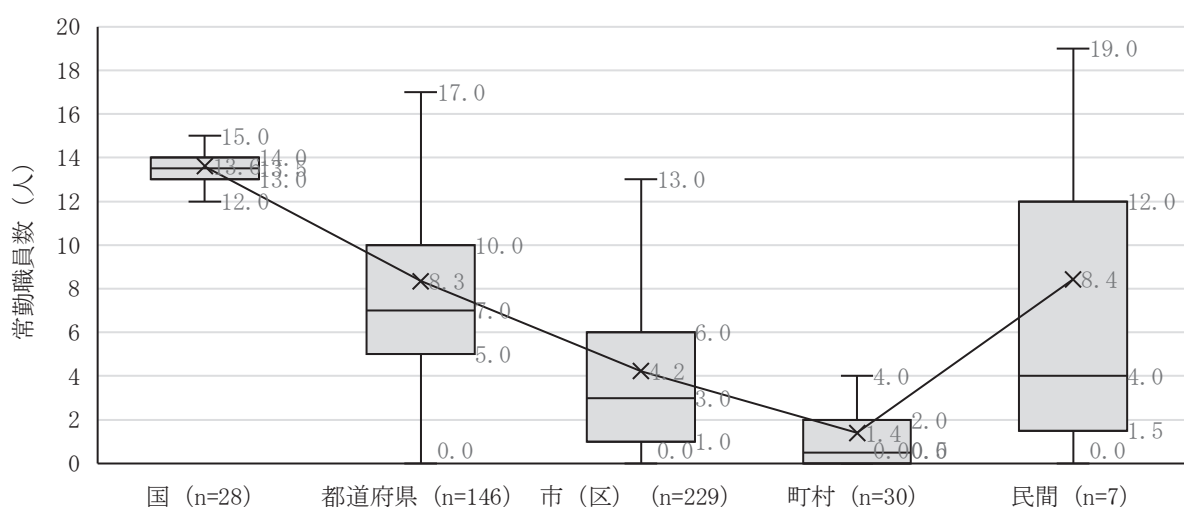
表 I—1 青少年教育施設の組織体制および業務の例（一部）

	事業系	総務・管理系
常勤	<ul style="list-style-type: none">・利用者受け入れ・対応・利用者への指導（研修支援）・プログラム開発・教育事業の企画運営	<ul style="list-style-type: none">・総務業務全般・施設の保守および修繕・予算管理・契約
非常勤	<ul style="list-style-type: none">・常勤職員（事業系）の補助・登山等の専門的な知識を要するプログラムの指導	<ul style="list-style-type: none">・常勤職員（総務・管理系）の補助・施設の保守および修繕

国立青少年教育振興機構 HP²⁾等を基に筆者作成。

II. 調査結果

図Ⅱ—1では常勤職員数の分布について設置者別に示した。その結果、設置者ごとにサンプル数が異なるため、必ずしも平均値が実態に即しているとは限らないが、傾向として国、都道府県、市(区)、町村というように行政主体の規模が大きいほど職員数が多く配置されていた(「民間」はサンプルが7と少ないことから、参考値として図に記載した)。特に国では、平均13.6名(中央値13.5名)の常勤職員が勤務していると回答しており、町村の平均1.4名(中央値0.5名)と比較して平均12.2名(中央値で比較した場合は13名)の格差が生じていることが明らかとなった。また、設置者ごとに分布のばらつきをみると、都道府県や市(区)では大きい傾向にあり、施設によって格差が大きいことが示唆された。なお、国はばらつきが少ない傾向にあり、職員数においては一定の水準が保たれているという特徴も見られた。



図Ⅱ—1 設置者別常勤職員数(所長を除く)

※本図の箱の上端は第3四分位、下端は第1四分位を示している。なお、外れ値は除き、中央値は包括的な値を示す。図中の数値は小数点第2位で四捨五入している。

図中の×印は各設置者の常勤職員数の平均値を示し、同印を結ぶ線は平均線を示す。

図中の「国」は独立行政法人を、「都道府県」は政令指定都市をそれぞれ含む。

調査結果をもとに筆者作成。

非常勤職員については、図Ⅱ—2に示した。その結果、概ね常勤職員と同様に行政主体の規模が大きいほど職員数が増える傾向にあった。その差は最も多い国の平均5.5名(中央値で5名)と最も少ない町・村の平均1.2名(中央値0.5名)を比較して平均4.3名(中央値で比較した場合は5名)の格差となっており、設置主体による格差は常勤職員ほど大きくないことが明らかとなった。一方、施設職員数あたりの非常勤職員数の割合についてみると、国や都道府県が約3割に対し、市(区)は約4割、町村は約5割を占めており、行政主体が小規模になるにつれて非常勤職員の雇用割合が増える傾向にあることが明らかとなった(表Ⅱ—1)。また、常勤職員および非常勤職員が0名という施設も国以外では存在しており、施設運営が非常勤職員を中心としてなされている施設も存在することが明らかとなった。

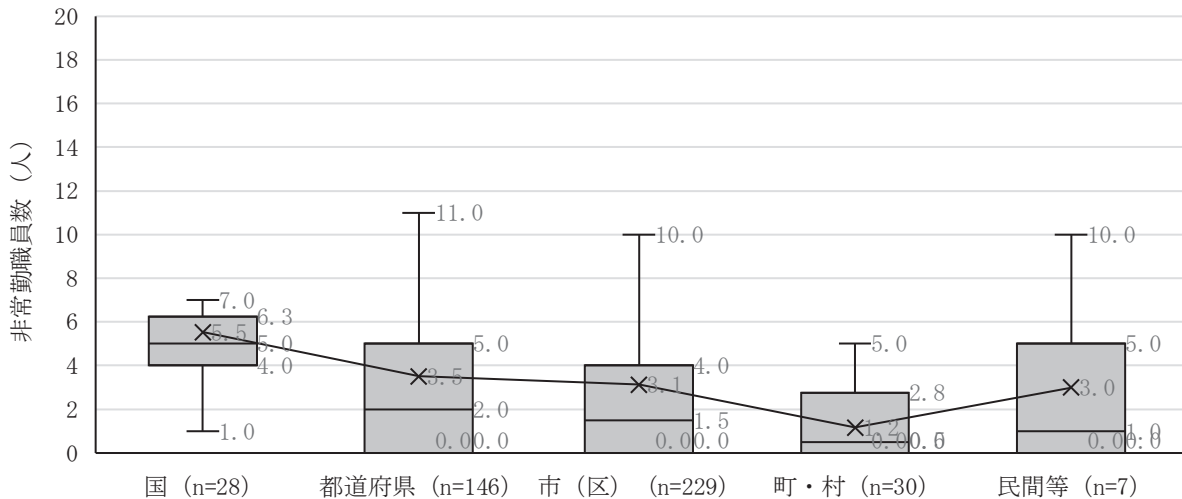


図 II-2 設置者別非常勤職員数 (所長を除く)

※外れ値は除き、中央値は包括的な値を示す。図中の数値は小数点第2位で四捨五入。

図中の×印は各設置者の非常勤職員数の平均値を示し、同印を結ぶ線は平均線を示す。

図中の「国」は独立行政法人を、「都道府県」は政令指定都市をそれぞれ含む。

調査結果をもとに筆者作成。

表 II-1 施設における職員の配置状況および雇用形態とその割合

設置主体	非常勤職員の割合※	常勤職員 0 名	非常勤職員 0 名
国 (n=28)	28.06%	0 施設	0 施設
都道府県 (n=146)	28.10%	42 施設	8 施設
市 (区) (n=229)	41.69%	91 施設	54 施設
町・村 (n=30)	49.33%	15 施設	15 施設
民間等 (n=7)	22.72%	3 施設	1 施設

※「非常勤職員の割合」については、所長を除く常勤職員および非常勤職員の双方を 0 名としている施設（専従している職員が施設に居ない）を除き、施設ごとに次の式で算出した値を設置主体ごとに平均値を算出した。なお、平均値は小数点第3位で四捨五入した値を示している。計算式：非常勤職員 / (常勤職員 + 非常勤職員)。

図中の「国」は独立行政法人を、「都道府県」は政令指定都市をそれぞれ含む。

調査結果をもとに筆者作成。

III. おわりに

「はじめに」でも触れたように、青少年教育施設は約 20 年で 500 施設以上が廃止となっている。本稿では、このような現状における施設職員の実態について着目し、その現況について概観した。その結果、行政主体の規模が大きいほど職員数が多くなることが分かり、特に町・村では職員数が少ないだけでなく、非常勤の職員の割合も高いことが明らかとなった。一方、国（独立行政法人）は、青少年教育施設の中では最も多くの職員を全国 28 か

所の施設に配しており、非常勤職員の割合も比較的少ないことから、青少年教育をけん引するための体制が残されていると考えられる。さらに言い換えれば、青少年教育施設の最後の砦のような立ち位置であるとも言えるだろう。しかしながら、令和6年度から7年度に行われた「国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会」（文部科学省）³⁾では、国の青少年教育施設を運営している独立行政法人国立青少年教育振興機構に対し、教員等の人事交流者が減少していることについて指摘し、「専門家集団としての内部人材育成を積極的に推進する必要がある」として内部人材（運営法人が直接している、所謂プロパー職員を指す）の育成を進めることが提言されている。本調査では、あくまでも設置主体による職員規模の傾向を把握することを目的としており、概観を捉えることしかできていないため、上記検討会における「専門家」がどの程度存在し、どのように施設で活躍しているかについては把握することができていない。一方、実務上は単純な職員数だけではなく、職員の質も担保する必要があることは明白であり、今後は職員一人一人をとらえ、青少年教育施設に必要な人材の実態調査を行っていく必要があるだろう。また、本調査で最も職員数を多く擁する国（独立行政法人）の運営する組織には、他の青少年教育施設には見られない研究を主目的とした部署も存在している²⁾。これらの特色も活かし、国（独立行政法人）の運営する組織は行政主体の規模が小さく、職員数も少ない施設にとって運営上有益となる働きかけや協力体制を積極的にしていくことが今後は今まで以上に重要になると考える。

引用文献・参考文献・注

- 1) 文部科学省『令和6年度社会教育統計（社会教育調査の結果）中間報告の公表について』p1, https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/、参照日 2026. 2. 20.
- 2) 国立青少年教育振興機構 HP
<https://www.niye.go.jp/>（最終閲覧日 2026. 2. 20）
- 3) 国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会『国立青少年教育施設の振興方策について（報告書）』文部科学省、2025、p7.

青少年教育施設における指定管理導入までの課題

国立青少年教育振興機構
国立淡路青少年交流の家
山下 詩恩

キーワード

指定管理者制度、PFI

ここでは、調査結果を踏まえ、指定管理者制度またはPFI事業を導入するにはどのような留意点があるのかについて考察を加えながら検討していく。

I. 定義

1. 指定管理者制度の定義

指定管理者制度とは、「公の施設」の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができるというものである（地方自治法 244 条の 2 第 3 項）¹⁾。これは、平成 15 年の地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年 6 月 13 日公布、同年 9 月 2 日施行）により設けられた。施行日から 3 年以内（平成 18 年 9 月 1 日まで）に管理委託をしているすべての「公の施設」について、指定管理者制度に移行することになったため、自治体の指定管理者制度による指定さえあれば、民間事業者が公の施設の管理を代行することが可能となった²⁾。

2. PFI

PFI (Private Finance Initiative) とは、公的機関が行っている社会資本の整備や公共サービスの提供を民間に委ねることをいう。民間企業の資金調達から建設、管理、運営、保守まですべてを官民で役割、責任分担し、事業を展開していく。自治体の財政難をカバーし、民間の資金とノウハウで効率的な社会資本の整備が可能となる。特徴として、従来の第 3 セクター方式とは異なり、公募による事業者選定や契約手続きを法律で定めていることが挙げられ、平成 11 年に「民間資金の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI 法)」が施行された。指定管理者制度との違いの 1 つは「建設」も範囲に含まれる点である³⁾。

II. 青少年教育施設における「施設運営」の実態

青少年教育施設における施設運営は、青少年教育関係施設基礎調査（令和 2 年度調査）⁴⁾（以下「令和 2 年度調査」という）からコロナ禍を経てどのように変化してきたのか、指定管理者制度および PFI 事業に焦点を充てながら状況を分析していく。

1. 指定管理者制度・PFI 事業の導入について

指定管理者制度の導入の有無についてしてみると、導入されていると回答した施設は、令和 2 年度調査では 45.8% で、設置主体別にみると市(区)立の導入割合が最も高かった。

これに対し、今回の調査では導入率 45.2%であり、設置主体別にみると都道府県・政令指定都市立が全体で 102 施設（69.9%）と最も高い割合になっている。

2. 導入の背景について

導入されていると回答した 199 施設（45.2%）において、指定管理者制度・PFI 事業の導入背景についてみてみると、全体では「民間の専門性と効率性の活用」が 91 施設（45.7%）と最も多く、次いで「コスト削減」が 38 施設（19.1%）と多くみられた。

その他の背景としては、民間活力による利用者満足度の向上や地域団体等の育成、管理運営コストの低減という意見も挙げられていた。

3. 導入時期について

指定管理者制度・PFI 事業が最初に導入された時期（年）についてみてみると、全体では「2004～2007 年」が 80 施設（40.2%）と最も多くなっている。これは、2001（平成 13）年 6 月の小泉内閣において閣議決定された「経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」いわゆる「骨太の方針」⁵⁾にて盛り込まれていた政策プロセスの改革に起因すると考える。この「骨太の方針」には「公共サービスの提供について、市場メカニズムをできるだけ活用していくため、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下、公共サービスの属性に応じて、民営化、PFI の活用、独立行政法人化等の方策の活用に関する検討を進める。」と記されている。また、「官から民へ」のスローガンの下、「建設、維持、管理、運営それぞれについて、可能なものは民間に任せることを基本にする。国及び地方公共団体等の事業に PFI 事業の活用を進める。」ともある。これを契機に、2003（平成 15）年 9 月の地方自治法改正が行われ、2006（平成 18）年 4 月から指定管理者制度が導入された。

この点、地方自治法は第二次世界大戦後の 1947 年に制定されているが、制定当初は公の施設という概念はなかった。日本の高度経済成長の最中で、地方公共団体に求められるサービスも高度化していき、1963 年の改正で公の施設の概念が取り入れられたのである。この改正で導入されたのが管理委託制度であり、公の施設の運営を外郭団体等委託することが可能とされた。

4. 契約年数について

導入されていると回答した 199 施設（45.2%）において、現在の指定管理者制度・PFI 事業の契約期間年数についてみてみると、全体では「4～6 年間」が 80 施設（40.2%）と最も多くなっている。指定管理者制度においては、契約期間について地方自治法で細かく定められているわけではないため、設置主体ごとの自由度が高いと考える。これは、民間のノウハウを活用する一方、代謝の良い制度にするために設置管理条例等で「5 年ごとの設置目的や運営方法を含めた抜本的な見直し規定」を定めていることに起因すると考えられる⁶⁾。

5. 指定管理者や PFI が導入されていない施設について

現在導入されていないと回答した 241 施設（54.8%）について、これまでの指定管理者

制度・PFI 事業導入有無をみると、導入されていたと回答した施設は全体で 9 施設 (3.7%) だった。設置主体別にみると、市(区)立の過去導入数が最も高い(7 施設、77.8%)。

6. 今度の導入予定について

現在導入されていないと回答した 241 施設 (54.8%) において、導入される予定・導入が検討されていると回答した施設は、21 施設 (8.7%) であった。

Ⅲ. 導入における判断軸

1. 5つの判断軸

ここで、中川畿郎の指定管理者制度導入にあたっての 5つの判断軸⁷⁾についてみていく。この判断軸は、①「施設 (Facility) 管理のみか、政策的事業主体 (Institute) でもあるのか」②「施設の機能、事業における専門性の有無」③「施設規模 (大中小) と立地条件 (都市部と郡部)」④「指定管理者たり得る団体の存否、分布」⑤「雇用の不安定化をもたらさず、また社会資本形成につながるか」の 5つからなる。

中川畿郎⁶⁾は、指定管理者が政策的事業主体となるならば、そもそも政策目的に適合した団体設立使命 (=ミッション) を有する団体が指定管理者となることが望ましいとしている。また、施設機能、事業の専門性を担保しうる職員、技術のストックと活用のスキルを有し、それが行政による直接経営よりも効率的 (生産性が高い) かどうかも判断基準としている。そして、①～④の条件と併せて考慮すべきこととして、地域雇用の確保・創出、地域経済の自立性を主張している。

2. 判断軸の検討

青少年教育施設における指定管理者制度・PFI 事業の導入について、5つの判断軸をもとに留意点を精査していく。

指定管理者制度・PFI 事業を導入している団体のうち、受け入れ機関・団体種別をみた結果から推測するに、類似した青少年教育施設を指定管理している団体や企業がそのノウハウを活かして参入するケースが多いと考える。青少年教育施設は、国立施設を筆頭に、周辺地域の教育施設と合同で研修を企画したり情報交換をしたりしてネットワークを築いている実態がある。また、直接指導だけではなく経理や総務における能力も施設運営には欠かせない。現状持ちうる専門性を担保することができる職員が所属していること、そしてそのスキルを活かすことで、現在の直接経営よりも効率化を図ることができるかどうかひとつの導入判断基準となるのは間違いないだろう。施設規模について、大規模施設で都市部に近いほど民間企業のインセンティブは高くなると予測できる一方、小規模で地方にある施設ほどインセンティブは働きにくくなると考えられる。ただ、政策目的に合致するコミュニティ団体や NPO などの参入機会が増え、住民自治や地域自治力の向上に資するという面では公共的に有用な例とも言えるだろう。この点、民間企業が取り組む一般的な事業よりも指定管理下での事業は安定性が高いというメリットもあると考える。資金面については、コストを削減するあまり、低賃金での労働固定化や雇用の不安定性をもたらしてしまうという愚行は避けなくてはならない。また、外部の事業者を起用することによるコストダウン実現は、その地域の雇用ひいては経済の縮小を招く可能性があることも留意す

るべきだ。指定管理者制度の導入にあたり、自治体ではプロパー職員の雇用問題を解決できていないことが課題になっている⁸⁾。指定管理者制度には、その地域へ雇用を創出・確保すること、地域経済の自立という2つの特性があると考ええる。原則公募の指定管理者制度の下、外郭団体を特命指定した場合には十分な説明責任が必要だ。

IV. 考察

ここまでの検討を受け、青少年教育施設における指定管理者制度・PFI 事業導入の課題として「サービスの向上」と「コスト削減」のバランスを意識する必要がある点を挙げる。

今回の調査における指定管理者制度導入の背景でもみたように、コスト削減が期待される一方で、専門性を活かしたサービスの向上も期待されている。しかし、コスト削減ばかり意識してしまうと、教育事業や研修支援の質が担保されない可能性がある。指定管理者は、行政から求められる高い専門性とそのニーズに対応できる職員を確保しなければならない。しかし、指定管理は契約期間が定められており見直しもあるため、継続して質を担保していかなければならないという課題もある。青少年教育施設では、大学生や社会人サークル、NPO 団体などのボランティア組織が充実している実態がある。国立施設で考えてみると、法人ボランティアがこれに当てはまる。既存のボランティア組織を充実させ、関係を強化していくことで、指定管理者制度導入後も、より質の高い事業で利用者の満足度を高めていくことができるだろう。

また、人口減少により縮小していく税収を財源としている公の施設は、事業費を削減されている現状を打破するために、指定管理者制度を工夫して導入することが解決の糸口になると考える。この点、例えば、受益者負担として低廉な料金設定を見直したり、収支バランスを整えるために減免制度を廃止したりするなどしてコスト面について勘案することも有効であろう。また、メルカリを活用した不要備品の売却、提案型のネーミングライツ、Amazon のウィッシュリスト活用など、地方自治体の先駆的事例を採用した財源・資産確保は、比較的实现しやすい PPP⁹⁾ のひとつであると言える。実現可能性の高いものから民間の力を取り入れて、官民連携のハードルを少しずつ下げていくことも必要であると考ええる。指定管理者制度の導入にあたっては、サービスの向上を前提としたコスト削減を追求し、限られた指定管理料の範囲内で、ノウハウを最大限に活かしたサービスを提供できる民間事業者を選び抜いていかなければならない。

利用者のニーズは時代に合わせて変化していくと考える。少子高齢化に伴い利用者数が低下している今、これまでとは異なる視点で青少年教育施設の存在価値を見出し、使い続けられる環境を整えていく必要もあるだろう。例えば、学童や夜間中学での利活用、スポーツ団体を対象とした施設の充実や新人研修での利用促進、企業等へのオフィス誘致などが挙げられる。私は、全ての青少年教育施設が指定管理者制度や PFI 事業を導入すべきだとまでは思わないが、民間の力を借りて今よりも状況を改善することができるならば、手を組む分野や場面があっても良いと思う。これからはより一層、官民の連携を強固にし、今ある資源を最大限に活用しながら多様なニーズに応えていくことが求められると考える。

引用文献・参考文献・注

- 1) 片山泰輔「指定管理者制度の今－制度の概要と論点」、『指定管理者は今どうなっているのか』中川幾郎 松本茂章 編著、水曜社、2007、p. 11
- 2) 坂田期雄『民間の力で行政のコストはこんなに下がる 「公」と「民」とのサービス・コスト比較』時事通信社、2006、p. 15、p. 39
- 3) 水沼友宏『公立図書館における指定管理者制度 導入館と非導入館が提供するサービスの比較』樹村房、2020、p. 27
- 4) 青少年教育関係施設基礎調査（令和2年度調査）
- 5) 新谷聡美『これ一冊ですべてがわかる PPP/PFI の教科書』中央経済社、2024、p. 22
- 6) 寺沢弘樹『実践！PPP/PFI を成功させる本』学陽書房、2023、p. 110
- 7) 中川幾郎「指定管理者制度を検証する－選定と業績評価手法をめぐって」、『指定管理者は今どうなっているのか』中川幾郎 松本茂章 編著、水曜社、2007、pp. 190~192
- 8) 出井信夫 吉原康和[著]『最新事例 指定管理者制度の現場』学陽書房、2006、p. 78
- 9) Public Private Partnership：官民連携、公民連携

青少年教育施設における指導者及び指導の実態と課題

国立青少年教育振興機構
国立那須甲子青少年自然の家
杉本 守

キーワード

指導者、指導、教育的機能、職員研修、地域資源

青少年教育施設の指導者及び指導については、以下の2点について、国立青少年教育振興機構が平成22年度に実施した青少年教育関係施設基礎調査¹⁾（以下、「平成22年度調査」と表記）から一貫して課題として指摘されている。

- 市（区）立施設（以下、「市立施設」と表記）、町立及び村立（以下、「町立施設」と表記）では、指導系職員が不在である割合が国立施設や県立及び政令指定都市立施設（以下、「県立施設」と表記）と比較して相対的に高いことから、施設の人的側面において教育的な要素や機能が不在となっていること
- 市立施設及び町立施設で利用者への助言・協力や指導を行っていない施設の割合が国立施設や県立施設と比較すると相対的に高く、青少年教育施設としての機能を積極的に発揮し得ないいわゆる「貸し館」に近い状況の施設が一定数存在する可能性があること

本稿では、上記に焦点化し、過去の調査結果も含めて実態を概観するとともに、章末で若干の考察を加え、現時点での課題を示す。

I. 青少年教育施設における指導者の実態

令和6年度調査（以下、「本調査」と表記）では、従前から調査されていた項目（指導系職員の人数、指導系職員の属性）に加え、指導系職員が所有を必須とされている、または所有することが望ましい資格も新設項目として調査している。

そこで、冒頭の課題が示された平成22年度調査、国立青少年教育振興機構が平成25年度に実施した青少年教育関係施設等基礎調査²⁾（以下、平成25年度調査）や国立青少年教育振興機構が令和2年度に実施した青少年教育関係施設基礎調査³⁾（以下、令和2年度調査）の結果も含めて、実態を概観する（本調査の詳細は pp.10～11, p.63, p.107）。

・常勤の指導系職員の有無

常勤の指導系職員がいないと答えた施設の割合は、国立施設では全ての調査で0.0%（0施設）であった。県立施設では平成22年度調査では2.8%、令和2年度調査では5.0%であり本調査では8.9%であった。市立施設では平成22年度調査では12.2%、令和2年度調査では40.2%であり、本調査では45.0%であった。町立施設では、平成22年度調査では20.3%、令和2年度調査では52.3%であり、本調査では76.7%であった。

国立施設では常勤の指導系職員の不在は一貫してゼロである一方、県立施設及び市立施

設並びに町立施設では経年的に不在割合が上昇し、とりわけ市立施設及び町立施設でその傾向が顕著であった。

・非常勤の指導系職員の有無

非常勤の指導系職員がいないと答えた施設の割合は、国立施設では平成22年度調査では7.1%、令和2年度調査では0.0%（0施設）であり、本調査では42.9%であった。県立施設では平成22年度調査では15.2%、令和2年度調査では47.5%であり、本調査では58.2%であった。市立施設では平成22年度調査では14.9%、令和2年度調査では48.0%であり、本調査では69.4%であった。町立施設では、平成22年度調査では21.6%、令和2年度調査では61.5%、本調査では90.0%であった。

非常勤の指導系職員がいない施設の割合は、国立施設でも本調査で42.9%と急増し、県立施設及び市立施設並びに町立施設でも一貫して上昇していて、全設置主体で非常勤職員の確保が困難になっていることがうかがえた。

・指導系職員の属性

施設に在籍している指導系職員の属性は、国立施設は平成25年度調査では学校教員（96.4%）が最も多く、次いで社会教育主事（67.9%）であり、令和2年度調査では学校教員（96.4%）が最も多く、次いで社会教育主事（42.9%）であった。本調査では学校教員（100.0%）が最も多く、次いで他の青少年教育施設の勤務経験がある人（60.7%）であった。県立施設は平成25年度調査では学校教員（36.4%）が最も多く、次いで元学校教員（34.1%）であり、令和2年度調査では元学校教員（40.7%）が最も多く、次いで学校教員（34.3%）であった。本調査では指定管理団体職員⁴⁾（45.9%）が最も多く、次いで学校教員（37.7%）であった。市立施設は平成25年度調査では上記のような人はいない（21.8%）が最も多く、次いで元学校教員（12.4%）であり、令和2年度調査では上記のような人はいない（27.5%）が最も多く、次いで元学校教員（27.5%）であった。本調査では指定管理団体職員と元学校教員（28.8%）が同数で最も多かった。町立施設は平成25年度調査では上記のような人はいない（21.4%）が最も多く、次いで社会教育主事（4.8%）であり、令和2年度調査では上記のような人はいない（75.0%）が最も多く、次いで元学校教員（7.5%）であった。本調査では上記のような人はいない（56.7%）が最も多く、次いで元学校教員（10.0%）であった。

国立施設では学校教育の専門的背景をもつ指導系職員がほぼ全ての施設に在籍しているのに対し、県立施設及び市立施設並びに町立施設では教員や社会教育主事等の専門的背景を有する職員が在籍している割合が比較的低い水準であった。

・常勤の指導系職員の人数

常勤の指導系職員の人数は、国立施設では、平成22年度調査では1～5人（71.4%）が最も多く、次いで6～10人（25.0%）であり、令和2年度調査では、6～10人（96.4%）が最も多く、次いで1～5人（3.6%）であった。本調査では6～10人（60.7%）が最も多く、次いで1～5人（39.3%）であった。県立施設では、平成22年度調査では1～5人（57.6%）が最も多く、次いで6～10人（17.5%）であり、令和2年度調査では、1～5人（57.0%）

が最も多く、次いで6～10人(31.8%)であった。本調査では1～5人(58.2%)が最も多く、次いで6～10人(28.1%)がであった。市立施設では、平成22年度調査では1～5人(37.3%)が最も多く、次いで0人(12.2%)であり、令和2年度調査では、0人(40.2%)が最も多く、次いで1～5人(38.4%)であった。本調査では0人(45.0%)が最も多く、次いで1～5人(43.7%)であった。町立施設では、平成22年度調査では0人(20.3%)が最も多く、次いで1～5人(16.2%)であり、令和2年度調査では、0人(52.3%)が最も多く、次いで1～5人(20.0%)であった。本調査では0人(76.7%)が最も多く、次いで1～5人(23.3%)であった。

国立施設は及び県立施設は人員が概ね維持されている一方、市立施設及び町立施設では常勤の指導系職員が不在である施設が主流化しており、設置主体間で人員数の差が拡大していた。

・非常勤の指導系職員の人数

非常勤の指導系職員の人数は、国立施設では、平成22年度調査では1～5人(35.7%)が最も多く、次いで21人以上(28.6%)であり、令和2年度調査では、1～5人(92.9%)が最も多く、次いで6～10人(7.1%)であった。本調査では1～5人(53.6%)が最も多く、次いで0人(42.9%)であった。県立施設では、平成22年度調査では1～5人(57.6%)が最も多く、次いで6～10人(17.5%)であり、令和2年度調査では、1～5人(57.0%)が最も多く、次いで6～10人(31.8%)であった。本調査では0人(58.2%)が最も多く、次いで1～5人(36.3%)であった。市立施設では、平成22年度調査では1～5人(37.3%)が最も多く、次いで0人(12.2%)であり、令和2年度調査では、0人(40.2%)が最も多く、次いで1～5人(38.4%)であった。本調査では0人(69.4%)が最も多く、次いで1～5人(24.0%)であった。町立施設では、平成22年度調査では0人(20.3%)が最も多く、次いで1～5人(16.2%)であり、令和2年度調査では、0人(52.3%)が最も多く、次いで1～5人(20.0%)であった。本調査では0人(90.0%)が最も多く、次いで1～5人(10.0%)であった。

全体として縮減傾向であり、国立施設では最小限の人員を辛うじて維持しつつも、不在である施設が増加している。県立施設及び市立施設並びに町立施設では不在である施設が多数となっており、設置主体間での人員数の差が拡大していた。

・指導において常勤職員の誰かが所有することを必須としている資格

教育職員免許状・社会教育主事(任用資格)等の教育にかかわる資格や、自然体験活動指導者・日本キャンプ協会公認指導者資格等の自然体験活動にかかわる資格、養護教諭免許状・看護師免許といった医療にかかわる資格が挙げられた。また、施設の立地や活動場所の特性によっては、小型船舶操縦士免許や赤十字水上安全救助員、登山ガイドステージI、自然観察指導員、森林インストラクター等も挙げられた。一方で、340施設は回答がなかった。

指導系職員に求められる資格は、教育・自然体験・安全管理といった幅広い専門性に及んでおり、施設の立地や活動内容に応じて多様化している一方で、相当数の施設が指導力の裏付けとして資格取得を活用していないことや、資格取得状況を把握・整理できていな

い可能性がうかがえた。

- ・指導において常勤職員全員に所有することを必須としている資格

主に教育職員免許状・社会教育主事（任用資格）等の教育にかかわる資格や保育士資格が挙げられた。自然体験活動にかかわる資格（自然体験活動指導者やキャンプインストラクター）も複数の施設から挙げられた。また、資格ではないが普通救命講習Ⅰの修了証の所持を求めている施設もあった。一方で、375施設は回答がなかった。

教育・福祉分野の資格が重視され、加えて自然体験活動に対応する専門資格や救命講習修了など安全に係る資格が必須となっていた。一方で、多数の施設から回答が得られなかったことから、各施設において青少年教育施設における指導者の専門性が体系的に整理されていない可能性が示唆された。

Ⅱ. 青少年教育施設における指導の実態

本調査においては、従前から調査されていた項目（利用者の活動に対する指導の有無、利用者への活動案作成への助言・協力）に加え、教員の負担軽減の取組みについても、新設項目として調査している。

そこで、冒頭の課題が示された平成22年度調査、平成25年度調査や令和2年度調査の結果も含めて、実態を概観する（本調査の詳細は pp. 64～66）。

- ・利用者の活動に対する指導の有無

利用者の活動に対する指導を行っていないと回答した割合は、国立施設では平成22年度調査及び平成28年度調査では0.0%（0施設）であったが、本調査では3.6%である。県立施設では、平成22年度調査では12.4%、平成28年度調査では11.8%であり、本調査では15.8%であった。市立施設では、平成22年度調査では52.9%、平成28年度調査では38.4%であり、本調査では49.3%であった。町立施設では、平成22年度調査では64.9%、平成28年度調査では61.2%であり、本調査では86.7%であった。

国立施設は原則として指導機能を維持している一方、市立施設及び町立施設では指導を行わないことが常態化しており、先行して示された指導系職員の不在・縮減傾向とも整合的に、教育的機能が低い水準にとどまっていることがうかがえた。

- ・利用者への活動案作成への助言・協力

利用者への活動案作成への助言・協力を行っていないと回答した割合は、国立施設では平成22年度調査及び平成28年度調査では0.0%（0施設）であったが、本調査では3.6%であった。県立施設では、平成22年度調査では15.2%、平成28年度調査では11.3%であり、本調査では15.8%であった。市立施設では、平成22年度調査では54.1%、平成28年度調査では46.2%であり、本調査では52.0%であった。町立施設では、平成22年度調査では63.5%、平成28年度調査では74.1%であり、本調査では73.3%であった。

国立施設では利用者の活動を計画段階から支援する機能が概ね維持されている一方、市立施設及び町立施設では低い水準にとどまっており、利用者主体の活動を専門的に支える体制が十分に確保されていない実態が示唆された。

・教員の負担軽減の取組み

国立施設では、体験活動の直接指導（85.7%）が最も多く、次いで生活場面における指導（32.1%）であった。県立施設では、体験活動の直接指導（74.0%）が最も多く、次いで学校へ出向いた事前・事後指導（24.0%）であった。市立施設では、上記のような取組みは行っていない（53.7%）が最も多く、次いで体験活動の直接指導（37.6%）であった。町立施設では、上記のような取組みは行っていない（66.7%）が最も多く、次いで体験活動の直接指導（20.0%）であった。

設置主体によって現場での教育的関与の度合いが明確に分かれ、国立施設及び県立施設は体験活動の直接指導を中心に積極的に関与する一方、市立施設及び町立施設では特別な取組みを行わない施設が多く、直接指導の実施率も低いことから、上述した利用者への指導実態と同様、学校団体に対しても教育的機能が発揮されていない実態が示唆された。

Ⅲ. 考察

ここまで、一部の施設において人的側面での教育的な要素や機能が不在となっていること、また、青少年教育施設としての機能を積極的に発揮し得ないいわゆる「貸し館」に近い状況となっている施設があることの2点の課題に着目し、青少年教育施設の指導者及び指導の実態について、過年度の調査結果も含めて概観した。

ここからは、上述の実態に考察を加えるとともに、現時点での課題について述べる。

1. 教育的機能の維持・回復に向けた職員研修の充実

指導系の職員の実態をみると、平成22年度調査で指摘された課題を現在でも確認できることに加え、国立施設及び県立施設においても人的側面での教育的機能が低下している可能性が示唆された。本調査では、国立施設及び県立施設において常勤の指導系職員は一定数雇用されているものの、非常勤の指導系職員が不在である施設の割合が大幅に増加したこと、また国立施設では指導系職員の人数が大幅に減少していることから、教育的機能を果たすために必要な人的リソースが減少していることがうかがえた。国立施設及び県立施設の総予算はやや減少傾向であり、インフレーション等の影響を考慮すると、人件費に充てられる予算は削減されていることが推察される。このような状況下で、設置主体にかかわらず、青少年教育施設が有する人的側面での教育的機能をどのように維持するのか、また、回復させるのが今後の課題といえよう。

この課題を考えるうえで、青少年教育施設の指導者として必要な資質・能力をどのように育成し、期待される人的側面の教育的機能を発揮できる人材を確保していくかという視点から、職員研修の重要性にも触れておきたい。本調査では、新設された新たな選択肢の影響もあり解釈は難しいものの、指導系職員の中心が従来の学校教員や社会教育主事から、実務経験者や学校教育及び社会教育以外の専門性を有する人材へと移行しつつあるようにも見える。また、指導に際して必須とされる資格の有無についても尋ねたが、300以上の施設から回答がなかった。さらに、指導系職員の研修受講状況では、十分に受講できていると回答した施設は全体の25.7%にとどまり、受講できない理由として「人的余裕がない」

（81.2%）、「必要経費を負担できない」（55.1%）が上位を占めた。予算減少に伴う職員数の減少が人的余裕を失わせ、研修機会が確保できないことで職員の資質向上が進まないとい

う悪循環に陥ると、施設内の業務改善や利用団体のニーズに応じた適切な指導方法の開発が難しくなると考えられる。指導系職員の研修不足については、平成 22 年度調査以前から指摘⁵⁾されてきた長年の課題である。限られた職員数でも教育的機能を発揮するためには、採用時の経験やバックグラウンドに依存しない体制を整える必要があり、改めて職員研修の重要性を認識することが求められる。

2. 地域資源の活用による教育機能の教科

指導の実態に着目すると、平成 22 年度調査において指摘された「貸し館」状態が、現在においても依然として継続している状況がうかがえる。本調査においても、活動に対する指導の有無や、活動計画案への助言・協力の実施状況といった項目は、過去の調査結果と同様の傾向を示している。さらに、本調査から新たに設けられた「教員の負担軽減に向けた取組」に関する項目においても、当該取組を行っていないと回答した施設の割合は、国立施設および県立施設では 20.0%以下にとどまる一方、市立施設および町立施設では 50.0%を超えている。前述した職員数の実態を踏まえると、指導系職員が配置されていない施設の存在も十分に想定される。このような状況下において、「貸し館」状態であるとの指摘を繰り返すことは、課題解決に向けた実践的かつ有用な示唆につながらないであろう。

そこで着目したいのが、地域に存在する各種施設・団体との連携を通じた外部資源の活用である。本調査の結果によれば、地域との連携は国立施設で 100.0%、県立施設で 73.5%の施設が行っているのに対し、市立施設は 43.2%、町立施設は 20.0%にとどまっている。しかし、連携を行っている市立施設の中には、平成 29 年時点において、地域の酪農家と協力して事業を実施するとともに、事業参加者を将来的にサポートスタッフとして位置づけることを視野に入れた、長期的な観点に基づく仕組みづくりを進めている事例がみられる。また、県立施設の事例ではあるが、地域懇談会の開催や地域行事への参加を通じて、地域との連携関係を一層強化しようとする取組も確認されている⁶⁾。

予算や職員数が限られる市立施設および町立施設が、施設の資源のみを用いて教育的機能の充実を図ることは、極めて困難であることが予想される。そのため、外部団体といかに効果的な連携関係を構築できるかが、今後の重要な課題であるといえよう。ただし、事業実施時の一時的な協力にとどまる連携や、教育的機能を単純にアウトソーシングする形態の連携では、高い持続可能性を確保することは難しいと考えられる。利用団体に対する指導場面における協力・連携の在り方を模索するとともに、地域に存在する教育資源を、青少年教育施設の特性を生かしながらより効果的に活用していくことが求められる。こうした取組を通じて、地域の青少年教育におけるハブとしての機能を発揮することが、結果として施設自身の教育的機能の補完にもつながることが期待される。

引用文献・参考文献・注

- 1) 国立青少年教育振興機構『「青少年教育関係施設基礎調査」報告書 平成 22 年度』、2012
- 2) 国立青少年教育振興機構『「青少年教育関係施設等基礎調査」報告書 平成 25 年度』、2015
- 3) 国立青少年教育振興機構『「青少年教育関係施設基礎調査」報告書 令和 2 年度調査』、2022
- 4) 本調査で新設された選択肢である。
- 5) 渋谷健治・谷井淳一「青少年教育施設指導系職員の指導態様と意識」『野外教育研究』第 8 号(1)、1998、pp. 1-11.
- 6) 国立青少年教育振興機構『「地域における青少年教育施設の在り方等に関する調査研究」報告書』、2017

施設の特色化からみる青少年教育施設の地域教育拠点としての可能性

国立青少年教育振興機構

国立諫早青少年自然の家

日高 由樹

キーワード

STEAM 教育、伝統文化、地域連携、探究活動

I. はじめに

少子化が叫ばれ始めて早 30 年、日本社会は超少子高齢化社会に突入した。そのような社会情勢の中で、主に「青少年」を対象とする青少年教育施設は非常に厳しい運営状況にある。コロナ禍にあたる令和 2 年度と、行動制限が大きく緩和された令和 5 年度の利用者数を比較した 3 章表 3-9-7 「(2) 利用者数の変化 ①日帰り利用」および表 3-9-8 「(2) 利用者数の変化 ②宿泊利用」を見ると、日帰り・宿泊いずれの項目においても「増えた」と回答した施設は過半数に届かないものがほとんどであり、全体としては利用者数が十分に回復していない施設が多いことが分かる。また、地域社会においても労働人口の都市部への一極集中は著しく¹⁾、地方の地域コミュニティは弱体化し続けている。これまで地域コミュニティに依存していた青少年育成の役割は行政や学校教育へと移行し、地域の持つ役割は薄れつつある。このような現状の中、地域社会に密接し、青少年育成を担う青少年教育施設が向かうべき方向はどこなのだろうか。ここでは、本調査の「施設の特色化」の項目に注目し、青少年教育施設の実態と今後について考察する。

II. 青少年教育施設における「施設の特色化」の実態

現在注目されている STEAM 教育、伝統文化・地域資源の活用、探究活動は、近年の教育政策でも取り組みの充実が促されている分野であり、青少年教育施設に新たな可能性をもたらすテーマでもある。本項では、こうした三つの取り組みについて、施設における実態を確認していく。

1. STEAM 教育

STEAM 教育とは、「Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育」²⁾と説明される。日本において STEAM 教育は比較的新しい概念であり、文部科学省が初めて政策文書で導入を明確にしたのは平成 30 年(2018 年)³⁾である。翌令和元年には、教育再生実行会議や中央教育審議会において推進が正式に位置付けられ⁴⁾、本格的な展開が始まった。

続いて、調査結果をもとに実態について考察する。第 3 章表 3-13-1 「STEAM 教育の認知度」の項目では、「知っていた」と答えた施設は全体の 36.8%にとどまっている。設置者別にみると、国立は 96.4%が「知っている」と回答したのに対し、町・村立では 16.7%であった。また、第 3 章表 3-13-2 「STEAM 教育を取り入れた施設運営」及び表 3-13-3 「STEAM 教育を取り入れたプログラム提供」の項目では、「取り組んでいる・実施している」と答えた施設が、どちらも全体の 10%以下(施設運営:5.0%、プログラム提供:

8.0%)と9割以上の施設がSTEAM教育を取り入れられていない現状にあることが分かる。設置者別にみても、「取り組んでいる・実施している」と答えた施設は、国立で施設運営が21.4%、プログラム提供で35.7%にとどまり、町・村立にいたっては、両方とも0施設であった。第3章表3-13-4「STEAM教育を踏まえた地域、他団体との連携」の項目でも、「取り組んでいる・実施している」と答えた施設は全体の6.1%であり、9割以上の施設は取り組んでいない。また、設置主体別にみても、「取り組んでいる・実施している」と答えた施設は、国立で28.6%にとどまり、町・村で取り組んでいる施設はなかった。

これらの結果から、多くの青少年教育施設では、文部科学省の推進する「STEAM教育」をはじめとした最新の教育動向への対応が十分に進んでいない実態が明らかとなった。とりわけ、市(区)・町・村立はその傾向が顕著である。第3章表3-2-1「常勤職員数」及び第3章3-2-3「非常勤職員数」をみてわかる通り、市(区)・町・村立の大半の施設が常勤・非常勤共に5名以下の職員数で運営しており、財政状況については第3章表3-5-1「年間総予算」からわかる通り、市(区)では70%近くが5,000万円以下、町・村立にいたっては40%以上が500万円以下で運営していることが分かる。このような財政規模や人員体制の制約が、最新の教育的知見を導入するための組織的余力を低下させている可能性がある。

2. 伝統文化・地域資源の活用

伝統文化や地域資源の活用については、令和5年度に文部科学省において示された「企業や青少年教育団体等と連携した子供の体験活動の推進方策」で、地域拠点の実態把握や好事例の発信、地域学校協働本部との連携などが示されている⁵⁾。これらは、青少年教育施設においても、地域と密接にかかわりながら利用者のニーズを把握し、青少年育成における地域拠点となることが求められていることを示すものといえる。また、伝統文化に関しては、文化庁が「地域文化財総合活用推進事業」⁶⁾を推進しており、国を挙げて地域の伝統文化・民俗芸能等の継承や後継者支援を重点的に支援している。これらの政策動向から、青少年教育施設は地域における青少年育成の要であると同時に、青少年の力を活かしながら地域振興や伝統文化の継承にも寄与し得る重要な存在であることが分かる。

続いて、調査結果をもとに実態について考察する。第3章表3-13-5「伝統文化や地域資源を取り入れた施設運営」の項目では、「取り組んでいる・実施している」と回答した施設が全体の35.5%にとどまった。また、設置者別にみると、国立で「取り組んでいる・実施している」と回答した施設は64.3%であった。町・村立では16.7%にとどまっている。第3章表3-13-6「伝統文化や地域資源を取り入れたプログラム提供」の項目では、「取り組んでいる・実施している」と答えた施設が全体で43.6%と他の質問に比べると割合が高い。だが、この質問においても町・村立は20%と低く、設置主体別の格差が浮き彫りとなった。第3章表3-13-7「伝統文化や地域資源を踏まえた地域、他団体との連携」の項目では、「取り組んでいる・実施している」と答えた施設が全体の34.8%となった。設置者別にみると、「取り組んでいる・実施している」と答えたのは、国立で64.3%だったものの、町・村立では20.0%にとどまった。

これらの結果から、伝統文化や地域資源の活用については、国立や都道府県・政令指定都市立の施設では一定程度取り組みが進んでいる一方で、市(区)・町・村を設置者とする

施設では取り組み率が低いという傾向が明らかになった。

この設置主体別の格差は、単なる各施設の努力の差ではなく、財政規模や職員配置、人材確保の状況などに起因する構造的格差である可能性が高い。とりわけ、市（区）・町・村立では、上述のとおり、地域連携を担うマンパワーの不足や運営の逼迫度が高く、新規事業として伝統文化・地域資源を活用したプログラムを企画・実施する余裕が乏しいことが背景にあると考えられる。

3. 探究活動

探究活動は、文部科学省が平成 10 年の学習指導要領改訂において「総合的な学習の時間」を新設したことを契機に、本格的に推進がはじまった⁶⁾。平成 29 年改訂では、その名称を「総合的な探究の時間」へと改め⁷⁾、探究活動は学校教育における中心的な学習領域として明確に位置付けられている。また、文部科学省は総合的な学習の時間において「地域の素材や地域の学習環境を積極的に活用すること」を求めており、その具体例として、社会教育施設や社会教育関係団体との連携が明記されている⁸⁾。これらのことから、学校教育で重要視される「探究活動」は、学校内で完結する学びではなく、地域資源・社会教育施設・地域住民との協働を通じて、より実社会に近い文脈で課題を見出し、解決に向けて取り組む学びであると捉えられる。したがって、青少年教育施設が学校・行政・地域と連携しながら探究活動を取り入れることは、現在の教育ニーズに合致するだけでなく、地域に根差した学びを創設するうえでも重要な役割を果たすと考えられる。

続いて、調査結果をもとに実態について考察する。第 3 章表 3-1 3-8 「探究活動を取り入れた施設運営」の項目では、「取り組んでいる・実施している」と答えた施設は全体の 18.0%にとどまった。設置者別にみると、国立では「取り組んでいる・実施している」と答えた施設が 53.6%であったのに対し、町・村立では 6.7%にとどまった。また、この項目においては都道府県・政令指定都市立及び市（区）立においても 20%以下（都道府県・政令指定都市立：19.1%、市（区）立：13.1%）と比較的低い値であった。第 3 章表 3-1 3-9 「探究活動を踏まえた地域、他団体との連携について」の項目では、「取り組んでいる・実施している」と答えた施設が全体の 15.7%にとどまった。設置者別では、国立で「取り組んでいる・実施している」と答えた施設が 75.0%であったことに対し、町・村立では 3.3%であった。また、この項目でも同じく都道府県・政令指定都市立が 13.7%、市（区）立が 10.5%と低い値であった。

これらの結果から、探究活動の実施においては、国立施設とそれ以外の設置者との乖離が最も顕著であることが明らかとなった。この背景として、国立青少年教育振興機構では「地域探究プログラム（ちいぷろ!）」を継続して実施し⁹⁾、学校と連携した探究活動支援を体系的に行ってきたことが挙げられる。こうした制度的支援が、国立施設における探究活動の高い実施率を支えてきたと考えられる。

一方で、この乖離は、国立施設がナショナルセンターとして果たしてきた探究活動モデルを、自治体立施設へ十分に普及・展開できなかったことを示す側面もある。さらに、探究活動は学校との協働が不可欠であり、単発の事業では完結しにくく、一定期間継続する体制整備が必要となる。そのため、上述のように財政規模が小さく、職員数も限られがちな自治体（市（区）・町・村）ほど、探究活動の導入が難しい構造的要因を抱えている可能

性が高い。

Ⅲ. 施設の特徴化から見える青少年教育施設の地域拠点としての可能性

本調査は、STEAM 教育・伝統文化・探究活動のいずれにおいても、市（区）・町・村立などの比較的財政規模の小さい自治体立の青少年教育施設ほど実施率が低いという構造的課題を明らかにした。一方で、国立施設においては探究的な取り組みなど意欲的な実践がみられるものの、それは部分的な導入に留まり、施設機能の抜本的改革には至っていない。現状の国立施設は、学校行事（宿泊的行事等）を受け入れる拠点としての役割は維持しているものの、地域住民や若者・親子が自発的に集い、対話し、学び合うような「開かれた社会教育施設」としての機能は十分に発揮されていない。これは、国立施設に勤める筆者の実感であり、現実として地域住民の来訪の機会は限定され、施設は「安く宿泊でき、体験活動ができる場所」に留まっている。

しかし、久田¹⁰⁾が示すように、地域住民主体の居場所づくりは若者の関与を呼び込み、地域に学習文化を再生させる「装置」として機能しうる。また、高橋¹¹⁾が報告した伊能歌舞伎の復興事例は、子どもの参加や地域協働が文化継承と地域再生の双方を駆動することを示している。さらに、一般財団法人日本青年館¹²⁾が示すように、青年団や地域活動の衰退、若年層の流出により、市町村単位の青少年育成力は確実に弱体化している。こうした研究や全国調査の知見を踏まえると、青少年教育施設こそが、地域・若者・親子を再び結び直す「地域教育のハブとなり得る存在なのではないだろうか。政策的にも、『平成 29 年度改訂高等学校学習指導要領解説』は「総合的な探究の時間」において社会教育施設との連携を明記し、探究が学校外の資源と接続することで深化するとしている¹³⁾。加えて、文部科学省「企業や青少年教育団体等と連携した子供の体験活動の推進方策」（令和 5 年度）は、青少年教育施設に対し、地域拠点の実態把握や好事例の発信、地域学校協働本部との連携を求め、学校外のコーディネート機能の強化を示している¹⁴⁾。これらは、青少年教育施設が地域の教育力を再編しうる中核として期待されつつあることを示すのではないかと考える。

以上を踏まえると、これからの青少年教育施設は、次のような方向性によって価値を創造しうる。①学校教育を補完する探究活動の協働拠点として、地域資源と児童生徒それぞれの課題を結びつける「場・人・機会」の編成機能を担うこと。②地域芸能・工芸などの伝統文化を「体験的学習」へ翻訳し、若者や親子の参画を促す文化継承のハブとなること。③若者・親子が気軽に集い、対話し、相談し、学び続けられる居場所（サードプレイス）的機能を強化すること。これらの方向性は、従来の自然体験提供型の青少年教育に新たなレイヤーを付加し、施設を地域教育の再生装置として位置づけ直すものである。

現状、国立や公立の青少年教育施設は、旧来型の団体受入れと自然体験の提供に依存し続けている。しかし、体験活動だけでは社会的役割を維持できないことは、すでに統廃合の進む全国の状況が示している。もし今、青少年教育施設が抜本的な機能再編を行わなければ、地域教育の基盤そのものが失われ、少子化が解消した未来において再び青少年育成を立て直すことが困難になるだろう。だからこそ、現存する青少年教育施設を中心に地域教育機能を再生し、最終的には施設がなくても地域自体が青少年を育て続けられる構造を創り出していくことが重要であろう。

引用文献・参考文献・注

- 1) 総務省 (2025) 『住民基本台帳人口移動報告 2025 年 (令和 7 年) 結果』、p. 2、
<https://www.stat.go.jp/data/idou/2025np/jissu/pdf/2025all.pdf>、2025 年 3 月 5 日参照
- 2) 文部科学省 (2024) 『STEAM 教育等の教科等横断的な学習の推進について』、p. 15、
https://www.mext.go.jp/content/20240401-mxt_kyouiku01-000016477.pdf、2026 年 3 月 5 日参照
- 3) 文部科学省 (2018) 『Society 5.0 に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～』、
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/other/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/06/06/1405844_001.pdf、2026 年 3 月 5 日参照
- 4) 文部科学省 (2024) 『STEAM 教育等の教科等横断的な学習の推進について』、
https://www.mext.go.jp/content/20240401-mxt_kyouiku01-000016477.pdf、2026 年 3 月 5 日参照
- 5) 文部科学省 (2024) 『全国子ども政策関係部局長会議 (資料)』、p. 3、
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/192df455-0446-4ee3-b2ba-558aeacde7c5/388abf32/20240116_councils_kodomoseisaku-bukyokuchokaigi_192df455_06.pdf、2026 年 3 月 6 日参照
- 6) 文化庁 「令和 8 年度地域文化財総合活用推進事業について」、
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r08_sogokatsuyo/、2026 年 3 月 6 日参照
- 7) 田村学 (2025) 『総合的な学習 (探究) の時間の変遷と質的転換』 文部科学省、p. 2、
https://www.mext.go.jp/content/20250522-mxt_kyoiku01-000042674_04.pdf、2026 年 3 月 6 日参照
- 8) 同上
- 9) 文部科学省 (2018) 『高等学校学習指導要領解説 総合的な探究の時間編』、p. 151
- 10) 国立青少年教育振興機構 「地域探求プログラム (ちいぷろ!)」、
<https://tankyu.niye.go.jp/>、2026 年 3 月 6 日参照
- 11) 久田邦明 「地域活動としての居場所づくり」 『神奈川大学心理・教育研究論集』
第 27 号、2008、pp. 65-76.
- 12) 高橋 薫 (2026) 「伊能歌舞伎の復興と継承実践にみる地域社会再生-文化資源化の視点から」 京都芸術大学通信教育課程芸術共用学科 WEB 卒業研究展、
https://g.kyoto-art.ac.jp/reports/report_period/2026%e5%b9%b43%e6%9c%88/page/6/、2026 年 3 月 7 日参照
- 13) 一般社団法人日本青年会館 (2020) 『地域青年活動と青少年教育に関する調査 報告書』、
pp. 2-6
- 14) 文部科学省 (2018) 『高等学校学習指導要領解説 総合的な探究の時間編』、p. 151

青少年教育施設におけるボランティア活動の実態と課題

国立青少年教育振興機構
国立妙高青少年自然の家
狩野 美月

キーワード

ボランティア、大学生

ここでは、調査結果を踏まえ、青少年教育施設におけるボランティア活動の実態を整理するとともに、そこから見えてくる課題について考察を加えながら検討する。

I. 青少年教育施設における「ボランティア活動」の実態

青少年教育施設におけるボランティア活動は国立青少年教育振興機構が令和2年度に実施した青少年教育関係施設基礎調査（令和2年度調査）¹⁾（以下、「令和2年度調査」と表記）から本調査までどのように変化してきたのか、分析していく。なお、本調査では新たに民間の区分が追加されている。

1. ボランティアによる活動の有無

青少年教育施設におけるボランティアによる活動率は全体で53.9%であった。設置主体別にみると、国立100.0%、民間等85.7%、都道府県・政令指定都市71.2%、市（区）41.9%、町・村10.0%となっており、設置主体間で大きな差があることがわかった。令和2年度調査では、全体で51.1%であり、内訳は国立100.0%、都道府県・政令指定都市76.5%、市（区）40.8%、町・村・組合15.4%であった。これらの結果から、本調査の結果は令和2年度調査と概ね同程度であるといえる。

2. ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容をみると、全体では「主催事業の運営支援」が89.5%と最も割合が高い。次いで「施設利用者の活動補助」34.4%、「自主企画事業（講座等）の実施」32.5%となっている。設置主体別にみると国立や都道府県・政令指定都市では「主催事業の運営支援」、「施設利用者の活動補助」など利用者に関わる内容の割合が高いが、「施設整備（環境美化や保守点検）」といった施設の環境整備に関する活動は国立10.7%、都道府県・政令指定都市18.3%と他の活動を比較すると顕著に低いことがわかる。「施設整備（環境美化や保守点検）」について市（区）では24.0%、民間等は83.3%と他の活動を比較すると割合が高く、設置主体によってボランティアの活動内容が異なることがわかった。なお、令和2年度調査も同様の結果が見られた。

3. ボランティアの登録人数

ボランティアの登録制度をみると、全体では「21人～50人」が34.3%と最も割合が高い。次いで「10人未満」20.8%、「10人～20人」18.0%となっている。設置主体別にみる

と、市（区）では「10名未満」の施設が31.3%と令和2年度調査の23.7%より高い水準となっており、今後も施設を運営するうえで課題となっていくであろう。

4. ボランティアに対する大学等との授業（ゼミ、社会教育実習など）の連携の有無

本設問は今年度の調査より新たに追加された項目である。全体では、大学等との授業連携を実施している施設は25.5%であった。設置主体別にみると、国立78.6%、都道府県・政令指定都市33.6%、民間等14.3%、市（区）3.3%となっている。これらの結果から、国立の青少年教育施設は大学等との授業連携を実施している割合が高く、この点が一つの強みであることが示唆されている。

5. ボランティア活動の課題

令和2年度調査ではボランティア活動の課題として、全体の30.6%が「ボランティアの募集」を挙げており、次いで「ボランティアの減少」30.1%、「ボランティアの研修」19.1%となっている。本調査では「ボランティアの募集」30.7%、次いで、「ボランティアの減少」28.9%、「交通費・食費・保険等の捻出」18.6%となった。「交通費・食費・保険等の捻出」においては、設置主体別に見ると国立は64.3%と他の課題と比較すると最も多い割合となっている。その一方、民間等では、「ボランティアの減少」、「ボランティア募集」等の課題が挙げられているのに対して、「交通費・食費・保険等の捻出」を課題としている施設は見られなかった。

II. 社会における「ボランティア活動」の実態

本章では、既存の調査結果を踏まえ、青少年教育施設に限らず、ボランティア活動全体においてどのような課題が指摘されているのかについて検討する。

1. 「市民の社会貢献に関する実態調査」

内閣府が令和4年度に実施した「市民の社会貢献に関する実態調査」²⁾は、全国に居住する満20歳以上の男女を対象に行われた。2021年の1年間にボランティア活動を「したことがある」と回答した人は17.4%であった。また、参加した分野としては「まちづくり・まちおこし」25.6%、「子ども・青少年育成」25.0%、「地域安全」22.1%の順となっており、子どもや地域に関わる活動に関心をもつ人材が一定数存在することがうかがえる。一方で、同調査における「ボランティア活動への参加の妨げとなる要因」としては、「参加する時間がない」45.3%、「ボランティア活動に関する十分な情報がない」40.8%と回答数が多い。この結果から、ボランティア活動への参加意欲を持つ人材は存在するものの、時間的制約や情報不足が参加を妨げる要因となっていることが示唆される。

2. 「大学生のボランティア活動等に関する調査」

国立青少年教育振興機構は平成29年度および平成30年度に「大学生のボランティア活動等に関する調査」³⁾を行った。この調査では四年制大学および短期大学の学生を対象とした①「大学生のボランティア活動の実態に関する調査」と、国立青少年教育振興機構が主催した「第6回学生ボランティアと支援者が集う全国研究交流集会（学生ボランティア

フォーラム)」の参加者を対象とした②「学生ボランティアフォーラム」参加者への調査の2種類の調査が行われている。今回はボランティア活動全体における課題を検討するため、①「大学生のボランティア活動の実態に関する調査」の結果を取り上げる。ボランティア活動経験の有無を問わず、今後やってみたい活動としては、「まちづくりのための活動」31.3%が最も割合が高く、ついで「文化・芸術・学術に関係した活動」30.6%、「小学生を対象とした活動」28.3%の割合が高くなっている。大学入学後にボランティア活動に参加したことがない回答者のうち、今後、活動を「可能ならしてみたい」と回答した割合は約6割となっている。これまで活動をしなかった理由についてみると、「大学の授業が忙しい」58.0%の割合が最も高く、ついで「アルバイトが忙しい」40.5%、「情報が不足している」38.9%の順に割合が高くなっている。ボランティア活動をしてみたい教育関係の施設等についてみると、「図書館」34.1%の割合が最も高く、ついで「美術館・博物館」25.8%、「小学校（放課後）」23.4%、「中学校・高校（部活動）」20.1%の割合が高くなっている。「青少年教育施設」は12.0%であった。

これらの結果から、大学生の間にはボランティア活動への関心や参加意欲が一定程度存在していることが確認できる。一方で、学業やアルバイトなどの時間的制約や、ボランティア活動に関する情報不足が参加を妨げる要因となっていることが示唆される。また、教育関係施設の中でも青少年教育施設においてボランティア活動をしてみたいと希望する割合は低い水準となっていることから、活動内容や魅力に関する情報発信の不足など、認知の面での課題も考えられる。

Ⅲ. 考察

青少年教育施設におけるボランティア活動の実態と、社会全体におけるボランティア活動の実態を踏まえ、今後の青少年教育施設におけるボランティア活動の課題について考察する。

本調査、令和2年度調査ともに、青少年教育施設のボランティア活動の課題として「ボランティアの募集」、「ボランティアの減少」が挙げられている。しかし、内閣府や国立青少年教育振興機構の調査から社会全体では子供や地域にかかわるボランティアに関心をもつ人が一定数存在しているが、ボランティア活動の機会に繋げることができていないことがうかがえた。ボランティア活動への参加を妨げる要因として示唆されている時間的制約や情報不足への対応が求められる。

時間的制約の面では短時間で参加可能なボランティア活動の導入が考えられる。本調査や令和2年度調査からわかるように現在、青少年教育施設におけるボランティアの主な活動内容としては、「主催事業の運営支援」や「施設利用者の活動補助」などが挙げられ、半日から1泊2日程度の活動時間を要するものが多い。学業や仕事の合間にボランティア活動へ参加する場合、このような長時間の活動は参加者にとって負担となる。そのため、比較的短時間で参加することができる活動として、「施設の環境整備」などのボランティア機会を増やしていくことも有効な方策の一つであると考えられる。施設の清掃や備品の整備など、短時間でも参加可能な活動を設定することで、時間的制約のある人でもボランティア活動に参加しやすくなることが期待される。

情報不足への対応としては、活動内容や募集情報の積極的な発信が求められる。大学生のボランティア活動等に関する調査によれば、ボランティア活動を行ってみたい教育関係施設として「青少年教育施設」を挙げた割合は12.0%にとどまっている。この結果は、青少年教育施設においてボランティア活動が可能であること自体が十分に認知されていない現状を示唆していると考えられる。本調査において国立施設の強みとして挙げられた大学等との授業連携は、青少年教育施設でボランティア活動ができることを周知する上で有効な手がかりとなり得る。また、青少年教育施設のボランティア活動の多くは、「地域」や「子供」といった関心の高いテーマに関わるものであることから、これらの情報を積極的に発信することで、ボランティア活動の機会の創出につながる可能性がある。さらに、活動内容を事前に具体的に提示することは、参加希望者が自身の関心や目的と活動との適合性を判断する機会となる。その結果として、ボランティア参加に対する心理的ハードルの低減にも寄与することが期待される。

今後は、ボランティア人材の確保に対して受け身の姿勢をとるのではなく、人材確保に向けて施設として取り組むことのできる方策を主体的に検討していくことが求められる。ボランティア活動への参加を望む人々のニーズに対応するためには、活動時間に柔軟に対応できる体制の整備や、活動内容・募集情報に関する情報発信の強化を図っていくことが青少年教育施設に期待されている。

引用文献・参考文献・注

- 1) 国立青少年教育振興機構『「青少年教育関係施設基礎調査」報告書令和2年度調査』、2022.
- 2) 内閣府『市民の社会貢献に関する実態調査報告書』、2023.
- 3) 国立青少年教育振興機構『大学生のボランティア活動等に関する調査報告書』、2020.

【資料】

自由記述一覧（抜粋）

※基本的には、原文のまま掲載しているが、青少年教育施設の名称や都道府県名等が分からないように一部加工した。なお、紙幅の関係上事業内容の詳細部分について削除した記述もある。

Q47. 貴施設には、料金徴収の際の受益者負担に関する原則などはありますか。

- ・ 県の方針で、社会教育施設であるため、完全な受益者負担の原則ではない部分がある。
- ・ 材料費や、館外活動に伴う経費（施設使用料・入場料・保険加入）を除き無料
- ・ 利用料無料、一部大人向けの講座の参加費と物販が有料
- ・ 市内小中学校、市直轄の団体や指定管理者が判断した場合は施設利用料を減免としている。ただし、シーツ代、食費などは徴収している。その他の団体は市内外・年齢によって料金区分をわけているが、食費やシーツ代などは差異なく徴収している。
- ・ 食事代等実費負担
- ・ 施設使用料の市内利用者/市街利用者の区分や、学校・スポーツ団体利用等の減免については、市条例の定めに基づいて対応している。
- ・ 市立学校の子どもが利用する場合は徴収しない
- ・ 県条例で定める利用金を除き受益者負担分の実費徴収（県との基本協定・管理業務仕様書による）
- ・ 市内在住、在勤、通学などすべて無料 市外は有料
- ・ 施設（研修室など）の使用料は徴収（減免措置有）
- ・ 食事料金やカヌー救助艇料金などは、それぞれ施設使用料とは別に負担。その場合の徴収者は県（青年の家）ではない。
- ・ 薪代やシーツ代など通常必要となる経費については、受益者負担である
- ・ シーツ代や薪代など通常必要とされる経費は受益者負担
- ・ 食事料及び活動に関する材料費
- ・ 原理算定方式＝コスト（維持管理費＋建物建設費（減価償却費）＋人件費）×受益者負担割合
- ・ 市の備品以外は原則受益者負担
- ・ 施設使用料、教材費等個人が利用するものは有料
- ・ 施設利用料金は上限を道の条例で決められており、その範囲内で運営必要経費をもとに指定管理者が決定している。
- ・ 自主事業（指定管理者が独自に行う主催事業）は、事業にかかる経費全てを参加費で賄う。
- ・ 材料費がかかる場合は徴収する。指導に関しては徴収しない。
- ・ 該当の青少年活動センターは社会教育複合施設〇〇内にあり、指定管理料は市内の他施設を合わせた 2 箇所の総額。青少年活動センターの利用については対象の市内青少年は条例により無料であるため、受益者に負担いただくことは基本的にはない。ワークショップ等の自主事業に参加する際の材料費分の参加料数百円程度。中高生世代が公共施設を積極的に活用し、豊かな活動ができる環境提供を第一目的に運営している。
- ・ 宿泊に関して、大人、大学生・高校生、中学生・小学生と料金が異なる。

- ・原則有料だが、町長が特に必要と認めた場合は使用料を減免または免除する事ができる
- ・実費にかかる費用を徴収する
- ・施設独自で企画運営する主催事業においては、事業費などの予算を計上せずに、全て参加費で賄っている。なお、事業終了時に会計報告を実施し、余剰金が生じた場合は返金を行っている。
- ・施設利用料にシーツ等洗濯料を含む・連泊による定額・利用形態による減免
- ・教育事業等の際は、所長判断により施設使用料を徴収するか、しないかを決められる。
- ・施設の使用への対価
- ・「公の施設に係る受益者負担の設定基準」を策定
- ・条例に基づく
- ・原則、寝具代については、宿泊者から全員徴収するが、身体障害者等、小中学校の就学援助者、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級在籍者であって就学奨励費を受給している者は免除している。
- ・現時点ではありませんが、今後の検討課題となっている
- ・購入品及び教材等を消費する場合は原則利用者負担
- ・こどもに関しては、上限金額を 1,000 円と定めている
- ・食事、教材費は受益者負担
- ・キャンプ参加機会の拡大を目標に多様性と包摂性が実現されるように配慮している。
- ・原則として提供するサービスに係る費用の負担を料金に転嫁している。
- ・市に指定された料金設定で徴収する。
- ・自然教室利用は食費・シーツ代を除いて原則無料
- ・主催事業においては参加者による受益者負担としている
- ・自主事業は参加者に必要経費として負担してもらっている
- ・施設の維持管理にかかる費用の一部を負担いただくため、使用許可を受けて施設を使用する方のうち 18 歳以上の方（高等学校生徒又は、これに準ずる者を除く）から使用料を徴収する。
- ・〇〇育施設の設置及び管理に関する条例及び〇〇市立児童文化施設管理規則に則り運営。
- ・受益者負担を原則としつつ、青少年の育成や社会教育の振興等を目的とする施設であるため、料金は近隣の類似公共施設を参考に設定している。
- ・材料費やリネン、シャワー代は実費徴収する
- ・公平性の確保 サービスを受ける人々がその費用を負担することで全体の費用が特定の個人や集団に過度に集中しないようにします。
- ・個人で消費したり持ち帰ったりするものは原則受益者負担。

Q83. 提供している野外炊事でのお米の提供または炊き方で当てはまるものに○をつけてください。

・食堂提供と飯盒の選択 ・子どもの個人の活動による ・鍋 ・調理室の器具(炊飯器等)による ・鉄鍋 ・利用者が各自部屋で炊飯器で炊くなど ・竹 ・アルミ缶(350ml)
・寸胴鍋 ・めしなべ ・ライスクッカー ・アルミ鍋(希望団体には炊飯調理を提供)
・大鍋 ・コッヘル ・鍋での炊飯、食堂での提供両方 ・室内で調理 ・袋 ・利用者の希望ですべて対応 ・食堂、羽釜、飯盒 ・羽釜、飯盒、メスティン ・米炊き鍋
・食堂、羽釜、飯盒、鍋

Q84 上記以外で、施設で提供している活動があれば記入してください。

・バドミントン ・卓球 ・坑道見学 ・ARネイチャーラリーなどデジタル技術(タブレット端末)を活用した野外活動の支援 ・火おこし体験 ・インタープリテーションガイドウォーク ・防災教育 ・ASE活動 ・動物観察 ・水晶探し ・旅行社や企業からのオーダーに答えた受託型環境教育プログラム ・サイクリング ・ニュースポーツ ・キャンドルファイヤー ・ボッチャ ・アーチェリー ・砂像づくり ・SUP体験 ・プラネタリウム ・ディスクゴルフ ・スポーツクライミング ・シーカヤック ・ボディーボード ・スキムボード ・ボルダリング ・書道 ・防災避難所体験 ・化石採集 ・ドラム缶風呂 ・カプラ ・グループワークトレーニング ・イニシアチブゲーム ・日の出見学 ・ビーチクリーン(考える奉仕活動) ・バナナボート ・酪農体験 ・魚つかみ体験 ・忍者体験 ・丸太切り体験 ・子ども食堂 ・ワークショップ参加型イベント
・高地トレーニング ・地域フォト巡り ・スマホ講座 ・吹奏楽のコンサート ・武道
・みかん狩り体験 ・食品加工 ・将棋 ・プレーパーク ・乗馬

Q85. LGBTQ+に関する対応の例を1つあげてください。

・区のガイドラインに即した形で運用。 ・多目的トイレの設置、入浴時の配慮。
・雇用している。 ・男子トイレの個室にサニタリボックスを設置。 ・大浴場の他にシャワー室を設けている。トイレは男女の他にユニバーサルトイレを備えている。 ・全ての行事において希望するすべての人を受け入れる。 ・浴室の時間差利用の対応可(要相談)。
・学校団体等受け入れる際の入浴に関する配慮、部屋割りの配慮、事前情報収集とスタッフ間での情報共有。 ・性別の未記入。 ・申し入れにより、シャワー室の提供や多目的トイレの利用。 ・団体からの申し出により、浴室の利用時間を融通する。 ・あえて声高にそのようなことを強調しなくても、そもそも当たり前に多様な子供たち一人ひとりの人権に配慮し、個性、持ち味を尊重した対応をしている。 ・提出する書類等で必要性が無ければ、性別等の記入欄をなくすよう指示している。 ・宿泊する部屋を個室にした。 ・団体等からの申し出があれば、小浴室の使用を許可している。 ・〇〇研究会という団体の方たちが利用してくれているので、その中で交流を深めていき、いろんな障害を抱えた方たちにも不自由なく利用できるよう心掛けている。 ・多様性と包摂性がテーマの主催事業を実施し、社会的カテゴリで参加動機が左右されていないような表現をしている。 ・事前に相談があった場合、浴室付きの宿泊室を配室している。 ・教育事業における質問用紙に関して配慮を行っている。

・シャワー室（個室）の設置。 ・展示物のキャラクターのセリフから、男の子=かっこいい女の子=かわいいというセリフを削除した。 ・主催事業の募集で男女分けをなくした。

・LGBTQ+について利用者に尋ねたことはなく、これからもそれを確認する必要性を感じていない。内面の如何にかかわらず施設は利用可能。ただし、トイレや入浴施設に関しては身体の性別によって分かれている。 ・呼び方の統一。 ・職員研修 ・LGBTQ+に関しての理解を深めるような周知を行っている。 ・身障者トイレの名称を「みんなのトイレ」としている。

・利用団体と相談の上、対応を決めている。 ・多目的トイレに「だれでもつかえます」の掲示。 ・ベッドとベッドの間をカーテンで仕切れるようにしている。 ・LGBTQ+に関する資料を所蔵している。 ・服務規定に「互いの人格を尊重し、相手に対する身体的、精神的な苦痛を与えるような言動は慎まなければならない。」と明記。 ・LGBYQをテーマにした講座を開講したり、当該職員の雇い入れの際には、当事者と個別面談をして必要な配慮を確認し合った。 ・呼称の統一、野外活動時の服装の指定緩和。

Q86 令和6年4月1日から合理的な配慮の提供が義務化されました。それに伴い、合理的な配慮の提供として対応していることがあれば、具体的に記入してください。

「合理的配慮」とは、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることを指します。

・運用時に入浴時間等を調整する等。 ・区のガイドラインに即した形で運用。 ・見える化した説明のためのタブレット貸し出しなど、落ち着かせるための別室貸し出しの配慮など。 ・職員に周知し、日々の活動に取り入れている。 ・多目的トイレの設置 ・車椅子対応シャワー室。車椅子対応トイレ。 ・廃校活用。スロープや障害者用トイレはあるが、エレベーターは整備されていない。 ・支援ボランティアの配置 ・少人数の場合でも部屋の分割可（要相談）など要相談で各団体の用途に合った提供。 ・業務用エレベーターの開放や職員による介助など。 ・呼称「～さん」に統一 ・身障者 ・車椅子対応に関する掲示（お困りごとがあればスタッフに遠慮なくお声がけ下さい）。 ・利用時に男女を問わない。

・特別支援学校の児童生徒への食事 ・食器対応など。 ・施設内への駐車。 ・車での荷物の搬入は搬出、自炊場等の場所の配慮等。 ・バリアフリーデザイン ・ユニバーサルデザインなど運輸。 ・筆談など。 ・主催事業申込において配慮事項を聞き取り、職員 ・ボランティアによる支援を行っている。 ・医療行為を行う場所の提供、聴覚障害者を対象としたプラネタリウム上映プログラムの提供等。 ・の都度利用する子どもたち一人ひとりに丁寧に向き合い、その話応じてベストな対応を全てのスタッフが行うことができるよう現場スタッフ教育を徹底している。 ・メインの事業である海事研修は、宿泊でカッターや地引き網を行う研修だが、障害がある児童でも健常者と同じように参加できるよう、事前に何度も打合せをしたり、事前見学をさせたりして、研修当日に不安なく参加できるよう配慮するようにしている。 ・簡単な身体介助、開催場所の配慮（階）、声の大きさやトーンなど可能な範囲で対応している。 ・誰でも参加しやすいよう、活動プログラムの見直しを行った。 ・窓口筆談ボードの設置、呼び鈴の設置 ・低層階の利用など。 ・歩行が不自由な方も動きやすい

よう物を整理して歩行ルートを確認しやすいようにしている。スロープには邪魔になるものは置かない等。

- ・カヌー体験では、障害の程度に合わせてサポートし、できる限り参加できるように対応している。
- ・持ち運び可能のスロープの貸出（車いす）。
- ・浴室を男女別に固定していない。（団体の判断に任せる。）
- ・車イス児童への施設の下見対応や登山道の下見の同行。
- ・野外炊飯において調理方法のマニュアルを作成し、視覚的に手順を示すことができるようにした。
- ・事前の申し出に応じて、スタッフがチェックインの補助を行う。
- ・職員研修を行った。
- ・車いすの方に対して駐車場から職員用通用口を使っての入館アテンド、インシュリン対応の生徒に対する個室貸出。
- ・セミナーに参加する際に、できる範囲内で職員がついて補助する。
- ・車いすに座ったまま行うことができる、楽しめる活動プログラムの開発と提供等。
- ・全て、バリアフリー。
- ・障害に応じた館内プログラムの提供。
- ・宿泊室の注意書きにふりがなを入れている。
- ・プログラムとして、障害者理解の一助となる「車いすスポーツ体験」「ボッチャ体験」を提供している。
- ・令和6年度は、パラカヌーサポーター養成講座の会場を提供し、施設の指導員も受講した。令和7年度はパラカヌー教室の開催を計画している。
- ・点字ブロックの設置
- ・利用者アンケート等に記入していただき、要望等は検討している。
- ・スロープの増設
- ・一人ひとりで対応しない。複数人の目で。
- ・事業の参加に制限を設けていない。（誰でも参加可能）
- ・見通しを持つために当日の流れを説明する。活動指導
- ・支援の際は、具体物や視覚資料を用いてわかりやすく簡潔に説明するようにしている。
- ・エレベーターの設置、火災報知灯の設置、配慮を要する障害児等の宿泊部屋の提供
- ・希望があった場合に宿泊室の配室の配慮等を行っている。手話による情報保障がある。
- ・多目トイレに簡易ベッドの導入。
- ・ケアルームの導入。従来、通常の利用団体の本部として提供していた浴室付きの部屋を配慮が必要な方が気軽に使用できるよう運営を変更した。
- ・車いすの貸出。
- ・施設内移動の際の車両運行等
- ・カラダを動かす教室
- ・講座を希望されるのであれば、体の障害をおもちであれば、その都度その方に合った体勢、姿勢を保てるようにさせていただく。
- ・車椅子でも通ることができるコンクリート舗装（サイト内、メインの道路）、障害者用トイレ、点字付き看板
- ・広報時（チラシやホームページ等）に対応する旨を記載している。
- ・バスを使っての社会見学で小中学生のみの参加が原則であるが、身体に障害をもって大人の介助が必要な児童の参加の際、保護者の参加を認めた。
- ・入浴時間の変更
- ・食事メニューの変更。
- ・ルールの見直しや職員への理解の促進
- ・情緒安定やクールダウンするための保健室の確保、障害の状態に応じた活動における配慮
- ・歩行が困難な方（高齢者含む）に段差の少ない移動ルートを案内したり靴の脱着のためのベンチを提供したりしている。また、備え付けのエレベーターでの階の異動を提案している。
- ・講座受付の際に申し込みフォームおよびチラシに「何か配慮することがあれば入力
- ・申出ください」の記載を実施している。
- ・特別支援学校、幼保には、2段ベッドの上段を使用しなくても配室可能なように部屋数を割り振り。
- ・駐車場の設置（※令和5年10月設置）
- ・職員に対しては、公益財団法人日本ケアフィット共育機構が認定する「サービス介助士」及び「防災介助士」の取得を義務付けており、障がい者や高齢者に対する適切な介助を提供し、心のバリアフリーも併せて推進している。
- ・野外炊事場に車椅子用のエリアがある。
- ・コミュニケーションシートを準備している。
- ・平日学校利用プログラムを行う際

に、食物アレルギーをもつ ・補聴器を使用している ・ペースメーカーをつけている) 生徒への対応

Q96. 指導系職員の中に以下の属性に当てはまる人を選んでください (複数回答可)

・ 地方自治体職員 ・ 元自治体職員 ・ 元幼稚園教諭 ・ NPO 法人職員 ・ 財団職員
・ 公益財団法人職員 ・ 青少年育成指導員 ・ 看護師 ・ キャンプインストラクターなどの資格を有する者 ・ キャンプ指導員 ・ 保育士資格を有する者

Q98. 指導系職員の研修で、「2.十分に受けることができていない」を選んだ施設のみ、教えてください。理由としてどのようなことがありますか。(複数回答可)

・ 受講しても人事異動で変わる
・ 魅力的な外部研修があっても、通常勤務で忙しく送り出せる時間が捻出できない

Q101. 利用者の活動の指導を行うことが、「1.ある」を選んだ施設のみ、次の中からあてはまるものを選んでください。(複数回答可) 当てはまるものがない場合はその他に具体的に記入してください。

・ 観測活動で講師が指導 ・ 活動協力者による指導
・ ツリーイングを外部インストラクターに依頼

Q102. 職員の利用者のかかわり方としてあてはまるものを次の中から選んでください。(複数回答可) 当てはまるものがない場合はその他に具体的に記入してください。

・ 施設利用上の注意等 ・ 相談 ・ 施設貸出の受付と利用料徴収 ・ 開錠、施錠 ・ 施設予約
・ 料金徴収 ・ 受付 ・ 施設利用の指導 ・ 市職員は利用の受付 ・ 許可を行う。受託している NPO 法人が施設での受付 ・ 管理 ・ 助言をしている。 ・ 安全確保 ・ 施設利用方法の説明 ・ 施設貸出 ・ 入退所の案内 ・ 施設の利用方法の確認

Q103. 教員の負担を軽減するために学校の利用に関して特別に行っているものとして当てはまるものを選んでください。(複数回答可) 当てはまるものがない場合はその他に具体的に記入してください。

・ 遠足の受け入れ ・ オンラインによる調整相談の受付 ・ 要綱の定期発行 ・ 活動プログラムの動画作成 ・ 利用者に対し、施設利用の注意をすることはあるが、活動に際しての指導はしていない。 ・ 施設管理、会場運営 ・ 動画共有サイトに入所オリエンテーション、野外炊飯、工作などの説明動画を公開している。 ・ 事前の下見対応 ・ 訪問授業 ・ 利用説明会 ・ 集団宿泊担当者研修会 ・ 放課後支援 ・ オリエンテーション ・ キャンプファイヤーの片づけ ・ 電話、メール、対面での活動に関する相談 ・ 助言 ・ 学校ごとの事前打ち合わせ ・ プール開放 ・ 学校図書館支援 ・ 事前打ち合わせの日程や方法を学校側の事情に合わせて柔軟に対応している。 ・ 平日学校利用 (市内の小学3年生、中学2年生等を対象に行う科学実験などの体験学習。各学校の年間カリキュラムに組み込まれている。)

Q104. 職員（常勤）の資格

(1) 指導に関して、貴施設の職員（常勤）のだれかが所有することを必須としている保有資格があれば教えてください（主なものを6つ）

・教育職員免許状 ・養護教諭免許状 ・保育士資格 ・社会教育主事（任用資格含む）
・社会教育士 ・社会福祉士 ・学芸員 ・看護師免許 ・児童指導員 ・防災士
・自然体験活動指導者（リーダー、インストラクター、コーディネーター、主任講師）
・日本キャンプ協会公認指導者資格（インストラクター、ディレクター2級、ディレクター1級）
・小型船舶操縦士免許 ・赤十字水上安全救助員 ・水難学会認証指導員（プール）
・Wilderness First Responder ・登山ガイドステージI ・自然観察指導員 ・森林インストラクター
・ネイチャーゲームリーダー ・ネイチャーゲームインストラクター
・レクリエーションコーディネーター ・食品衛生責任者 ・栄養士 ・司書 ・幼児体育指導者資格
・moritomirai (モリトミライ) ファシリテーター ・公益社団法人日本カヌー連盟公認指導員
・日本オリエンテーリング協会インストラクター ・普通救命講習I修了
・CONE リスクマネージャー ・不当要求防止責任者 ・国内旅行業務取扱管理者 ・国内旅程管理者

(2) 指導において常勤職員全員に所有することを必須としている資格

・教育職員免許状 ・養護教諭免許状 ・保育士資格 ・社会教育主事（任用資格含む）
・社会教育士 ・学芸員 ・栄養士 ・PA（プロジェクトアドベンチャー）関連資格
・自然体験活動指導者（リーダー） ・日本キャンプ協会公認指導者資格（インストラクター、ディレクター2級）
・サービス介助士 ・ツリーイングクライマー ・ネイチャーゲームリーダー
・レクリエーション ・コーディネーター ・レクリエーション ・インストラクター
・児童指導員 ・小型船舶操縦士免許 ・自然体験活動指導者（自然体験活動リーダー）
・生涯学習コーディネーター ・普通救命講習修了 ・上級救命講習修了
・応急手当普及員 ・MEDIC First Aid ベーシックレベル

(3) 指導において常勤職員が所有していることが望ましい資格

・教育職員免許状 ・養護教諭免許状 ・保育士資格 ・社会教育主事（任用資格含む）
・社会教育士 ・社会福祉士 ・児童福祉司 ・学芸員 ・看護師免許 ・児童指導員
・防災士 ・自然体験活動指導者（リーダー、インストラクター、コーディネーター、主任講師）
・日本キャンプ協会公認指導者資格（インストラクター、ディレクター2級、ディレクター1級）
・小型船舶操縦士免許 ・プレイヤー ・ユースワーカー ・絵本専門士
・大学卒業（学士 ・修士 ・博士） ・自然観察指導員 ・森林インストラクター
・森林ESDリーダー ・CONEリーダー ・CONEディレクター ・CONEリスクマネージャー
・CONEトレーナー ・CONEリスクマネジメントディレクター ・GWTアドバイザー
・72時間サバイバルディレクター ・スキーインストラクター カヌー指導員 ・RACリーダー
・〇〇アウトドアガイド資格 ・星のソムリエ ・星空案内人 ・天文学宇宙検定
・普通救命講習修了 ・上級救命講習修了 ・応急手当普及員 ・赤十字救急法救急員

・Wilderness First Aid ・Wilderness Advance First Aid ・MEDIC First Aid ベーシックレベル
 ・木材加工用機械作業主任者 ・チェーンソー安全講習修了 ・食品衛生管理者
 ・食品衛生責任者 ・ネイチャーゲームリーダー ・プロジェクト WET ファシリテーター
 ・Leave no Trace Level 1 Instructor ・自然保護推進員 ・環境学習指導員 ・水難救助員
 ・SUPA 公認インストラクター ・JRCA 資格 ・沖縄県グリーンツーリズムインストラクター
 ・72 時間サバイバル教育協会資格 ・レクリエーションインストラクター
 ・レクリエーションリーダー ・レクリエーション ・コーディネーター ・スノーケル指導資格
 ・自然観察指導員（重複統合） ・カヌー指導員 ・精神保健福祉士 ・学童保育支援員

Q107. ハラスメント事例はありますか（主に利用者によるもの）。あった場合には「1. ある」を選択し、「その他」に具体的に記入してください。

・役員等地域の人間から労働、利用等において「無料」強制が多々有る。 ・無理なことを要求し、押し通そうとする。 ・職員への恫喝 ・成人団体が夜間飲酒後に酩酊状態になり事務室のスタッフに敷地内禁煙であることにクレームをつけた ・利用者の高圧的な態度
 ・外国人利用者に対する注意を怠っていると、長時間にわたり職員に対して大声で怒鳴るなどされた。 ・利用者からの高圧的な物言い、過度な要求等 ・利用方法が納得できないと怒鳴られた。 ・施設職員対応に対する利用者の苦情がカスハラに抵触 ・施設ルールへのクレーム
 ・学校が雇った指導補助員による児童セクハラ（わいせつ）事件 ・通常貸し出していない物品の貸し出しを求めてくる。 ・イベントに遅れてこられた方の参加を断った際に、30 分以上にわたり怒鳴られた。

Q108. ハラスメント事例の対する方針はありますか。具体的に記入してください。

・役場に相談窓口を設置 ・コンプライアンス研修を行い、事例等を学び、予防に努める
 ・職員への研修、利用者への啓発を徹底する。 ・区のガイドラインに即した方針になります。
 ・組織によるハラスメント対応規程 ・共同事業体の各団体の方針による ・サービス倫理委員会を定期的開催
 ・ハラスメント対応マニュアルに沿って対応する。 ・相談窓口の設置
 被害者に対する配慮措置及び行為者に対する厳正措置 ・理事の中に男性 1 人、女性 1 人を相談窓口としている
 ・すでにセーフガーディングに取り組んでいる ・指定管理を受けている団体役員等に多いため対応不可
 ・上司への報告、組織として対応 ・有る「危機管理マニュアル」 ・警察対応とする
 ・ハラスメント研修の実施と情報共有 ・ハラスメント防止規定を法人で策定 ・社の規則で設定
 ・弊社内規規定 ・ハラスメント対応マニュアルを整備している。 ・全職員へ向けハラスメントを許さないことを発信し、快適な職場環境の構築に取り組んでいる。
 ・ハラスメント防止研修を実施している。 ・教育委員会担当者と協議の上、次回の利用を受け付けるか否か
 ・条例による ・毎年指定管理者本社がリモートで研修をしている。ハラスメント発覚時には当事者から状況を聞き、本社に報告し、対策を乞う。
 ・研修の受講、ハラスメント相談員の設置 ・特に定めていないが、事案発生の場合には市の方針、指針を準用し対応する。 ・ハラスメント相談員の設置 ・職場におけ

るハラスメントの防止等に関する規程はあるが、主に利用者によるもの等の規程はなく方針もない。

- ・〇〇県教育委員会ハラスメント防止指針
- ・事例があった場合は、施設全体で対応にあたる。
- ・何か思うところがあればすぐに発言ができる仕事環境を作る意識をしている。
- ・事案が発生した場合は、県の方針を参考に受託者として対応する
- ・事案関係者への迅速かつ丁寧な聞き取り
- ・利用者によるものは特に方針はない。
- ・内部告発などの仕組み
- ・安全管理マニュアルに記載
- ・名札を着用しない
- ・電話を受ける際、自身の氏名を名乗らない
- ・ボースカウト活動の際のハラスメント方針に従う
- ・規定書
- ・県立施設なので、県の方針に準ずる。
- ・カスタマーハラスメントについての職員研修の実施
- ・ハラスメント研修
- ・ハラスメント対応（相談）職員の選定
- ・〇〇市職場におけるハラスメントの防止に関する要綱
- ・対応能力の向上を図るために研修会の実施
- ・ハラスメント相談窓口の設置
- ・ハラスメント防止マニュアル
- ・〇〇市職員のカスタマーハラスメント対応マニュアルに準じて
- ・組織的対応
- ・県で策定済み
- ・県の方針
- ・ハラスメント防止に関する要綱において規定している
- ・お互いに相談しやすい関係づくり
- ・相手の人格を尊重する態度で接遇
- ・早めに対応
- ・（再発防止として）施設の決まりを理解していただいたうえで説明、事例共有、責任者対応
- ・対応を打ち切る（要望強要時）
- ・要望
- ・苦情担当設置、リスクマネジメント委員対応
- ・県の取組（名札名字のみ等）
- ・ハラスメントについての周知徹底
- ・利用者対応マニュアルの作成
- ・ハラスメント講習の受講予定
- ・ハラスメント防止同意書サイン、注意事項共有
- ・法令に準ずる
- ・安定マニュアル整備
- ・人権研修
- ・所員共通理解事項集による研修
- ・対応の留意点、対応の流れ
- ・利用者へ文章による忠告、利用不可通達
- ・所員による研修
- ・年2回程度の研修実施
- ・法人の運営規定に記載
- ・市のハラスメント防止基準
- ・ハラスメント相談員を選定
- ・市の方針に準拠
- ・〇〇市として方針あり
- ・厚労省指針に留意
- ・管理職が複数で対応、記録を取る
- ・〇〇市カスタマーズハラスメント対応マニュアルに基づく
- ・複数での対応、組織での対応
- ・ハラスメント防止規程
- ・〇〇県教育委員会ハラスメント防止指針に準じる
- ・危機事象対応マニュアル
- ・法人全体方針
- ・口頭指導
- ・所内会議で方針の周知、相談窓口整備
- ・研修の受講
- ・人権研修
- ・〇〇市に準ずる
- ・市としてのハラスメント対応指針
- ・職員研修による意識向上
- ・団体で規定
- ・〇〇市の方針による
- ・区の方針のとおり相談窓口
- ・多能研修の実施、相談員配置
- ・〇〇市の各要綱
- ・〇〇市方針を準用
- ・運営母体が規定
- ・セミナー受講
- ・本部で規定作成
- ・規程あり
- ・職員向けマニュアル整備
- ・ハラスメント防止対策
- ・館長
- ・副館長へ報告
- ・職場におけるハラスメント防止規程
- ・ハラスメント防止方針が定められている
- ・職場におけるハラスメント防止相談ハンドブック
- ・相談窓口の設置
- ・組織規程に基づき対応
- ・年に数回研修を受講
- ・ハラスメント0を目指した職場環境づくり
- ・職員および受託事業者向けのハラスメント防止規程

Q118. 上記のアンケート、意見箱やアイデアボード、SNS やネットの活用以外に、利用者からの意見を聞くために実施していることがありましたら記入してください。

- ・利用時に対面での聞き取り、意見交換
- ・職員の知り合いの利用者より直接話を聞く
- ・事業後に送付いただく感想文や感想カード
- ・ロビーワークや対話
- ・ヒアリング、意見交換会、おしゃべりカフェの実施
- ・教育相談を実施する際、利用者と相互の意見交換を行う
- ・事業や利用に関するものとは別に利用団体へのアンケートを実施
- ・定期的な利用者動向調査（モニタリング調査）
- ・モニター制度の運用
- ・利用者懇談会、運営懇話会の開催
- ・利用団体の代表者に運営協力委員への参加を呼びかけ、意見を取り入れやすくする
- ・ホームページで意見欄を設ける
- ・メッセージアプリでの意見募集
- ・インターネットでの口コミ等の確認
- ・良好なコミュニケーションのため、お互いに言い合える関係づくり

青少年教育関係施設基礎調査（令和6年度）

ご記入に際してのお願い

- (1) 回答は貴施設の事業運営に責任のある方をお願いいたします。
- (2) 特に断りのない限りは、令和6年10月1日時点の状況（実態）をお書きください。
- (3) 調査項目は、115問程度です（選択肢別の追加質問の数が異なるため）。記入漏れのないようご注意ください。
- (4) 当てはまる項目を選んでください。「その他」や数値の記載が求められる場合は、具体的に記入してください。

* 必須

施設情報

1. 施設名

2. 施設の代表メールアドレス

3. 記入者（役職・氏名）

- この項目で記入いただいた情報は調査に関する連絡以外には使用いたしません。なお、個人情報に関しては当機構の規程に基づき取扱います。

【基本情報】

4. 施設の種別を選んでください。※施設種別の分類は、調査実施要項をご参照ください。

- 1. 少年自然の家
- 2. 青年の家（宿泊型）
- 3. 青年の家（非宿泊型）
- 4. 児童文化センター
- 5. 野外教育施設
- 6. その他の青少年教育施設
- 7. 民間青少年教育施設団体

5. 設置者を選んでください。

- 過去に移管等がある場合、令和6年10月1日時点の制度上の設置者をお答えください。
- 指定管理者制度を導入している場合、指定管理者ではなく、施設を設置している自治体についてお答えください。
- 「6.組合」は地方公共団体の組合を指します。

- 1. 都道府県
- 2. 政令指定都市
- 3. 市（区）
- 4. 町
- 5. 村
- 6. 組合
- 7. 独立行政法人
- 8. 一般財団・社団法人、公益財団・社団法人
- 9. NPO法人
- 10. 特別目的会社(PFI)
- 11. 企業
- その他

6. 設置者で「1」～「6」を選んだ施設は、次の質問にもお答えください。貴施設の所管を選んでください。

※指定管理者制度の導入にかかわらず、お答えください。

- 1. 教育委員会が所管
- 2. 首長部局（知事・市（区）町村部局）が所管

7. 施設所有についてお尋ねします：貴施設では、施設を持っていますか、または占有的に使うことのできる施設はありますか。占有的に使えるとは、優先的に使用できることを指します。当てはまるものがない場合は「その他」に具体的に記入してください。

- 1. 施設を持っている
- 2. 施設をもっていない
- 3. 施設をもっていないが、占有的に使うことのできる施設がある
- その他

8. 主に活動範囲としている敷地内外の自然環境を選んでください。（複数回答可）当てはまるものがない場合は「その他」に具体的に記入してください。*

- 1. 山
- 2. 高原
- 3. 湖
- 4. 海
- 5. 河川
- 6. 当てはまるものはない
- その他

9. 貴施設にある施設・設備を選んでください。（複数回答可）なお、実際に用いられている室等の名称が調査票に示すものと異なる場合は、その用途によって分類してください。

- 「7.外国人向け表示」とは、施設の利用に当たって不自由がないように、案内板や説明等に、英語・中国語等の外国語併記の表示を指します。
- 「11.簡易昇降機」とは、階段の端に設置して、人が座ってあるいは車いすごとに昇降できるようになっているものを指します。
- 「12.点字による案内」とは、施設の利用に当たって不自由がないように、案内板や説明、エレベーターや階段の手すり等に点字が併記してあるものを指します。
- 「13.障害者浴室（共有含む）」とは、障害者用の浴室、あるいは障害者と健常者の両方に使用できる浴室のことを指します。

*

- 1. 宿泊室
- 2. 集会室・談話室等
- 3. 視聴覚室・研修室等
- 4. 体育・レクリエーション室等
- 5. 体育館・講堂
- 6. キャンプ場
- 7. 外国人向け表示
- 8. スロープ
- 9. 障害者用トイレ
- 10. エレベーター
- 11. 簡易昇降機
- 12. 点字による案内
- 13. 障害者用浴室（共有含む）
- 14. 障害者用駐車場
- 15. 無線LAN

10. 施設・設備で「1」を選んだ施設のみ、次の質問にもお答えください。宿泊定員（宿泊研修を行う宿泊室の収容定員）を記入してください（数字のみ）。

11. 施設・設備で「6」を選んだ施設のみ、次の質問にもお答えください。キャンプ場定員を記入してください（数字のみ）。

12. 常勤職員数（所長を除く）を記入してください。※該当がない場合は「0」と記入してください。

- 一時的なアルバイトや、業務委託業者（清掃や給食等）が雇用する職員は含みません。

*

13. 常勤職員数のうち、指導系職員数を記入してください。※該当がない場合は「0」と記入してください。

- 「指導系職員」とは、利用者への指導や事業の企画・運営を主に担当する職員を表します。それ以外の職員を「指導系職員以外」とします。両方を兼ねている場合は、比較して業務の多い方に含めてください。
- 一時的なアルバイトや、業務委託業者（清掃や給食等）が雇用する職員は含みません。

*

14. 非常勤職員数（所長を除く）を記入してください。※該当がない場合は「0」と記入してください。

- 一時的なアルバイトや、業務委託業者（清掃や給食等）が雇用する職員は含みません。

*

15. 非常勤職員数（所長を除く）のうち指導系職員数を記入してください。※該当がない場合は「0」と記入してください。

- 「指導系職員」とは、利用者への指導や事業の企画・運営を主に担当する職員を表します。それ以外の職員を「指導系職員以外」とします。両方を兼ねている場合は、比較して業務の多い方に含めてください。
- 一時的なアルバイトや、業務委託業者（清掃や給食等）が雇用する職員は含みません。

*

【施設運営】

16. 令和6年10月1日時点で、指定管理者制度もしくはPFIが導入されていますか。

- PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

*

- 1. 導入されている
- 2. 導入されていない

17. 指定管理者またはPFIが「1. 導入されている」を選んだ施設のみお答えください。ここでは導入されている制度を選んでください。*

- 1. 指定管理者制度
- 2. PFI

18. 指定管理者またはPFIが「1. 導入されている」を選んだ施設のみお答えください。指定管理もしくはPFIを受けている機関・団体の種別を選んでください。*

- 1. 一般財団・社団法人、公益財団・社団法人
- 2. NPO法人
- 3. 任意団体（法人格なし）
- 4. 企業（商法法人）
- その他

19. 指定管理者またはPFIが「1. 導入されている」を選んだ施設のみお答えください。指定管理者制度またはPFIが最初に導入された時期（西暦 年 月）を記入してください。月が分からない場合は、年のみで差し支えありません。不明の場合は、不明と記入してください。*

20. 指定管理者またはPFIが「1. 導入されている」を選んだ施設のみお答えください。現在の指定管理者制度またはPFIの契約期間年数（累計）を記入してください。（数字のみ）*

21. 指定管理者またはPFIが「1. 導入されている」を選んだ施設のみお答えください。指定管理者制度を導入している場合は、令和5年度の自治体からの指定管理料を記入してください。（単位は千円）指定管理料を情報公開できない、またはわからない場合には、未公開と記入してください。*

22. 指定管理者またはPFIが「1. 導入されている」を選んだ施設のみお答えください。PFIを導入している場合は、現在の契約金額と契約年数を記入してください。契約金額の情報公開ができない、またはわからない場合は未公開と記入してください。*

23. 指定管理者またはPFIが「1. 導入されている」を選んだ施設のみお答えください。指定管理者制度導入後、指定管理を受けた機関・団体の変更はありましたか。変更があった場合は、「1. あった」を選択し、「その他」欄に変更した回数を記入してください。*

1. あった
2. なかった
3. わからない
- その他

24. 指定管理者またはPFIが「1. 導入されている」を選んだ施設のみお答えください。指定管理者制度またはPFIの導入の背景は何ですか。次の中から最も当てはまるものを選んでください。当てはまるものがない場合は、その他に具体的に記入してください。*

1. 民間の専門性と効率性の活用
2. 競争原理の導入
3. コスト削減
4. 多様な主体によるサービス提供
5. 行政の負担軽減
6. 住民サービスの向上
7. 透明性と公正性の確保
- その他

25. 次の項目の運営の主体が内製（内部対応）のものを選んでください。（複数回答可）*

- 食堂
- 清掃
- 警備
- 施設設備（ボイラー）
- 活動指導
- 受け入れ管理

26. 指定管理者またはPFIが「2. 導入されていない」を選んだ施設のみお答えください。以前に、指定管理者制度もしくはPFIが導入されていたことがありますか。ある場合は、制度をやめた理由を「その他」の欄に記入してください。（複数回答可）*

- 1. ある
- 2. ない
- 3. わからない
- その他

27. 指定管理者またはPFIが「2. 導入されていない」を選んだ施設のみお答えください。今後、指定管理者制度もしくはPFIが導入される予定はありますか。*

- 1. 導入される予定
- 2. 導入が検討されている
- 3. 導入される予定はない

【開館状況】

28. 令和5年度の年間開館日数（利用者を受け入れている営業日）を記入してください（単位は日）（数字のみ）。*

29. 令和5年度の休館日を次の中から選んでください。その他の場合には、具体的な状況を記入してください。（複数回答可）*

- 1. 原則として決まった曜日
- 2. 祝日
- 3. 年末年始
- 4. 期間限定
- 5. 不定期
- その他

【予算】

30. 令和5年度の年間予算を次の中から選んでください。

- 人件費・通常経費・事業経費・管理運営費等の経常的経費のすべてを含みます。

*

- 1. 500万円未満
- 2. 500～1,000万円未満
- 3. 1,000～2,500万円未満
- 4. 2,500～5,000万円未満
- 5. 5,000～1億円未満
- 6. 1億～1億5,000万円未満
- 7. 1億5,000万円以上

31. 令和5年度の事業経費の年間予算を次の中から選んでください。

- 主催事業経費(諸謝金、消耗品費、借料及び損料、印刷製本費、通信運搬費等)すべてを含みます。

*

- 1. 予算はない
- 2. 50万円未満
- 3. 50～100万円未満
- 4. 100～250万円未満
- 5. 250～500万円未満
- 6. 500～1,000万円未満
- 7. 1,000万円以上

32. 令和5年度の施設の収支（収入：補助金/運営委託料等収入）を記入してください（単位は千円）。

- 令和5年度の決算ベースでお答えください。

*

--

33. 令和5年度の施設の収支（収入：事業収入）を記入してください（単位は千円）。

- 令和5年度の決算ベースでお答えください。

*

34. 令和5年度の施設の収支（収入：その他の収入）を記入してください（単位は千円）。

- 令和5年度の決算ベースでお答えください。

*

35. 令和5年度の施設の収支（支出：人件費）を記入してください（単位は千円）。

- 令和5年度の決算ベースでお答えください。

*

36. 令和5年度の施設の収支（支出：外部委託費）を記入してください（単位は千円）。

- 令和5年度の決算ベースでお答えください。

*

37. 令和5年度の施設の収支（支出：光熱水費）を記入してください（単位は千円）。

- 令和5年度の決算ベースでお答えください。

*

38. 令和5年度の施設の収支（支出：保守・修繕費）を記入してください（単位は千円）。

- 令和5年度の決算ベースでお答えください。

*

39. 令和5年度の施設の収支（支出：その他経費）を記入してください（単位は千円）。

- 令和5年度の決算ベースでお答えください。

*

40. 過去5年度（令和元年～5年度）に大規模修繕はありましたか。あった場合は、「1. あった」を選び、「その他」に内容と概算を記入してください。（単位は千円）

- 大規模修繕とは、例えば、耐震改修、屋上防水全面改修、外壁全面改修、ライフライン改修等、修繕計画に基づいて、予算要求した修繕工事を指します。

*

1. あった
2. なかった
- その他

41. 今後5年間（令和10年度まで）に大規模修繕は予定されていますか。ある場合は、「1. ある」を選び、「その他」に内容と予算概算を記入してください。（単位は千円）

- 大規模修繕とは、例えば、耐震改修、屋上防水全面改修、外壁全面改修、ライフライン改修等、修繕計画に基づいて、予算要求した修繕工事を指します。

*

1. ある
2. ない
- その他

42. 令和3年度と比べた令和5年度予算の変化について当てはまるものを選んでください。*

	増えている	変わらない	減っている
年間予算の総額	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
事業経費	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
人件費	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
管理運営費	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

43. 令和5年度に自己収入増のために実施した方策で当てはまるものを選んでください。該当項目がない場合は「その他」に具体的に記入してください。（複数回答可）*

- 1. 新たなプログラム開発
- 2. 主催事業の見直し
- 3. グッズ等の商品開発
- 4. 受益者負担の拡大
- 5. 受入方法の変更
- 6. ニーズの把握と対応
- 7. 外部資金の獲得
- 8. 特に行っていない
- 9. 契約上または規定上できない
- その他

44. 貴施設の利用に関わる料金について当てはまるものを次の中から選んでください。*

- 1. 有料
- 2. 一部有料
- 3. 無料

45. 施設にかかわる料金が、「1. 有料」または「2. 一部有料」を選んだ施設のみ、次の質問にもお答えください。利用に関わる金額設定について当てはまるものを次の中から選んでください。（複数回答可）該当する選択肢がない場合は、「その他」に具体的に記入して下さい。*

- 1. 一律同料金
- 2. 年齢別等で料金に差を設けている
- 3. 利用者の在住地域によって料金に差を設けている
- 4. 活動の内容(学校利用等)によって料金に差を設けている
- その他

46. 施設にかかわる料金が、「1. 有料」または「2. 一部有料」を選んだ施設のみ、次の質問にもお答えください。利用に関わる経費について現在徴収しているものを次の中から選んでください。（複数回答可）当てはまるものがない場合はその他に具体的に記入してください。*

- 1. 施設利用料
- 2. 宿泊料（シーツ等洗濯料を含む）
- 3. シーツ等洗濯料のみ
- 4. 食費
- 5. 教材費
- 6. 指導料
- その他

47. 貴施設には、料金徴収の際の受益者負担に関する原則などありますか。考え方を記入してください。

【利用対象】

48. 利用対象についてあてはまるものを次の中から選んでください。（複数回答可）*

- 1. 幼児（未就学児）
- 2. 少年（小・中学生）
- 3. 青年（高校生～30歳未満の者）
- 4. 成人（30歳以上の者）

【受入れ単位】

49. 受入れの単位についてあてはまるものを選んでください。（複数回答可）*

1. 団体・グループ

2. 家族

3. 個人（1人）

【利用状況】

50. 令和5年度の家族・グループの日帰り利用の年間延べ利用者数を記入してください。利用者がいない場合は0と記入してください。（数字のみ）*

51. 令和5年度の家族・グループの宿泊利用の年間延べ利用者数を記入してください。利用者がいない場合は0と記入してください。（数字のみ）

- 宿泊利用者数は宿泊が可能な施設のみ回答。
- 30人の団体が2泊した場合、延べ人数は30人×2泊＝60人と計算してください。

*

52. 令和5年度の学校（幼・保を含む）日帰り利用の年間延べ利用者数を記入してください。利用者がいない場合は0と記入してください。（数字のみ）*

53. 令和5年度の学校（幼・保を含む）宿泊利用の年間延べ利用者数を記入してください。利用者がいない場合は0と記入してください。（数字のみ）

- 宿泊利用者数に関しては宿泊が可能な施設のみ回答。
- 30人の団体が2泊した場合、延べ人数は30人×2泊＝60人と計算してください。

*

54. 令和5年度の青少年団体日帰り利用の年間延べ利用者数を記入してください。利用者がいない場合は0と記入してください。（数字のみ）*

55. 令和5年度の青少年団体の宿泊利用の年間延べ利用者数を記入してください。利用者がいない場合は0と記入してください。（数字のみ）

- 宿泊利用者数に関しては宿泊が可能な施設のみ回答。
- 30人の団体が2泊した場合、延べ人数は30人×2泊＝60人と計算してください。

*

56. 令和5年度の企業等の日帰り利用の年間延べ利用者数を記入してください。利用者がいない場合は0と記入してください。（数字のみ）*

57. 令和5年度の企業等の宿泊利用の年間延べ利用者数を記入してください。利用者がいない場合は0と記入してください。（数字のみ）

- 宿泊利用者数に関しては宿泊が可能な施設のみ回答。
- 30人の団体が2泊した場合、延べ人数は30人×2泊＝60人と計算してください。

*

58. 令和5年度のその他（家族・グループ、学校（幼・保を含む）、青少年団体、企業等以外）の日帰り利用の年間延べ利用者数を記入してください。利用者がいない場合は0と記入してください。（数字のみ）*

59. 令和5年度のその他（家族・グループ、学校（幼・保を含む）、青少年団体、企業等以外）の宿泊利用の年間延べ利用者数を記入してください。利用者がいない場合は0と記入してください。（数字のみ）

- 宿泊利用者数に関しては宿泊が可能な施設のみ回答。
- 30人の団体が2泊した場合、延べ人数は30人×2泊＝60人と計算してください。

*

60. 令和5年度と3年前(令和2年度)を比べた日帰り利用者数の変化について、あてはまるものを選んでください。*

	1.増えた	2.変わらない	3.減った	4. 利用対象外
家族・グループ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
幼稚園・保育園	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
小学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
中学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
高等学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
青少年団体	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
企業等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

61. 令和5年度と3年前(令和2年度)を比べた宿泊利用者数の変化について、当てはまるを選んでください。

*

	1.増えた	2.変わらない	3.減った	4. 利用対象外
家族・グループ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
幼稚園・保育園	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
小学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
中学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
高等学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
青少年団体	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
企業等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

62. 中期計画（5～6年程度）で利用者の受入方針を定めて行動していますか。*

1. している
2. していない

63. 3年後（令和8年度）の貴施設の日帰り利用者数はどのようになると思いますか。当てはまるものを選んでください。指定管理者制度を導入している場合は、自身の契約期間が終了しても施設としての利用があることを見据えた上でお答えください。

- 日帰り利用者数

*

	1.増えている	2.変わらない	3.減っている	4. 利用対象外
1. 家族・グループ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 幼稚園・保育園	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 小学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 中学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 高等学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 青少年団体	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 企業等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

64. 3年後（令和8年度）貴施設の宿泊利用者数はどのようになると思いますか。当てはまるものを選んでください。指定管理者制度を導入している場合は、自身の契約期間が終了しても施設としての利用があることを見据えた上でお答えください。

- 宿泊利用者数

*

	1.増えている	2.変わらない	3.減っている	4. 利用対象外
1. 家族・グループ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 幼稚園・保育園	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 小学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 中学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 高等学校	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 青少年団体	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 企業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. その他	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

主催事業・イベント

65. 令和5年度に実施した日帰り型の主催事業・イベントについて、実施した場合は「あり」を選び、件数を「その他」に記入してください。しなかった場合は「なし」を選んでください。

- 同一の参加者を対象として複数回行った事業（シリーズものなど）は実施回数に関わらず1件としてください。

*

1. あり
2. なし
- その他

66. 令和5年度に実施した宿泊型の主催事業・イベントについて、実施した場合は「あり」を選び、件数を「その他」に記入してください。しなかった場合は「なし」を選んでください。

- 同一の参加者を対象として複数回行った事業（シリーズものなど）は実施回数に関わらず1件としてください。

*

1. あり
2. なし
- その他

67. 令和5年度に1件でも主催事業・イベントを実施した施設のみお答えください。対象者を選んでください。（複数回答可）当てはまる分類がない場合は、その他に具体的に記入してください。*

1. 幼児（未就学児）
2. 小中学生
3. 高校生以上
4. 保護者
5. 親子
6. 不登校・ひきこもりの青少年
7. その他の課題を抱える青少年
8. 青少年教育施設・団体の指導者
9. 学校教員
10. ボランティア(希望者も含む)
- その他

68. 事業参加費の徴収方法についてお答えください。（複数回答可）当てはまるものがない場合は、「その他」に具体的に記入してください。*

- 1. 徴収しない（寄付金や助成金で賄う）
- 2. 指導料を除く実費（材料費・施設使用料など）のみを徴収
- 3. 指導料のみを徴収
- 4. 全ての経費と収益を積算し参加費として徴収
- その他

69. 主催事業・イベントの内容を選んでください。（複数回答可）当てはまるものがない場合は、「その他」に具体的に記入してください。*

- 1. 自然体験活動に関する事業
- 2. 勤労観・職業観の育成に関する事業
- 3. 環境教育に関する事業
- 4. ボランティアの養成・資質向上に関する事業
- 5. 国際交流・国際理解に関する事業
- 6. 異年齢交流(世代間交流を含む)に関する事業
- 7. ノーマライゼーションの理解・普及に関する事業
- 8. 歴史や芸術等の文化的な事業地域の歴史
- 9. 科学・理科教育に関する事業
- 10. 食育に関する事業
- 11. メディアリテラシーを育成する事業
- 12. 家庭教育の支援に関する事業
- 13. 通学合宿に関する事業
- 14. 青少年のリーダーシップ育成に関する事業
- 15. 施設開放(フェスティバル等)に関する事業
- 16. 子どもの貧困対策に関する事業
- 17. 青少年教育施設・団体の指導者等の資質向上に関する事業
- 18. スポーツ振興に関する事業
- 19. 読書活動に関する事業
- 20. 伝統文化に関する事業
- 21. ESD教育に関する事業
- 22. STEAM教育に関する事業
- 23. 探求活動に関する事業
- その他

70. 令和5年度と3年前(令和2年度)を比べた主催事業数の変化について、あてはまるものを選んでください
（それぞれ1つ）。*

	増えている	変わらない	減っている
1. 日帰り型事業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 宿泊型事業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

71. 令和5年度に地域の各種施設・団体と連携した活動や事業を行いましたか。*

1. 行った
2. 行っていない

72. 地域の各種施設・団体と連携した活動や事業を、「1.行った」を選んだ施設のみ、次の質問にもお答えください。実施した主な主催事業・イベント最大2つまで、（1）活動内容、（2）連携した相手、（3）連携理由をセットにして、下記より選んでください。

（記入例：共催事業・イベント、高等学校、地域や社会のニーズに即した事業を展開した場合＝1,4,7）。

・（1）活動内容：

1.共催事業・イベントの実施 2.広報活動：共同した利用者向けパンフレット等の作成 3.ホームページ等での関係機関の紹介、リンク情報の発信 4.研修会や交流会の共同実施 5.職員やボランティアの派遣や受け入れの実施 6.研修支援（受入れ事業での支援協力 7.調査研究やガイドブック、教材等の企画作成 8.施設、物品・整備等の貸し借り 9.その他

・（2）連携した相手：

1.幼稚園、保育園 2.小学校・中学校 3.高等学校 4.大学・専門学校・研究機関 5.教育委員会（事務局） 6.教育委員会以外の行政部局 7.他の青少年教育施設 8.青少年教育施設以外の社会教育施設 9.ボーイスカウト・子ども会等の青少年団体 10.NPO法人・公益法人 11.漁協、農協、商工会などの地元組織 12.町内会・自治会などの自治組織 13.企業 14.児童福祉施設 15.適応指導教室 16.マスコミ 17.その他

・（3）連携理由：

1.施設の教育機能を高めるため 2.人手不足を解消するため 3.経費の節減を図るため 4.相互のノウハウ・専門性を活かすため 5.多様な活動や総合的な事業展開を図るため 6.施設の事業や活動を社会に広く発信するため 7.地域や社会のニーズに即した事業を展開するため 8.地域に根付いた施設運営を図るため 9.様々な機関・団体とのネットワークを広げるため 10.青少年教育施設の知名度を向上させるため 11.これまでであった連携をより強化させるため 12.その他*

【1つ目の連携について】

73. 【2つ目の連携について】

施設の特色化

「施設の特色化」とは、立地地域の自然環境、文化、産業等の特性、STEAM教育や探究活動等を踏まえ施設の運営や活動プログラム及び主催事業を差別化し、青少年に特徴ある体験を提供することを想定しています。これについて次の質問にお答えください。

74. STEAMという言葉を知っていましたか。STEAMとは、Science科学, Technology技術, Engineering工学, Art芸術, Mathematics数学、の頭文字をつなげたものです。*

- 1. 知っていた
- 2. 知らなかった

75. 次の項目について力をいれたいと思っている程度についてあてはまるものを選んでください（STEAM教育）。*

	取り組んでいる・実施している	今後やっていきたい	やらない	わからない
1. STEAM教育を取り入れた施設運営	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. STEAM教育を取り入れたプログラム提供	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. STEAM教育を踏まえた地域、他団体との連携について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

76. 次の項目について力をいれたいと思っている程度についてあてはまるものを選んでください（伝統文化・地域資源）。*

	取り組んでいる・実施している	今後やっていきたい	やらない	わからない
1. 伝統文化や地域資源を取り入れた施設運営	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 伝統文化や地域資源を取り入れたプログラム	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 伝統文化や地域資源を踏まえた地域、他団体との連携について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

77. 次の項目について力をいれたいと思っている程度についてあてはまるものを選んでください（探究活動）。*

	取り組んでいる・実施している	今後やっていきたい	やらない	わからない
1. 探究活動を取り入れた施設運営	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 探究活動を踏まえた地域、他団体との連携について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

78. 提供している野外炊事でのお米の提供または炊き方で当てはまるものに○をつけてください。*

- 1. 食堂で提供
- 2. 羽釜
- 3. 飯盒
- その他

79. LGBTQ+の対応としてあてはまるものを選んでください。*

- 1. 対応している
- 2. 対応していない

80. LGBTQ+に関する対応の例を1つあげてください。

81. 令和6年4月1日から合理的な配慮の提供が義務化されました。それに伴い、合理的な配慮の提供として対応していることがあれば、具体的に記入してください。

- 「合理的な配慮」とは、個々の場面で障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」という意思が示された場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲で、バリアを取り除くために必要かつ合理的な対応をすることを指します。

施設でできる活動

82. 令和5年度に貴施設で実施した事業（主催事業だけでなく利用団体が実施したものも含む）の費用の徴収状況について該当するものを選んでください。実施していないものには、「実施していない」を選んでください。*

	無料	材料費やレンタル料 などの実費を徴収	指導費徴収	参加費（材料費＋ 指導費）徴収	実施していない
1. 登山	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. ハイキング	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. キャンプ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 川・沢遊び、 沢登り等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 海水浴	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. シュノーケリン グ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. カヌー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
8. カッター	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
9. いかだ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
10. つり	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
11. スキー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
12. スノーボード	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
13. かんじき・スノ ーシュー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
14. そり遊び	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
15. 自然観察	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
16. 天体観測	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
17. ナイトハイク	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
18. バードウォッチ ング	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
19. 野外炊飯	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
20. そば・うどん づくり	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

83. 令和5年度に貴施設で実施した事業（主催事業だけでなく利用団体が実施したものも含む）の費用の徴収状況について該当するものを選んでください。実施していないものには、「実施していない」を選んでください。*

	無料	材料費やレンタル料などの実費を徴収	指導費徴収	参加費（材料費＋指導費）徴収	実施していない
21. もちつき	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
22. 農作業	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
23. キャンプファイア	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
24. オリエンテーリング	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
25. ウォークラリー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
26. フィールドアスレチック	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
27. プロジェクトアドベンチャー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
28. 各種音楽活動	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
29. 茶道・華道	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
30. 歴史等講話・史跡巡り	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
31. 民族芸能・演劇・ダンス	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
32. 竹細工・わら細工	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
33. 七宝焼き	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
34. 焼き板	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
35. 陶芸	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
36. 木工	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
37. 手芸	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
38. 環境美化運動	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
39. 奉仕活動	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
40. 講義・学習・ゼミ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

84. 上記以外で、施設で提供している活動があれば記入してください。

85. 「施設でできる活動」の中で、利用者が最も多かったプログラムを、上記の一覧の中から選び、番号を記入してください。

86. 「施設でできる活動」の中で、施設が最も力を入れたプログラムを、上記の一覧の中から選び、番号を記入してください。

施設の防災時の役割

87. 防災施設としての役割についてあてはまるものを選んでください。(複数回答可) 役割について該当するものがない場合は、その他に具体的に記入してください。

- 1. 避難所
- 2. ボランティア活動支援拠点
- 3. 防災備蓄等拠点
- 4. 防災施設としての役割はない
- その他

朝のつどい・夕べのつどい

88. 朝のつどい、夕べのつどいの実施について次の中から選んでください。該当するものがない場合は、その他に具体的に記入してください。

- つどいとは、利用団体の相互交流・交歓の場、またはそれに類するものとして、ここでは朝のラジオ等の実施も含まれます。

1. 朝・夕実施
2. 朝のみ実施
3. 夕のみ実施
4. 実施していない
- その他

89. つどいを実施している施設のみお答えください。つどいの参加はどのようにしていますか。該当するものがない場合は、その他に具体的に記入してください。

1. すべての団体・グループの参加で行う
2. 研修日程に支障がある場合は参加しなくともよい
3. 希望する団体・グループのみが参加
4. 団体・グループが自主的に行う
- その他

ボランティアの活動状況

90. 施設でのボランティアの活動について、次の中からあてはまるものを選んでください。

- ここでいうボランティアは、交通費や食費など実費程度を負担している場合を含めます。

*

1. 活動している
2. 活動していない

91. ボランティアが「1. 活動している」と回答した施設のみ答えてください。ボランティアの活動内容について、次の中からあてはまるものを選んでください。（複数回答可）

1. 主催事業の運営支援
2. 施設利用者の活動補助
3. 自主企画事業(講座等)の実施
4. 施設整備(環境美化や保守点検)
5. 託児や子どもの世話
- その他

92. ボランティアの登録制度について、次の中からあてはまるものを選んでください。

- 他機関（教育委員会など）で登録がある場合は除き、貴施設での登録制度についてお答えください。

1. ある
2. ない

93. ボランティアの登録制度が、「1. ある」と回答した施設のみ答えてください。令和5年度のボランティアの登録人数について、次の中からあてはまるものを選んでください。

1. 10人未満
2. 10～20人
3. 21～50人
4. 51～100人
5. 101人以上

94. ボランティア受け入れに関して、大学等との授業（ゼミ、社会教育実習など）の連携がありますか。

- 1. ある
- 2. ない

95. ボランティアの活動に関して、課題となっていることは何ですか。（複数回答可）

- 1. ボランティアの減少
- 2. ボランティアの募集
- 3. ボランティアのコーディネート
- 4. ボランティアの研修
- 5. 交通費・食事・保険等の経費の捻出
- 6. ボランティアと職員の役割分担
- 7. 特にない
- その他

指導者に関すること

96. 指導系職員の中に以下の属性に当てはまる人を選んでください。（複数回答可）*

- 1. 学校教員（人事交流・出向等）
- 2. 元学校教員（定年退職者等）
- 3. 社会教育主事（として発令されている人）
- 4. （発令されていない）社会教育主事の有資格者
- 5. 施設ボランティアのOB・OG
- 6. ほかの青少年教育施設の勤務経験がある人
- 7. 指定管理団体職員
- その他

97. 指導系職員の研修への参加状況についてどのように思いますか。*

- 1. 十分に研修を受けることができている
- 2. 十分に研修を受けることができていない
- 3. どちらとも言えない
- 4. 必要がない

98. 指導系職員の研修で、「2. 十分に受けることができていない」を選んだ施設のみ、教えてください。理由としてどのようなことがありますか。（複数回答可）

- 1. 必要経費を負担できない
- 2. 人的余裕がない
- 3. 研修の期間が長い
- 4. 研修の時期が合わない
- 5. 魅力的な研修がない
- 6. どんな研修があるかわからない
- 7. どんな研修に行けばよいかわからない
- その他

利用者への指導・かかわり

99. 利用者の活動案作成への助言・協力を行うことはありますか。*

- 1. ある
- 2. ない

100. 利用者の活動に対する指導を行うことはありますか。*

- 1. ある
- 2. ない

101. 利用者の活動の指導を行うことが、「1. ある」を選んだ施設のみ、次の中からあてはまるものを選んでください。（複数回答可）当てはまるものがない場合はその他に具体的に記入してください。*

- 1. 常勤職員による指導
- 2. 非常勤職員による指導
- 3. ボランティアによる指導
- その他

102. 職員の利用者のかかわり方としてあてはまるものを次の中から選んでください。（複数回答可）当てはまるものがない場合はその他に具体的に記入してください。*

- 1. 直接指導・かかわり（直接指導）
- 2. 活動への助言・アドバイス（間接指導）
- 3. ロビーワーク（施設のフリースペースでの声掛けなどの総称）
- 4. アウトリーチ（施設外や地域へ出向いた広報活動）
- その他

103. 教員の負担を軽減するために学校の利用に関して特別に行っているものとして当てはまるものを選んでください。（複数回答可）当てはまるものがない場合はその他に具体的に記入してください。

- 1. 学校へ出向いた事前・事後指導
- 2. 体験活動の直接指導
- 3. 生活場面における指導
- その他

104. 指導に関して、貴施設の職員（常勤）のどれかが所有することを必須としている保有資格があれば教えてください（主なものを6つ）。

105. 指導に関して、貴施設の職員（常勤）すべてに必須としている保有資格があれば教えてください（主なものを6つ）

106. 指導に関して、貴施設の職員（常勤）の望ましい保有資格があれば教えてください（主なものを6つ）

107. ハラスメント事例はありますか（主に利用者によるもの）。あった場合には「1. ある」を選択し、「その他」に具体的に記入してください。*

1. ある

2. ない

その他

108. ハラスメント事例に対応する方針はありますか。具体的に記入してください。

青少年機構に関して

109. 国立青少年教育振興機構に期待することを教えてください。（複数回答可）当てはまる項目がない場合は、「その他」に具体的に記入してください。*

- 1. 先駆的・モデル的な事業の開発・普及
- 2. 安全管理に関する情報提供
- 3. 指導者養成、職員研修
- 4. 施設・団体間のネットワークづくり
- 5. 青少年教育に関する調査・研究
- 6. 青少年教育に関する情報提供（他施設の情報提供含む）
- 7. 特にない
- その他

利用者及び青少年の参画について

110. 施設の運営に関するアンケートを実施していますか。*

- 1. はい
- 2. いいえ

111. アンケート実施しているに「1. はい」を選んだ場合、次の質問に回答してください。アンケートの実施対象者をお答えください。（複数回答可）当てはまるものがない場合はその他に具体的に記入してください。

- 1. 施設を利用した本人
- 2. 利用団体の代表者のみ
- 3. 活動に携わったボランティア
- その他

112. アンケート実施しているに「1. はい」を選んだ場合、次の質問に回答してください。実施したアンケートは、施設的环境や利用の改善に活かされていますか。

- 1. 十分に活かされている
- 2. まあまあ活かされている
- 3. あまり活かされていない
- 4. 活かされていない

113. 施設の運営に関する意見箱やアイデアボードを設置していますか。*

- 1. はい
- 2. いいえ

114. 施設の運営に意見箱やアイデアボードを設置している場合、次の質問にも回答してください。施設的环境や利用の改善に活かされていますか。

- 1. 十分に活かされている
- 2. まあまあ活かされている
- 3. あまり活かされていない
- 4. 活かされていない

115. 施設の運営についての利用者の意見を聞くためにSNSやインターネットを活用していますか。*

- 1. はい
- 2. いいえ

116. 利用者の意見を聞くために、SNSやインターネットを活用しているで、「1. はい」を選んだ施設のみ、次の質問にもお答えください。利用者の声を収集するために活用しているSNSやインターネットの種類についてお答えください。（複数回答可）当てはまるものがない場合はその他に具体的に記入してください。

- 1. ホームページのお問い合わせフォーム（メールを含む）
- 2. facebookやX（旧Twitter）などのSNS
- 3. LINEなどのコミュニケーションツール
- その他

117. SNSやネットの活用により、利用者の意見は施設的环境や利用の改善に活かされていますか。

- 1. 十分に活かされている
- 2. まあまあ活かされている
- 3. あまり活かされていない
- 4. 活かされていない

118. 上記のアンケート、意見箱やアイデアボード、SNSやネットの活用以外に、利用者からの意見を聞くために実施していることがありましたら記入してください。

情報発信・広報

119. 貴施設の広報宣伝活動に採用している方法を下記からすべて選んでください。選択肢にない場合は、その他の欄に記入してください。（複数回答可）

- 1. 口コミ（関係者または過去参加者）
- 2. 他事業の際に広報
- 3. 職員による出前講座
- 4. ポスター・チラシ掲示（例：公共施設
- 5. チラシ配布（会員向け）
- 6. 自治体等への回覧板
- 7. 市等の広報紙・誌に情報掲載
- 8. ミニコミ紙・地域情報紙に情報掲載
- 9. 新聞に情報掲載
- 10. マスコミへの有料広告
- 11. パブリシティ（マスコミ等への情報提供など）
- 12. 施設ホームページ
- 13. メール配信サービス
- 14. LINEグループへの情報発信
- 15. X（旧Twitter）
- 16. Instagram
- 17. Facebook
- 18. YouTube
- 19. 学校・教育委員会等への訪問
- その他

120. 広報宣伝活動の媒体または手段のうち最も効果があったもの上位3つを選んでください。当てはまるものがない場合はその他に具体的に記入してください。

- 1. 口コミ（関係者または過去参加者）
- 2. 他事業の際に広報
- 3. 職員による出前講座
- 4. ポスター・チラシ掲示（例：公共施設）
- 5. チラシ配布（会員向け）
- 6. 自治体等への回覧板
- 7. 市等の広報紙・誌に情報掲載
- 8. ミニコミ紙・地域情報紙に情報掲載
- 9. 新聞に情報掲載
- 10. マスコミへの有料広告
- 11. パブリシティ（マスコミ等への情報提供など）
- 12. 施設ホームページ
- 13. メール配信サービス
- 14. LINEグループへの情報発信
- 15. X（旧Twitter）
- 16. Instagram
- 17. Facebook
- 18. YouTube
- 19. 学校・教育委員会等への訪問
- その他

これで調査は終わりです。協力ありがとうございました。

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

 Microsoft Forms

体験活動情報サイト
さがせる みつける つながる



プログラム & イベント

掲載者 募集中

イベント・プログラム
情報を全国へとどける

イベント **2025**
アップデート
登録スタート

利用料・掲載料は
すべて無料

学校へ

地域へ

家族へ



登録は無料。
最速で広報スタート。



かんたん3ステップ掲載：

1. アカウント
作成
団体情報を
入力

2. プログラム
登録
内容・写真を
UP

3. 公開・
マッチング
全国の
子どもたちへ

※マッチング：条件に合う者同士を結びつけること。

どんな団体が使えるの？

何を登録できるの？

企業、NPO、自治体、
ボランティア等
様々な団体様で利用可能

校外学習・出前授業・
オンライン等、様々な
形式に対応



「青少年教育関係施設基礎調査」報告書 令和6年度調査 執筆者

青山 鉄兵 国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター客員研究員
高橋 旺子 国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター研究員
佐藤 博幸 国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター研究員

調査データ集計ゼミ (※)

飯山 和也 国立青少年教育振興機構本部
大西 亮真 国立中央青少年交流の家
小淵 正美 国立大隅青少年自然の家
狩野 美月 国立妙高青少年自然の家
川崎 晃大 国立那須甲子青少年自然の家
小林 祥之 国立若狭湾青少年自然の家
杉本 守 国立那須甲子青少年自然の家
日高 由樹 国立諫早青少年自然の家
山下 詩恩 国立淡路青少年交流の家

※本調査報告書は、国立青少年教育振興機構青少年教育研究センターの研究員を中心にゼミ形式にて分析・執筆しております。

(お願い)

本報告書を引用された場合には、今後の参考とさせていただきたいと思っておりますので、国立青少年教育振興機構青少年教育研究センターまで、メール、FAX 等でその旨ご連絡いただけましたら幸いです。

「青少年教育関係施設基礎調査」報告書 令和6年度調査

令和8年3月

編集・発行

国立青少年教育振興機構青少年教育研究センター
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1
TEL 03-6407-7741 FAX 03-6407-7619
E-mail kenkyu-soumu@niye.go.jp
